

議 事 録  
名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会  
第 1 5 回

- 1 . 日 時 : 平成 25 年 12 月 10 日 ( 火 ) 10:00 ~ 18:20
- 2 . 場 所 : 経済産業省別館 312 会議室

3 . 議事次第

- 1 ) 検討会報告書素案について
- 2 ) その他

4 . 配布資料

- 資料 1 - 1 : 検討会報告書素案  
資料 1 - 2 : 検討会報告書素案 ( 修正箇所見え消し )  
資料 2 : 検討会報告書素案の参考資料 3

- 参考資料 1 : 国内措置のあり方に関する論点整理について  
参考資料 2 : 報告書素案 ( H25.11.21 版 ) へのご意見  
参考資料 3 : パブリックコメント ( 意見の募集 ) 等について

5 . 出席者

( 委員 )

磯崎座長、浅間委員、小幡委員、小原委員、鈴木委員、炭田委員、寺田委員、二村委員、藤井委員、丸山委員、吉田委員

( 関係府省 )

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省

( 事務局 )

環境省 : 星野自然環境局長、奥主大臣官房審議官、江口総務課長、亀澤自然環境計画課長、堀上生物多様性施策推進室長、柴田企画官、中澤課長補佐、中島課長補佐、泉課長補佐、辻田係長、笠原係長、小林事務補佐員

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング : 森口主任研究員、西田副主任研究員、菌専門研究員

## 6 . 議事録

### 開会

**中澤補佐** ただいまより、第15回名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会を始めます。

本日は、委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、本検討会にご参加いただきまして大変ありがとうございます。

初めに、資料の確認をします。

本日の資料は、資料 1-1「検討会報告書素案」、資料 1-2、資料 2「検討会報告書素案の参考資料 3」です。

参考資料については、参考資料 1「国内措置のあり方に関する論点整理について」、参考資料 2 前回からの報告書素案に対して各委員から意見としていただいたものをまとめて整理したものです。参考資料 3「パブリックコメント（意見の募集）等について」。5日に資料を事前に送付しておりますけれども、その時点からの資料の変更点として、資料 2-2の と資料 2-8の が追加になっています。素案を初めとするその他の資料につきましては、事前に送付したものと同一ものがございます。

また、今回も机上に、前回までの資料とか生物多様性条約、名古屋議定書のテキストをまとめた資料をファイルでお手元でございます。お持ち帰りになる場合には事務局にお声がけいただきまして、また次回お持ちいただければと思います。

本日は、足立委員、北村委員、西澤委員はご欠席と伺っております。

本検討会は公開で行わせていただきます。

それでは、磯崎先生に進行をお願いしたいと思います。

**磯崎座長** おはようございます。今回はちょっと変則で、午前中、それから昼食を挟んで午後という予定でいます。

それから、今、事務局から説明がありましたように、パブリックコメントの時間を考えると、今年ではこれを最後という形で検討が終えられればと思いますので、ご協力をお願いいたします。

残っているのは、主権的権利の行使、国内 PIC に関する途中からです。

進め方については、そのほかにいくつか確認すべきこととかがありますので、そうしたことを含めて、今日は進めていきたいと思います。

それでは、前回終わりのところから、そして今回までの間に修正が行われたり、それから一部変更がありますので、議事の進め方含めて、事務局からお願いいたします。

**辻田係長** それでは、事務局より、まずは前回の議論の振り返りをさせていただきます。

資料 1-1 の目次の箇所をご覧いただければと思いますが、前回は 章の「名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ」の 2. の「遵守に関する国内措置」の「(3) 適用の範囲」のちょうど真ん中あたりの、目次には書いてないですけども、「コモディティの扱い」というところから、「(5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について」の最後までご議論いただきました。

今回の進め方ですが、今回も、前回のご議論を踏まえまして、 章の書き方について事務局で整理を行っておりますので、まずはこのことについてご確認をいただきたいと考えております。その上で、資料 1-1 では 24 ページからになります「3. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について」から順に、 章の最後までご議論いただきたいと思います。

そうしましたら、最初に戻りまして、目次より前の、表紙裏の「まえがき」の部分をご議論いただき

たいと思います。

その後、 章を飛ばしまして、 章の序文のほうから、前回はご議論いただきました 23 ページまでの部分について、ブラケットが残っている箇所などについて改めてご確認をいただきたいと思います。

本日は、以上の内容について、パブリックコメントに向けてご議論をまとめていただければと考えております。

章と 章、そして資料 2 とさせていただいております報告書素案の参考資料 3 については、時間が許すようでしたら、再度ご確認いただければと考えております。

なお、資料説明の際にも申し上げましたが、前回同様に、資料 1-1 は変更箇所を反映したもので、資料 1-2 は前回の資料からの変更箇所を見え消しの状態としたものとしております。資料 1-2 では、青文字の部分が変更箇所になりまして、資料 1-1 及び 1-2 とともに黄色に塗りつぶしている箇所は、第 12 回以降に素案の内容について事前にメールなどで委員の皆様方にご確認をお願いした際に、ご意見をいただいて加除修正した箇所になります。

また、 章でブラケットをつけている箇所がございますが、これまでもご説明しておりますとおり、こうした箇所は記載のもととなったご発言をされた方とは別の方から、その趣旨を変えるような別の観点からのご提案をいただいた場合に、異なるご意見があったことをわかりやすくお示するため、原文とご提案の内容を併記しているものです。

前回の検討会以降に、個別のご意見の違いによってブラケットがついていた部分については、ご提案をいただいた委員の方に事務局より個別に調整をさせていただきました。その上でいくつかブラケットが外れたものがあります。このため、ブラケットの数としては、前回の検討会資料よりも少なくなっていますが、残りの部分についても本日ご議論いただいて、全て外していただければと考えております。

ご議論の際にお使いいただく資料としては、前回同様に、基本的に読みやすいほうの資料 1-1 とすることとさせていただいて、資料 1-2 の見え消しのほうは、変更箇所を確認する場合など、必要なときに適宜参照するというにさせていただければと考えております。

事務局からの説明は以上です。

**磯崎座長** ありがとうございます。

それでは、今説明がありましたように、報告書の書き方、整理の仕方ということについて確認をして、それから具体的な中身、24 ページからのところという手続きで行きたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(はい)

## 1) 検討会報告書素案について

**磯崎座長** それでは、その書き方の整理についてお願いいたします。

**辻田係長** それでは、資料 1-1 の 18 ページをご覧いただければと思います。

前回の検討会では、本文と検討課題としていた内容の性格の違いについてのご質問ですとか、検討課題というタイトルについて、よりよいものが考えられないかというようなご指摘などをいただいております。こうしたご意見を踏まえまして、事務局で次のような整理を行いました。

まず、本文の部分については、その項目についてのご意見のうち共通性が見られた部分、少なくとも反対するご意見のない部分で、その項目について大きな方向性を示す内容としています。

次に、「検討すべき事項」については複数のご意見があるなどして、方向性が見出されるところまで

は至っていないと思われる事項ですとか、特定の状況（例えば提供国での法令の実施状況がある状態であった場合など）を想定した上での事項などで、追加的に検討や考慮が必要とされる内容としています。なお、前回まではこれについては「検討課題」としていましたが、ご意見を受けて、「検討すべき事項」という表記にさせていただいております。

さらに、ご意見が明確に分かれている事項を記載する「意見が分かれた事項」という項目を追加しております。ただし、この意見が分かれた事項については、委員の方に個別に調整をさせていただいた結果として、この18ページにあります1カ所のみとなっております。このため、事務局としましては、今日のご議論でこれについても「検討すべき事項」などに変えていただければと考えています。

説明は以上です。

**磯崎座長** この委員会で何回か出ていた本文、それから「今後の」という、その括弧の中の見出しの書き方ですね。それから、意見が分かれたというので一つだけ残っているということですが、これについていかがでしょうか。

**吉田委員** 18ページの30行目の「意見が分かれた事項」のところですけども、これは、後ろのほうに出てくる、大変議論になった、不履行の人に対して調査権をやるなんていうよりは、もう少し緩やかな、設定状況とか動向とかを把握するということですので、これはチェックポイントとしては当然必要なことかなと思いますので、意見が分かれたのではなくて、もう一つ上のランクの「検討すべき事項」にしてもいいんじゃないかなと思います。

**炭田委員** すみません、最初にちょっと確認したいんですけど、先生が言われたご趣旨は、意見が分かれた事項についてそういう項目を設けるかどうかということの質問だったのですか。それとも、ここにもう入って、この具体的な議論をしましょうという議論だったんですか。どちらだったんですか。

**磯崎座長** このような分け方に今回事務局で変えたということですよ。そのような分け方でいいかが一つと、それから、説明で最後にありましたように、このようにやってみたら、項目はここ一つだけなので、それについてどうするかも一緒に伺っています。

**炭田委員** そういう趣旨ですね。私は、今はこれ一つだけだけど、そのうち議論が進んでいったらどうなるかわかんから、一つだからといって、これをまず解決して進みましょうというのではなくて、「意見が分かれた事項」というのは残しておいて、それぞれ個別にやっていった結果として、それは全て消滅するということはあり得るけど、いまの時点でこういう第3のカテゴリーをなくすということは決めなくていいと思います。

**磯崎座長** 中身のほうではどうですか。今、吉田さんから一つ意見がありました。

**炭田委員** 中身のほうは、私がこの意見を述べたうちの一人だと思いますけど、その時点では「意見が分かれた事項」というカテゴリーはなかったわけですね。本文と検討事項。検討事項の中にこういうのも一つあった。「意見が分かれた事項」のほうに分けたほうがいいんじゃないかという意見を、私も提出しました。理由は……。

**辻田係長** すみません。遮ってしまって申し訳ありませんが、今の時点では、この部分について中身の議論はせずに、まずは国内 PIC から始めさせていただければと思います。この部分については、17ページの32行目から始まるこの項目（ア効果的な監視（monitoring）の方法）全体について本日見直そうということにしています、その時間は後で設けますので、項目全体を踏まえてご議論をいただいたほうがいいかなと思います。

**炭田委員** 結構です。そのとおりだと思います。

**小原委員** この分け方はこれでいいと思うんですけど、「検討すべき事項」の定義といえますか、多

分私の理解では、これはあり方だから、細かいいろんな方策に関してはこれから詰めていただくと。そのアイデアなり、こういうところを気をつけなさいよということだと思うんですけども、だから方向性は出ているのではないかなと思うんですけど、どうなんでしょうかね。つまり、ここは別に意見が大きく分かれているわけじゃないし、場合によったら非常にマイナーなところもあるし、それを上に書くほどではないけれども、ということなんじゃないか。

ほかを見たら、もうちょっと大きなことで、方向性はある程度煮詰まっていて、特に大きな反対もないようなところもあったような感じもするので、そこはそういう理解で 今個別の議論はしませんけども。検討事項というのは、分かれているわけではないのですよね。大きな方向は、検討会としては合意しているけども、細かい細部のテクニカルなことについては、これから当然政府で決められることだから、参考にしてほしいという。

**磯崎座長** という趣旨は、「意見が分かれた事項」という整理は要らないという。

**小原委員** いや、それは当然あると思うので、検討事項の中に、結構上に上げてもいいことがあるのではないかという。ここはこれでいいと思うんですけど。だから、考え方だけを確認しておきたい。

**中澤補佐** 検討すべき事項については、先ほど辻田のほうから説明があったように、複数のご意見があるものの、その方向性が見出せてないもの、こういったことを検討すべきであると。今、小原先生がおっしゃったように、今後のあり方を検討する上では課題になるもの。そういう意味は、委員の方々が、これを検討しなさいということが大きな方向性だということであれば、それが大きな方向性になるかもしれません。ただ、我々の整理としては、そういったものも含めて検討すべき事項のほうに今入れています。整理論の話かもしれません。

**吉田委員** 個別問題ではなく構造の問題だということですので、もう一度、構造の問題としてお話しすると、例えば 18 ページの 30 行のところなんていうのは、「意見が分かれた事項」と書いてはありますけども、これについて、どういう意見があって、反対意見はどういうふうにあったと書いていないのですね。だから、意見が分かれた事項としてという項目を設けて書くのであれば、こういう意見があって、一方こういう意見があったというふうに書かないと、「意見が分かれた事項」というふうに入れる意味がないと思うのです。そういう意味で、そういうふうを書くまでもないものであれば、「検討すべき事項」でいいのではないかなと思っています。

**炭田委員** 選択肢としては、修正して検討事項に入れるという選択肢もあるし、あってもなくてもいいのなら削除するという選択肢もあると思います。だから、意見が分かれたとか、そういうところでもめ過ぎるようなことがあれば、時間の節約のために削除という選択肢もあるというふうにしたほうがいいと思います。

**辻田係長** ちなみに、ご参考までですが、18 ページの 30 行～32 行に書いてある部分は「意見が分かれた事項」となっていますけれども、これについて、ここに置くべきだというご意見をいただいたのは炭田委員からです。その理由については、反対する別の観点からのご意見があるというより、ここにこうした内容を書くことがふさわしいのかという観点からのご意見だったと伺っておりますので、ここに「一方、こういうような意見もある」というような形で書くより、別の場所にこの内容を移動させるというような解決方法が考えられるのではないかなと、事務局としては現時点では考えております。個別の議論は、またこの部分についての議論の際に行っていただければと思います。

**磯崎座長** 今のような整理の仕方ですが、そのほかいかがでしょうか。

(なし)

**磯崎座長** そうしましたら、この「意見が分かれた事項」というのは、さっき何人かからありました

けれども、もしほかの場面でこれに該当するようなものがあれば、後で触れることにしますし、それから 18 ページのこの部分についても、内容面含めて、後ほど具体的に検討をしたいと思います。

**小幡委員** ちょっと確認ですが、この文書ができ上がったときに、局長に行くわけですね。それでパブコメになる。それで、パブコメを見た人たちが、どういう体裁でコメントをすべきか。このあり方検討会で決定したこと、検討すべき事項としたこと、それを、パブコメをする国民がどう受け取るか。また、局長がどう受け取るかによって、どうパブコメのときに発信するかというか、体裁を整えるか。また、意見を求めるかというところで、その辺の齟齬がないように、我々の思っていることをちゃんと局長に伝える、また、国民に伝える必要があると思いますので、そういう説明をパブコメの際にする必要があると思います。このままでいいとは思いますが、そういうことをしないと、一体何を検討したということになりますので、その辺をパブコメの際、また局長にお渡しするときは、そういう必要性があると思います。

**磯崎座長** パブコメの際の全体像とかはまた後で、議題の後ろのほうで説明があるかと思いますが、何か事務局で、今の時点で、必要ないですか。

**事務局** はい。

**磯崎座長** そういうわかりやすい何かはつけられると思います。

**炭田委員** ちょっと1点だけ。後でご説明されると思うのですが、最初に聞かせてください。

普通、ドキュメントを出すと、コピーされ、ひとり歩きをする可能性があるわけですね。だから、ドキュメントには作成者の銘を打つべきと思います。どこそこがどうつくったというのを書く。通常そうしますね。それで何かあったら問い合わせ先はここだよと。そうしないと、怪文書と言われるものになってしまう。

いずれは、おそらくこのドキュメントは、環境省が出す報告書の中に入れて、その報告書自身にちゃんとした形で誰がこの報告書を出したというふうになると私は想像していますけどね。だから、途中段階で出るときに、怪文書にならないように、何かを書いておく必要はあるかなと思います。

**中澤補佐** ドキュメントというのは、この報告書素案のことですね。

**炭田委員** そうです。

**中澤補佐** これまでの検討プロセスですとか、こういった方々に、こういった経緯でご議論をいただいているとか、そういったことは、通常のパブコメでもしっかり書いて、実施いたしますので、今回も確実にやりたいというふうに思っています。

**磯崎座長** それでは、具体的な中身のほうですが、先ほども説明がありましたように、前回からの続きのところ、24 ページ、国内 PIC の主権的権利行使のところからです。

それでは、説明をお願いいたします。

**辻田係長** 「遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について」の3節について、概要をご説明します。

24 ページの 23 行目あたりになりますが、「学術研究利用の観点からは、国際競争力の確保のためには、必要な遺伝資源等を最小限の手続きで、かつ、時宜に即した形で、国内はもとより海外とやりとりをする必要がある。国内 PIC 制度を導入すれば、迅速な研究開発の障害となることが懸念される」と。この行の最後のほうに飛んで、「学術研究利用と同様に産業利用の観点からも、国内や海外との遺伝資源等のやりとりの障害となり得る PIC 制度の導入は、死活的に深刻な問題となる可能性がある」と。

30 行からになりますが、一方、「遺伝資源に関連する伝統的知識については、条約や議定書では先住民等社会が有するものを指しており、国内にこうした知識があるとしても公知の状態であることが

考えられ・・・保護すべき固有の知識は仮にあったとしても少ないものと考えられる」と。

36行目からまとめの文章に入りまして、「上記のような状況から、PIC制度は措置すべきではない。しかし、遺伝資源を巡る情勢の変化等から将来的に必要な場合に備えて検討は継続する必要がある」というような内容になっています。

25ページからは検討をすべき事項を書いておりますが、委員の方から、いくつかの項目に分類すべきというご意見をいただいて、四つに分けて書いております。

まず、25ページの一番上は、国内PIC制度を措置することの是非 措置すべきか、しないままのほうがいいのかということに関して、さらに考慮する場合に検討すべき事項。

19行目からは、国内PIC制度を措置すると決めた場合に検討すべき事項で、主に制度面の話になります。

26ページの7行目に、一つだけですが、国内PIC制度以外の選択肢として検討すべき事項ということで、例えば簡易な証明書を発行するだけの仕組の可能性を書いています。

11行目は、その他の検討すべき事項として、コレクションにおける情報整備の促進というような内容になっております。

説明は以上です。

**磯崎座長** 3番、国内PIC制度をどうするかということですが、2ページちょっとぐらいですが、特に順番ではなくていいかと思いますが。

**吉田委員** 24ページの36行目、「国内PIC制度は措置すべきではない。」になっていますが、その前のバージョンでは、「国内PIC制度を措置する必要性は現時点では低いものと考えられる」だったと思うのですが、その後にも書いてありますように、遺伝資源を巡る情勢の変化等から将来的に必要な場合があると考えられるわけです。今の段階で日本が原産国となることを想定したものを先にやるということについては、研究や、産業の振興の視点だとか、そういったものから、今やることはないんじゃないかというお話は確かにあったと思うんですけども、将来的にもそれはないかということ、そうではないと思うんですね。やはりこれについては、もとの案の、「必要性は現時点では低いものと考えられる」のほうが望ましいのではないかと思います。

**炭田委員** 私は、今言われた趣旨に関しては、37行目～38行目にかけて、「しかし、遺伝資源を巡る情勢の変化等から将来的に必要な場合に備えて検討は継続する必要がある」と、そういう文章がありますから、カバーされていると思います。だから、私はこのままでいいんじゃないかと思います。

**経済産業省** この章のタイトルについては、遺伝資源等への主権的権利の行使ということで整理がされていますけれども、生物多様性条約ですとか、あと名古屋議定書を見ますと、主権的権利については、天然資源に対する主権的権利というような整理がなされております。そういうコンテキストでこの問題を捉える必要があるのではないかというふうに考えております。

また、いろいろ、主権的権利の対象範囲につきましては、このセクションに関しましては、天然資源ということで整理されているかと思いますが、ほかのコモディティの部分では、本当にこれが天然資源なのかどうかというようなことが疑問に思うようなものも入っているかというふうに受けとめております。

主権的権利の対象については、関係省庁で集まって、きちんと整理する必要があるかというふうに考えておりますので、今後、そういう整理に基づいて、この部分につきましては、また検討を深めていただければというふうに考えております。

以上です。

**磯崎座長** そのほか、3.のところについては。

**炭田委員** 3.全体はよく書かれていて、現在の文章のままで、私は全般的には賛成なんです。ただし、25ページの28行目から29行目にかけての文章ですね。黄色で書いてあるところ。そこはちょっと事実関係との整合性にちょっと問題があるように思います。読んでみます。

「既に国内 PIC 制度を措置している国のうち内外差別を設定している国は限定的である現状を鑑みても」というところなんですけどね。あとの「日本で国内 PIC 制度を措置する場合に内外差別する合理的な理由が思い当たらず」云々、これはそのままでもいいと思いますけど、その前段の「鑑みても」までの文章のところは、理由としては、これだけではないと思うんですね。このポイントは、日本が国内 PIC 制度を措置する場合に内外差別をする合理的理由は見当たらないと。それを補強する理由が前文にあると思うんですけどね。

だから、今の前文はなくてもいいと思うんですけど、口でちょっと説明させていただきますと、日本は、いわゆる先進国と途上国と分ければ先進国に属しますわね。普通、先進国とは何ぞやというときによく出されるのが、OECD 加盟国ですね。OECD 加盟国の一つの特徴は、自由貿易主義に賛同している、それから生活水準がある程度高いとか、そういうのがありますけど、自由貿易主義に基づき非関税障壁とか、そういういろいろなその国独自の障壁というのをできるだけ少なくしようという志で一致していますね。もちろん、科学技術を推進するとかいうことでも一致している。それが先進国です。日本はその先進国に属しているわけですけど、それで日本が国内 PIC 制度をして、天然資源を自国の主権を行使して他を排除するというか、許認可方式にするという発想は、先進国から出てきた発想ではなくて、議定書ができるときの議論では南北問題の議論だったと理解していますが、むしろ南の国から出てきた発想ですね。

だから、遺伝資源に対しては国内主権を行使して内外差別できるのだという発想は、そもそも先進国には基本的にはなじみにくい発想だと思います。だから主権を行使することはできるけども、行使することは条約上の義務ではない。

だから、既に措置している国の中で内外差別をしている国が少ないか多いかではなくて、そもそも国是として科学技術立国とか、あるいは開放的な経済体制とか、そういうのを求めている国というのは、特段の理由がなければ、内外差別をするということはしないですよ。だから、そういう言葉が前段にあるのならいいんですけど、今のままで書いていると、そのうちの理由としては、陰ったところだけを書いているから、むしろなくてもいいと思うんですね、その1.5行は。だからそれは削除するか、あるいは、削除しないなら、もっと長く、私が申し上げたようなことを上手に書くという方法もあるかと思いますが、私はとりあえず削除してもいいんじゃないかと思います。

**磯崎座長** おそらく今のところは、以前、外務省から指摘がオブザーバーとしてあったような気がします。WTO、GATT との関連での内外差別では物品が対象になっています。外国企業が何か活動をする際の内外差別は、調達などを含めて2国間で別の条約があるときに出てくる話であるというような、ちょっと複雑な内外差別についての現状が背景にあります。それで GATT 貿易制度を理由にしてここで書くことができないので、このような書き方をしているのだと思います。

正確に書くと非常に複雑になるかと思いますが、その辺はどうするか。今のような WTO 体制を根拠にして書くことが難しいので、事務局としてはこの整理になっているかと思いますが、その辺も含めて考えないといけないかと思います。

**外務省** 国内 PIC の記載につきまして、今ほども委員の先生からご説明、ご指摘がありました。例

例えば 24 ページ目の 36 行目、37 行目でございますけども、ここでは、今の案では、「国内 PIC 制度は措置するべきではない」と、しかしながら、また、「継続する必要がある」というふうに文章が続いているところでございますけども、実際のところ、有識者の先生の皆様に非常にいろんな関連の情報とか、PIC についての情報とか意見を精査していただいて、一定の方向性を出していただくという位置づけを鑑みますと、現時点では、例えばこういう状況ではないとか、必要性が低いとかとされながら、またこの検討は継続するというので、一定の方向性が、出されているのか、出していないのかが、文章的にはちょっと不明確なところがあります。一定の方向性は有識者検討会としては出していただくということで、一方で、検討は継続するみたいなことはちょっと違和感が文章的にはあるのかなというのが気になったところでございます。

一方で、委員の先生方に検討を深めていただく場合に、この文章も初めて見られる皆様も今後出てきますので、例えば 4 カ所ほど、24 ページの 19 行目に、「国内 PIC 制度の必要性」と書いてあるのですが、この国内 PIC 制度の必要性とは一体何なのかと、おそらく見られた方はわからないのではないかと、20 行目、21 行目に、PIC 制度を導入すると利用者は困難となって、結果として、その国々の利益の配分を得難くなった経験、と書いてあるのですが、これは実際どういった経験なりデータが、根拠としてあるのか。

あるいは、25 行目、26 行目にも、「コレクションについて PIC や権利の観点から手続きが煩雑になる」と書いてあるのですが、そもそも PIC や権利の関係は何かというのがありますが、国内コレクションを、日本の国内の中で寄託する際にどうしてこういった手続きが出てきて煩雑になるのかとか、あるいは 28～29 行目には、「PIC 制度は死活的な深刻な問題になる」ということで、非常にインパクトのあるキーワードが書いてあるのですが、これは、はて、なぜこのようなことになるのか。

さらに、先ほど、内外差別のところもありましたけども、「内外差別」という言葉の使用がいいのかどうかわからないのですが、ある国では、例えばインドのように、PIC については外国人に適用しているという例もありますので、そういった中で、なぜこの内外差別を導入すると他国との科学技術や産業分野に協力関係を維持する観点で支障が出てくるのかというのが、多分初めて見られた方にはすんなり理解するにはちょっと難しいのではないかとということもありますので、そういった具体的な背景とかデータとかを、この中に含んでいただくなり、議論していただいて、PIC の必要性について方向性を出していただくと、非常にわかりやすい、説得力がある内容になるのかなというふうに考えている次第でございます。

**炭田委員** この議論は大分前からやっています、第 1 回目か 2 回目のころから出ていて、かなりの委員の方々がいろいろ意見を言われて、論点整理表の今日の 12 月 10 日バージョンの 12 ページのところにもいろいろ意見が実際に出ています。だから、それをそれぞれ個々の観点を読めば、なぜこういうふうになってきたかというのがわかる情報はあるわけですね。これ、別紙になると思いますけど。だから、論点整理表の 12 ページのところを見ればわかると思います。

だから、もう一度それを全部書き換えようとするとうる相当時間がかかると思うし、おそらく、今日の会議が一応、今のラウンドで最終回になるということで、もしこの議論を開始しようということになると、時間がかかってしまうような気がしています。

そういう説明文を入れたほうが良いというご趣旨なのですか。

**外務省** 趣旨としては、委員のご指摘にありましたとおり、例えば論点整理表に整理されているということであれば、これは事務局がちゃんと把握してやっていたら、そこは、どういう意味、根拠なのかというのも、こちらが知りたい時に事務局に聞いてわかるということであれば、ちゃんとそのデータな

りそろっているという観点であればいいのかなと思っています。

一方で、初めて見られる方も、炭田委員が言われたとおり、文章のバックグラウンドペーパーはまた別途あるということで、問題がなければ、そこは整合性があればいいのかなと思っています。

**炭田委員** それからもう一点ですが、タイトルの「必要性について」という言葉ですね。私も同感です。「必要性」という言葉は要らないと思います。英語で書くとき、need for 何かというときの必要性という意味は、必要性があるか、ないかという、という意味なんですね。それをそのまま日本語に訳して、「必要性について」というのは、あたかも必要性があるようにとられる可能性がある。だから、「主権的権利の行使について」で、日本語としては十分だと思います。

**磯崎座長** 今、24 ページ 19 行目の「国内 PIC 制度の必要性」というので、ここをもう少しわかりやすい言葉ですね。

**炭田委員** 「必要性の有無について」

**磯崎座長** そうですね。

あと、23 行目からの数行にわたっては、最初に読んだ人がわからないかもしれないという点については、実はほかの部分でもおそらく同じように、最初に読んだ人が、この文書だけではわからないことというのがあります。そのために参考資料などがつけられることとなります。ちょっと考えないといけなかったら、23 行目からの数行に関連する具体的な背景とか、事実とかが、参考資料としてつけられているものの中で十分伝わるかどうかです。それが伝わっていれば、ほかの部分と同じように、この報告書の中で具体的な背景やデータまで書き込まなくても大丈夫だと思いますので、これは事務局に聞いてもいいのですか。参考資料とか、あるいは、炭田さんも既に触れたように、論点整理表のところに書いてあるというのでカバーされているという位置づけでよろしいでしょうか。

**中澤補佐** 目次のところでもご説明したかもしれませんが、この報告書の別紙として、論点整理表もつけることにしています。ですので、例えばパブコメを実施する場合には、論点整理表自体はパブコメの対象になりませんが、参考資料として読んでいただきながらということでやれば、背景は理解されるのではないかと考えています。

**吉田委員** 先ほどの「必要性」という言葉の部分と、それから、先ほどの 36 行目の「措置すべきではない」、あるいは、必要性は現時点では低い、どちらを選ぶかという部分にちょっと関係してくるのですけれども、「必要性について」というところで始まっているのだから、「措置すべきではない」と断定的に書くのはおかしいんじゃないかと。むしろ、「必要性は低い」という書き方のほうが、見出しと合っているんじゃないかと思うんですね。

私は別に国粹主義者でもないし、日本の主権的権利というものにこだわるわけじゃないですけども、ただ、条約の原則の中には、天然資源に関する主権的権利ということがきちとうたわれているわけですし、それから、現時点での状況ではなくて、もっともっとこれが、各国が、全部国内法をつくって、自国の遺伝資源の取り扱いについて取り決めをつくってくるという、将来的な状況のことも考えておかなきゃいけない。そういった中で、今ここで「措置すべきじゃない」と断定的に書いてしまっているのか。これだと、行使をしなくていいという、先進国なのだから、日本はそういう資源の主権的権利を行使すべきじゃないという、そういうふうに読めてしまう。

だから、やっぱりこれは現時点では、「必要性は低い」という書き方にとどめておくべきだと思います。

**磯崎座長** そこは、さっき、外務省でしたか、37 行目からの部分については、この場所で果たしていいかどうかという意見がありました。検討事項、継続的に検討をすべきであるというのが、もしかする

と本文ではなくて、25ページの「検討すべき事項」という、そっちで整理されたらという意見でした。その場合も考えながら、この36行目～38行目について検討をお願いします。

というのは、もし、「しかし」以降の文章が25ページのほうへ行くとすると、この36行目の文章だけだと、現時点でというニュアンスが薄くなっていきますので、その兼ね合いなのです。特に炭田さんが、二つこの文章が重なっていれば、当然、最初の文章、36行目の文章も現時点のことに限定されている。でも、二つ目の文章がもしほかへ移動すると、そのニュアンスが薄くなるということですけども、どうでしょうか。

**小幡委員** 私は、吉田意見を支持します。ですから、この前に、例えば「現時点では」という一語を入れて、それで将来的にいろんな状況が想定される、また、想定できないことも起きるわけですから、37行目以降の部分は必要だと思いますし、そこで齟齬は生まれませんと思います。「現状は」、「現時点では」とかいうワードを入れておけば、吉田委員の趣旨もはっきりしますし、齟齬もないと思います。

**磯崎座長** その場合、37行目、38行目もこの場所に置くという趣旨。

**小幡委員** はい。私はここに置くべきだと思います。

**磯崎座長** そのほか、いかがでしょうか。

**炭田委員** 1点だけ。私、既に申し上げたのですが、私語として座長に申し上げたので、念のため申し上げます。タイトルの「必要性について」というのは、先ほど発言したときは、「の必要性」というのを削除すべきと言ったのですが、そうではなくて、「必要性の有無について」というふうにすれば日本語としては通ると思います。

**磯崎座長** そのほかの方で、よろしいでしょうか。

今のところは、36行目の文章の中に、「現時点では」という言葉を入れ、37行目、38行目もこの場所に残して、「将来の検討」という文章ですが、ここに残すという整理の仕方です。

吉田さん、それで。

**吉田委員** はい。

**小原委員** ちょっとよろしいですか。

**磯崎座長** はい、どうぞ。

**小原委員** そのことはいいと思うのですが、先ほどいろんな意見があって、先進国としては、ということで、今後いろいろ変わることがあるかもしれないのだけど、我が国の主権といいますか、我が国の遺伝資源を守るというときに、PICというのは本当にそれで役に立つのか。つまり、我が国は自由主義社会だから、基本的に契約で全てやっておりますよね。アメリカもたぶんそれで行っていて、国家が何もそこへ入る必要はないんじゃないかというふうに思うので、もちろん今はPICが前提ですから、これを無視するつもりは全くありませんが、我が国としてPICという考え方を本当に入れるということが、合意があるのですか。

名古屋議定書があるから、もちろんこれは議論せざるを得ないのですが、要するにアメリカの場合は、本当に契約だけでやっていますよね。契約を、しかし、非常にきちんとやるという形で、提供国にもちゃんと利益を返すという形になっていると思うのですが、日本も、そのPICをとらせないといけないという理由が、あまり私ぴんときてないのですが、そこはどうなのですか。

**炭田委員** 今のことでちょっとご説明させていただきます。

私は、この論点整理表にもあるけども、PIC制度をとるという可能性をあらかじめ日本としてはもう排除してしまうという、その必要はないということを言っています。例えば、本検討会のシリーズは、初めのころにたしか水産庁の方がしゃべられたと思う。例えば領海でなくて200海里の経済水域、あそ

ここで主権を行使しているのは、漁業に関する生物資源に対してですね。

他方、非常に限られた場所、例えば、200 海里の範囲内に 1 万 m 近い深海がありますね。そういったところに、深海の熱水鉱床等があって、貴重な鉱物資源もあるようだし、非常に珍しい微生物もいるようですね。その生物資源に関しては、漁業ではないから、今は主権を行使していないわけですよ。

だから、非常に限定的なそういう所があって、どこかの国がその経済水域へ入ってきて勝手に生物資源をとり始める、あるいはそこを荒らし始めるというふうな事態が発生すれば、非常に具体的で人は納得しやすい話なので、それに関しては、日本が主権を行使するという説明をしても、国際的には認められるかもしれない。そういう非常に限定したケースはあり得るから、そういう可能性まであらかじめ排除しておく必要はないなど。私は、水産庁の先生が話をされたときに、そういう感じを持ちました。

**小原委員** 了解しました。かなり限定的ですよ、しかし。

**炭田委員** はい。非常に限定的です。

もう一点いいですか。25 ページの 28 行目～29 行目のところへもう一回戻ります。私はそれを削除してもいいんじゃないかなと思ったのですが、もし事務局の方が調べられて、「既に国内 PIC 制度を措置している国の内外差別を設定している国は限定的である」ということを確認されているのならば、それは生かして、そのままでもいいと思います。私自身は確認したことないからちょっと不安を感じたんですけど。以上です。

**磯崎座長** それでは、そのほか、24 ページ～26 ページの 13 行目までのところですが、特に後ろのほうもこれでよろしいでしょうか。26 ページに何行分かあります。

**寺田委員** 26 ページの 3 行目なのですが、「作物を」と書いてあるので、私の言ったことからこういうことが書かれているのかなと思うのですが、ここには原種とか原産国が書いてあって、この関係の整理というふうに書いておられます。しかし、原種とか原産国というと、例えば野菜でいえば、トマトは、かなり古い時期に原産地（自生地）である南米から出ているわけなのですが、そうすると、25 ページの 25 行目に書いてある「遡及しない」ということと、この原種とか原産国の関係がよくわからなくなってしまいますので、どのようなことで書かれたのかというをお聞きしたいと思います。私の話した内容を省略してこういう一行にまとめられたんだと思うのですが、その辺説明していただければありがたいと思います。

**辻田係長** それでは、参考資料 1 の論点整理表の 13 ページの一番上に書いてあります 10 番をご覧ください。ただければと思います。（報告書素案の）この記載は寺田委員からいただいたご意見をまとめているのですが、（論点整理表の）ここの文章をもとに書いています。ちょっと単純化し過ぎたのかもしれませんが、読み上げますと、「日本としての遺伝資源の定義について、野生種だけを対象とするのか、その子孫も含むのかという点に関して問題になると思う。子孫も含むとして作物を国内 PIC の対象とする場合、海外から導入した作物を日本で他のものと交配して開発した作物について、原産国としての権利が日本にあるのかを判断することは難しいと思われる」、という主にこの内容をもとに書いたものになるのですが。

**寺田委員** はい、わかりました。そうしますと、もう少し例を挙げて説明したほうが良いと思います。例えば日本の花としてツバキがあります。それは日本に自生のものだと思います。ツバキのいくつかの種類は明治とか江戸の末期の時代にオランダ等に渡ってしまいました。そうすると、ツバキに関しての日本の権利は、もう遡及しないので、ツバキ類には日本の権利がすでに及ばないというふうに考えるのか、あるいは、日本が自生地（原産国）なので、これまでに海外に渡っていない系統（野生種・園芸種）などについては、遡及とは関係なく、ある程度日本の権利が及ぶというふうに考えるのかということが

疑問になります。それで原種や原産地の用語は、遡及性の問題とかかわるのです。一方、一部分は、明治時代などに国外に行ったことは確かだけれど、つい最近、変異種や、突然変異体が見つかった場合は、それについては新しいものだから、日本の国内 PIC の権利があるのだというふうにも考えられると思われれます。

そうした場合に、その新発見品種が例えばアメリカに行って、アメリカで育種されて日本に返ってくるというような場合が、国際的に今はよくあるのですけども、そういったときに、その日本に返ってきたツバキというのは、日本に権利があるのか、或いはアメリカの権利なのか、どこかで二重の権利になるのか、何処のものでもなくなるのか、それともやはり子孫は単一国の権利なのかとか、非常に難しい問題が出てくると思うのですね。

日本で、そのツバキをもう一回育種しようとしたときに、そのアメリカから来たツバキにも国内 PIC 制度が発生するとすると、育種利用の折には、義務として、国内 PIC の届け出をすべきなのか、すべきでないのかと一々判断しなければいけなくなると思われます。遺伝資源の定義がはっきりしていれば、この場合はどうだとかわかるのでしょうか、実際には定義がはっきりしていないので、一々、一つ一つについて、この場合はどうなのだと判断する必要があるのか、ないのかということが非常に疑問なのですけど、その辺を明確にしてくださいという意味がこの一行になっているという意味でいいのですよね。

**事務局** はい。

**磯崎座長** そうすると、今のような趣旨が伝わるように、もう少し書き加えて、しかし簡潔にという。難しいですね。

遡及適用しないというのが前にあるので、それを前提にして話をしていることにはなるのですが、確かにここだけ読むとよくわからないというのもあるかと思います。ここはちょっと書き方ですが、では事務局で、寺田さんとも相談をしながら、お願いします。

そのほか。どうぞ。

**吉田委員** 25 ページの 28 行目～30 行目までの、「国内 PIC 制度を措置する場合に内外差別をする合理的な理由が思い当たらず」という部分なのですが、これは、内外差別を設定している国が限定的である現状に鑑みて、合理的な理由は思い当たらないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですね。現状があるというのは、それはそれで区切って、じゃ国内 PIC 制度を措置する場合というのは、今のところすぐにやることはないということではあるのですけれども、その場合に、内外差別をする合理的な理由が本当に見当たらないのかどうかというのはちょっと問題がありまして、この参考資料 13 ページのところ、私も以前申し上げたと思うのですが、内外差別に対して、IUCN の解説書では、恣意的でない、差別的でないという条件の除外を自由に設定することができて、例えば国にとって戦略的に重要な区域の遺伝資源を収集することについて、地域の利用者には許可する、外国人利用者には許可しないという、特別な国益に関する PIC 基準を開発することができる、というふうに IUCN は書いているわけですね。

そういったことを考えても、ちょっとどういうものが当たるかわかりませんが、例えば日本人が漢方薬とか、あるいは民間的な利用とかで使っているけれども、外国人にはそれを自由に使わせちゃうと、ちょっと過剰利用になってしまうとか、そういったことがあり得るかもしれないので、ここに断定的に内外差別とする合理的な理由は思い当たらないと書かないほうがいいのではないかなと思います。

**炭田委員** 例えば、先ほどのような、内外差別とする合理的な理由は、「現時点では」とかという言葉を入れるという方法がありますね。今言われた吉田委員のご意見は、こういうことがあるかもしれない

なというのは頭の中で可能性を思索しているだけであって、具体的にこれがあるからこうだ、という具体的な実例を示していない。だから、議論するときには、具体的な実例を示さないと、他の人を説得する力には欠けると思います。

私から、合理的な理由は少なくとも現時点は見当たらないなという説明を先ほどいたしました。つまり、日本という国は科学技術を立国の礎としており、日本の生命線は科学技術だと思いますし、そういうことを阻害しないということが非常に重要です。これまでのいろいろな国が、特に途上国ですけど、今引用された IUCN が書いているように主権を行使した国の中で、アクセスが盛んになって、その国が栄え利益も入ってくるというような実例は、いまだ私の知っている範囲では、存在しないですね。

だから、そういうことで、現時点では思い当たらないという、「現時点では」という制限文句をつけることで、吉田委員の意見を反映するというところでどうでしょうかね。

**吉田委員** 「現時点では」ということで入れていただくということはいいいと思うのですが、ただ、じゃ、その具体的な理由というのが、ほかの国では内外差別を設定している国が少ないということは理由にはならないと思うのですね。それは現状であって、内外差別をできないというふうにここで書いてしまうと、自分の権利を縛ってしまうことになるので、それは、「現時点では」と書いていただいてもいいと思うのですけれども、将来的に、ですから、現時点ではやらないと言っているのですから、将来的な想像の話しか私はできないんですけれども、でも、将来的に必要な場合、それができないと自ら書いてしまうことはないんじゃないか。

**炭田委員** 私は、そういう考え方は支持します。だから、「現時点では」と。それから、前の 2 行ね。私の最初の発言では、2 行を削除したほうがいいんじゃないかと言いました。事務局が書かれたのだと思いますから、そこに正確性があるのだったら残してもいいんじゃないかと、2 回目に発言しました。だから、削除することに関しては、実は私には異論はないんです。

**磯崎座長** この項目は、要するに検討すべき事項の一部分で、国内 PIC 制度をもし設定する、その場合に、内外無差別とするかどうかを検討する事項と挙がっています。もともと、そうするかどうか、これは検討しないといけないという書き方ですので、それほどここで断定しているわけではないですよ。

吉田さんがちょっと触れたような、日本国内の特定の資源、あるいは特定の場所、または特定の何らかの関係で、特別な扱いをするかどうかという、それについては、ここでは書いていないのですけれども、内外無差別とするかどうかのときに、いろいろな状況とか、事態とかを考えて検討することになるので、ここで全てのことが書かれている必要はないかと思います。

ただ、二つ書かれているんですね。現在既に PIC 制度を持っている国の中で、無差別の国が比較的多いということと、それから科学技術、産業分野における協力関係を維持するという、この二つからすると、無差別のほうが好ましいと書かれています。

ですから、もし吉田委員が触れたような、そうではなくて、差別をする必要につながるような状況というのも、今ここに私が触れた二つの事柄以外に、逆に、必要であるという事柄もあるという、そこまで書き込むかどうかなんですけど、この点はいかがでしょうか。

**藤井委員** 私自身は、やっぱり日本という国は内外差別を原則として採用しないほうがいいと。過去、この CBD の議論の中において、先進国側は、むしろ発展途上国側の内外差別をしている制度をやめると、ずっと言い続けてきているわけですよ。ですから、その内外差別を認め得る可能性、ま、完全に否定するのは確かに問題があるのかもしれませんが、それは極力狭く、小さくしていただきたいと思っています。

**小原委員** ここだけ見ると、議論があったのだと思いますが、内外差別の「内外」という意味が、国籍なのか、日本で働いている方なのかというところをはっきりしないですね。途上国だったらわりとはっきりすると思います。それも含めて説明しないと、必ずこれは質問が出てくるように思います。大体、大学教員だってどんどん外国人が来ていただいているわけですから、そういう人たちが差別を受けるなんていうのはあり得ないわけですから。そのあたりも、書くとしたら説明が要るかなと。

**炭田委員** これまでも議論があったと思うのですが、まさにそれがポイントです。内外差別しようとした途端に、何が「内」で、何が「外」かという議論になるんですよ。非常にややこしい。日本人みたいに物事を緻密に、しかも徹底してやりたい立場に立つと、内外差別の区別だけでも、ものすごいエネルギーを消費してしまう。そのくらいややこしいことですね。

インドの場合は、法律の中で細かい議論がされています。例えばある会社の資本に外国資本が入っていたら、もう「外」だから差別しますとかね。非常に細かい議論になるから、そもそもそういうのはしないほうがいいのだなということになります。

**小原委員** だから、私も、しないほうがいいと思っていますけど、もし書くとしたら、それを書かないとややこしいし、逆に言えば、PIC 制度をつくれれば、国内のものを国が主権として守るのだから、誰に対しても同じようにやるしかないのではないかと思います。

**吉田委員** 私の発言は、積極的に内外差別をせよと言っているわけではなくて、この書き方だと、「合理的理由は思い当たらず」という断定的に書いてしまっているの、将来的にどうしても内外差別しなきゃいけないという事態が生じてきたときに、やっぱりこういう委員会で、こういうことを書いたじゃないかということはずいと思しますので、先ほど炭田委員が、「現時点では」というような提案をおっしゃいましたけど、何かやっぱり、将来的に考えなくちゃいけないことが生じてくるかもしれないということを想定した文言はちゃんと入れておくべきだということなんです。

**磯崎座長** そうすると、今の「現時点では」というフレーズを入れると、その観点は含められるということですね。

今の 28 行目からのところ、今のような「現時点では」というのを入れるということで整理をしたいと思います。

そのほか、第 3 節、よろしいでしょうか。

(はい)

**磯崎座長** そうしましたら、次、第 4 節について、説明をお願いします。

**辻田係長** それでは、資料 1-1 の 26 ページ、15 行目からの第 4 節、「普及啓発及び利用者支援」の概要をご説明します。

16 行目に、まえがきとして、「政府は、遵守措置と併せて・・・利用者に対する支援措置を整備し、これを周知の上で実施するべきである」という文を置いています。

の普及啓発のほうの概要としましては、24 行目中ほどからの、「普及啓発により ABS 原則に係る理解を広めることが重要である」ということが主な内容になっています。また、25 行目に、「特に、中小企業や零細企業の多い業界では、普及啓発は緊急の課題といえ、そうした業界を優先して実施される必要がある」としています。ここで、「実施される必要がある」と記載していますが、誤植でして、これは「実施する必要がある」に直したいと思います。

の「利用者支援」としては、36 行目からの、「第一に、・・・相談に応じる窓口の整備が必要である」と。

27 ページに移りまして、3 行目から、「また・・・契約のひな形の作成が考えられる」というような内

容となっています。

検討すべき事項は、この ④ のほうだけ挙がっています。

4節の中には、④ と ⑤ に1カ所ずつブラケットがついています。これらのブラケットですが、「バイオパイラシー」という言葉を使っている部分について、そうした文言は報告書全体を通して使うべきではないというご意見がございまして、「バイオパイラシー」という言葉を使わない場合の代案として二つ出ております。

説明は以上です。

**磯崎座長** ありがとうございます。この ④、普及啓発、利用者支援のところでは、大きく、普及啓発、それから利用者の支援と分けて書かれてあります。それから、26ページの28行目、それから37行目で、「バイオパイラシー」という言葉の使い方、括弧に入れてあります。そのあたり、いかがでしょうか。

**炭田委員** 既に申し上げたけど、「バイオパイラシー」という言葉は多様性条約にも名古屋議定書にも全く定義されていません。しかしこの言葉を使っておられる方は世の中にはおられますね。NGOの方とか。ただし、NGOによっては、使われる意味が違うので、普通の人が聞いたら混乱するし、ミスリーディングあるいは誤解を招くことがあります。

ですから、そういう意味のはっきりしない言葉は使わないということがまず前提だと思いますね。議定書の概念でいえば、ABS国内法の違反とか、契約違反とか、そういうことはあり得ると思いますけど、それに置き換える必要もなく、私は別の表現がいいと思います。

37行目のバイオパイラシーからまずご説明しますけど、利用者が他国からバイオパイラシーとして指摘された場合に相談に応じる、となっています。実はその前の方に、「バイオインダストリー協会や国立遺伝学研究所で既に行っているように」とありますけど、既に行っているのは、そういうバイオパイラシーとして指摘された場合の相談に応じるのではなくて、ABSはこういうようなものですよという、そういう広い形でABSに関する利用者からの相談に応じることは実際にやっています。

ちなみに、我々の8年か9年にわたるこの相談窓口の経験では、バイオパイラシーとして非難されたという駆け込んでくる例は、500件のうち皆無に近いですね。ですから、37行目のブラケットのうちの「ABSに関する利用者からの相談に応じる」というふうにするべきだと思っています。

それから、28行目の「バイオパイラシーとされた事例の留意点」のところですけど、これも黄色でありますように、「ABSに関する優良事例」というふうに前向きに書いたほうがいいと思いますね。というのは、バイオパイラシーとされた事例を誰かに説明しようとしても、バイオパイラシーとされた事例を主張しているのは、あるNGOが主張しているのであって、我々から見たら、非難の対象とし得るようなことではない場合が非常に多いですね。ですから、ABSに関する「優良事例」という言葉のほうが、前向きあり良いと思います。

バイオパイラシーというものが日本で起こったのだったら説明してください、事例を挙げてくださいというふうに聞いたことありますが、日本でそういうことが起こったという事例すら私は知らないですね。ある団体にバイオパイラシーだと言われた例というのはあり得るけども、名古屋議定書的前提とか多様性条約の前提から考えたら、それは何ら法的におかしいことではない。だからバイオパイラシーとされた事例とをしゃべれといわれても、実はしゃべれないのですね。事例を我々は知らないから。

ですから、ABSに関する優良事例としてこのようにちゃんとしてやっているところがありますよという表現のほうが、より前向きだと思います。

**磯崎座長** 今、二つの括弧の部分についてですね、要するにバイオパイラシーに関連するフレーズを

外して、この黄色いマーカーがついている括弧の後ろのほうの部分ですね、こちらを生かすという提案です。

**小幡委員** バイオパイラシーという部分を外すというのは、炭田委員の意見に賛成します。あと、後半、37行目からはこのままでいいと思います。前のほうの28行目からの「優良事例」と書かれていますが、優良って、誰にとって優良なのか、非常に不明瞭です。ですから、そこは、「留意事項」くらいにしておいたほうが、きっと適切だと思います。優良というのは、誰にとってということもありますので、ここは「留意事項」、多分そういったほうが適切だと思います。

**炭田委員** 「ABSに関する留意事項」、そういう意味ですね。

**小幡委員** はい。

**炭田委員** わかりました。私は、優良事例というのは、ABSの世界では、ベストプラクティスという言葉がワールドワイドに使われている。ベストプラクティスを日本語にしたときに、「優良事例」と訳されている場合が多いので、こういうふうに書かせていただきました。だけど、「ABSに関する留意事項」で結構です。

**小幡委員** ベストプラクティスというのを優良事例と訳すと……。

**炭田委員** そのつもりなんです。

**小幡委員** ベストプラクティスだったらわかるのですが、単に優良事例というと、どういうことなのか。

**炭田委員** はい、わかりました。

**二村委員** 今、炭田さんがおっしゃったことについては、私としては全然反対することはありませんし、「バイオパイラシー」という表現についても、定義がはっきりしていない以上外すというのは賛成ですけれども、国内にバイオパイラシーの事例がないということについては、炭田さんのところにはそういう問題が行っていないかもしれませんが、私のところには非常にたくさん　　と言うとちょっと差し障りがありますけれども、いくつかの事例が持ち込まれています。これは、あるんだけど、守秘義務の関係でどういうことだということはお話できませんけれども、この素案に反映させるかどうかは別として、一応議事録の中で、そういう事例がないわけではないということ、もう一度述べさせていただきます。

これについては、バイオパイラシーとして批判をされたりとか、NGOが勝手に言っているというよりも、ご本人たちが、これ、ちょっとバイオパイラシーになっちゃうんじゃないかという心配があって、どうしたらいいのでしょうかという問い合わせがくるという、非常にいいタイプの、と言ったら変ですが、本人たちはバイオパイラシーをするつもりではなくて、結果的に、ちょっと許可とかとってないけど手に入っちゃったんです、みたいなことも含めたバイオパイラシー。まあ、バイオパイラシーという定義を使うとまた混乱しちゃうのであれですけども、自分たちでも、これはちょっとヤバイよねという事例というのは結構たくさんあって、以前、大学とか、いわゆる学術研究の分野の方はあまりその辺に頓着されない方が多かったのですが、最近は、それこそ皆さんの啓蒙活動がうまくいっていることの反映だと思うのですが、ちょっといろいろ調べてみたら、特許を申請しようと思ったけれども、その国から、いわゆるPICと言えるようなものを持っていない。もしくは、その国にそういう制度がなければいいといえいいんですけれども、後でもめそうだとすることで、問い合わせがくるようなケースがありますので、全くない　　これは民間企業も一緒ですので、ないわけではないというふうには申し上げておきたいと思います。

**炭田委員** わかりました。ありがとうございます。私も、日本の企業とか研究者の方たちが人から批

判されるようになってほしくないということを信じて 15 年ぐらいやっていますので、そんなことがあると言われると実はショックです。私はほとんど聞いたことないですね。だから、二村さんが言われることが文字になると、私ちょっと懸念するところがあるんですよ。

つまり、ここでは国内措置のあり方に関してを議論しています。名古屋議定書の前提に立つと、明らかに後ろめたい確実に言えることは、ある国の ABS 国内法令に違反することです。これはぜひ避けたいといけません。それからもう一つは、そういう ABS 国内法令があるときに、提供者と利用者の間で契約を結ばないということ。これはぜひ避けなくちゃいけない。あり方検討会で特に峻別して留意しないとないといけませんのは実はこの 2 点だと思うんですね。

「バイオパイラシー」という言葉は非常にミスリーディングなので気をつけたいといけません。だから、二村さんがバイオパイラシーという言葉を使われるときに、それが何を意味しているのか、私にはわからない。人によって意味するところが非常に違うんですね。だから、そこに懸念があるのです。バイオパイラシーという行為があると言ったとすると、その議事録を読んだ人は、あるんじゃないかという議論になり得る。だから何をエビデンスとしてそう言うのか。つまり、バイオパイラシーという意味は何かと決めない限り、あるとか、ないとか、議論できないのですよ。

こういうミステークは、ある大学の教授とか、あるいは、ある某先進国の環境大臣とか、あるいは某国の環境省の ABS 担当官とかが、どこかでセミナーをやったときに気軽に引用して、明らかにミスリーディングなことを言われる例があるんです。

非常に有名な例は、1960 年ころに、アメリカで、ある製薬会社が、ニチニチソウという花の中のアルカロイド成分が白血病に効くということを見つけて、特許をとって製品化した。これはいまでも売られています。非常に売上が大きい。そのアメリカの製薬会社はニチニチソウを入手したのはアメリカのテキサス州です。外国から入手したんじゃないんですね。それから、その入手したニチニチソウを抽出して、自社の抗癌活性のスクリーニングをかけて、初めて見つけた。

我々から見たら、多様性条約の発効よりもずっと前の話だし、抗癌活性は自分で見つけたんだし、材料を入手したのは、普通に店に出回っている花屋さんから買った。だから、何も人から責められる理由はない。ところが、これがしばしばバイオパイラシーの例として引用されます。それは、ニチニチソウに関して、インド洋にあるマダガスカルで糖尿病とかに効くとしている伝統的知識があったと。するとニチニチソウから抗癌剤を開発したという話が、伝統的知識の権利を侵害したという話になってバイオパイラシーとして言われた。それはキャッチーな話題だから、大学教授とか、政府の担当官すらが耳に挟んで、わっと引用する。その非難された製薬会社はとんでもないことだと憤慨しているが、決して公の場で反論しない。なぜなら、そもそもそういう非難が何の根拠もないから、反論しないのです。この製薬会社の法律家は ABS の議論に参加して熱心に聞き入っていますね。

だから、こういう例があるので、「バイオパイラシー」という言葉は、うかうかと使うべきじゃないんですね。そういうことを申し上げておきます。

**寺田委員** その定義の問題はそうなのですが、結局、我々がある植物を利用して新品種を得た場合などに、それが定義の曖昧さはあってもバイオパイラシーとかいう用語を用いて環境保護団体などのホームページや何かに載せられると、真偽はともかくその商品を扱う企業が非常に傷つくわけですね。それが大企業であれば、防御するとかなんとかがいろいろできるのかもしれませんが、小さな育種家さんがそのように言われたときに、どうしたらいいのかお手上げになってしまうので、そういうことも考えて、幅広くバイオパイラシー関連ということの問題が起こったら、相談させてほしいという意味で申し上げたのであって、そうではなくて、ABS に関する利用者からの相談だけ受けていけばいいなんてこ

とになっても、そういうふうにホームページや何かで大騒ぎされたところは困ってしまうので、それを何とかしてほしいと、そういう意味です。

**磯崎座長** 「いわゆる」とつけるのも何か変ですけどね。ここはどっちがいいのでしょうかね。

確かに一般的な、このバイオパイラシーの概念である著作権法違反のパイラシーですね、海賊版という、その場合は著作権違反で、法的権利の違反なんです。バイオパイラシーも、本来は、バイオの分野で著作権法のような、そういう権利違反という形で議論をされているのならば問題がないんですよ。炭田さんが触れたように、バイオに関連する何らかの法令や、そのもとの権利に対する侵害ということだといいいのです。ただ、一般的にバイオパイラシーと言われているときは、法令違反ではなくて、どっちかという、「不当な」とか、「公正でない」とかというような言葉のほうがぴったりします。権利侵害ではなくて、ですね。そういう形で使われている言葉なんですね。

それをわかった上で、しかも、一般的に企業、その他に対して批判がされるときに、バイオパイラシーというのが一般的に使われているという、そこで分けるのか、それとも、やはり気をつけるべきこと、考慮すべきことは法令違反、権利侵害にならないという通常海賊版、海賊行為と同じ概念で考えるか、どっちのほうがいいのでしょうかね。

**炭田委員** 使わないほうが良いと思います。

**磯崎座長** 炭田さんは、やはり使わないほうが良い。

丸山さん。

**丸山委員** 普及啓発や利用者の支援の部分で何度も発言してきましたけれども、やはり一番心配なのは、知らずにやってしまうことではないかと思っておりますので、そういったことを防ぐ意味でも、普及啓発というのは非常に重要であると思っておりますし、その際にはベストプラクティスも必要ですし、それから、危ない事例や、触れてしまっはいけない地雷のような事例というのを出さなければならぬと思えます。優良事例のみですとちょっとその意味が伝わりにくいと思っておりますので、留意事項、あるいは、何かもうちょっとそういった、危ないという意味も含めたような表現を入れていただければ、もっと伝わりやすいのかなというふうに思っています。

**磯崎座長** 「バイオパイラシー」という言葉は使わなくても、「危ない」、「危険な」、「特に注意すべき」とかでしょうか。優良事例は問題のないほうなんですけど、何か特に注意をすべき、そうですね、小幡さんが最初のほうで触れていた「留意すべき」とかというのも同じような趣旨です。何か、単なる留意や注意ではなくて、非常に大きく考えないといけないという、それが伝わるような言葉ですね。それを、今日、まだこの後もですが、考えていて下さい。

したがって、ここは、「バイオパイラシー」という言葉を使わずに、今のような特段の注意を喚起するような呼び方ですね。

あと、炭田さんからの提案のように、「優良事例」というのも残して、それから、今のような、「特に」というような 実際には、これも委員会の場で、言葉遣いでは出てきていると思うのですが、「後ろ指を指されないような」とか、そんな言い方もされてきました。ここでそのまま書くのはどうかですが、そういう趣旨の言葉ですね。それは考えておいていただこうと思えます。

**吉田委員** その座長の整理でよろしいかと思うのですが、優良事例のところを入れるのは私も賛成で、ただ、26ページと27ページで、同じベストプラクティスが、日本語では違う言葉で、「優良事例」と、それから27ページは「良い実践例」というふうに書いてあるので、どっちかに統一して、例えば「優良事例(ベストプラクティス)」とするのか、これはぜひ入れたほうが良い。というのは、私は、だから、まず問題になるようにならないようにということが一番大事なことですけれども、利益を

どういふふうに公正・衡平に配分していくか、あるいは、どこに還元していくかということはすごく大事なことで、それはもうケース・バイ・ケースでしょうけれども、やっぱりいい事例を積み重ねていく中で表れてくることだと思いますので、そういった事例が提供国からも還元されるような、そういった例というのが見えると非常にいいかと思しますので、そういったものはぜひ入れてほしいなと思います。

**小幡委員** 「優良事例」を残すのだったら、絶対「ベストプラクティス」と後ろに入れないと、単に「優良事例」ですと、日本語では通じません。委員の思っているようなことは、ですから、「ベストプラクティス」というのを必ず入れるようにお願いします。

27 ページの 20 行目ですね、「良い実践例」について、誰にとってよいのか全くわかりませんので、その辺も直す必要があると思います。

**磯崎座長** そうですね。両方、同じ言葉で統一して、英語の言葉を入れるという形にしたいと思します。

**寺田委員** 今のことにに関してですけど、普及啓発のところ「優良事例」とおっしゃっていますけど、できれば具体的なクエスチョン・アンド・アンサーみたいなものにしていただいて、この前から言っているように、市販品種を利用すると、それが権利範囲に当たるのか当たらないのかとか判断に当たって、遺伝資源や遺伝資源の利用の定義からしてよくわからないわけですね。市販品種を利用して育種するときには、それは今回の場合は当たらないとか、あるいは、あるアフリカとかの国の地方のマーケットに行って、素材を手に入れて、それを使う場合には、それは普通に売っているような市販の品種ではなくて、地域マーケットの域内に留まっている遺伝資源である可能性もあるものなので、それはきちっと PIC、MAT をとらないと違反になるとかというような、具体例で具体的に示していただかないと、我々のような小さなところの育成者にはわからないと思うのです。

だから、そういう意味からすると、このバイオパイラシーとされた事例とか留意点とかいうというより、多くの適切な具体例でなるべく具体的に示していただくようなことをしていただけると、普及啓発に非常に貢献できると思います。よろしく願いいたします。

**鈴木委員** 今のような流れの中で普及啓発、利用支援ということで、の普及啓発、の利用者支援というのがあるのですが、私がちょっと意見のほうで申し上げさせてもらったものでは、こういう話が流れてくると、結局具体的な話、まして我々実際に動いている人は、本当に、実際に一つ一つが、考え方ではなくて、もう実際の行動そのものになるわけなので、私は、この、があって、のところ、一つカルチャーコレクションという具体的に動いているものがあって、それを活用の、実際に使っていただく考え方を導入していただけないかということで、古いカルチャーコレクションは学術的なレファレンスですけども、もう少し広げていったときに、やっぱり証拠の保全ですとか、それから流れをしっかりとるもの、あるいは、いわゆる学術的に外に見せているカルチャーコレクションだけではなくて、安全寄託ですとか、または、そういうオープンにならないけど、公的機関としての機能として、預けておいて、後で何か言われたときの対応にもできるというようなものが実際あって、そういうものもその一つの流れの中に活用してもらえということを紹介したかったので、それを入れさせていただいて、今、検討すべき事項の 4 番目ぐらいに項目としては入れてくださっていますけど、の、の流れの中にであつたらありがたいなと。自分のことだけじゃなくて、先ほどのような事例にもつながる表現ができるのではないかなと思いましたので、ちょっと申し添えさせていただきました。

**小幡委員** それに対して意見があります。カルチャーコレクションとおっしゃると、たくさんあります。大学にもいっぱいあって、そういうものを含めておっしゃっているのか。多分にこれだとミスリーディングで、大学の小さいコレクションまで含めてのようにはしか見えません。彼らにこういうことを求

めるのは不可能です。かつ、利益配分についてということをやっているのは、そんなカルチャーコレクションは存在するのか、しないのか、わかりません。このようなことを書かれると、この文章は全くミスリーディングですので、修正をお願いしたいと思います。

**鈴木委員** ここに書いてあるとおりは、これは自分の意見そのものでなくて、またアレンジして下さっているの、かなり幅広く書かせていただいたつもりなんですけども、実際、確かに、今、私もあえてカルチャーコレクションと申し上げたのは、一つのスタートのところであって、自分たちでいうところの生物資源センターの広い意味で、やっぱり社会的に、いわゆる研究者が自分の材料を自分の研究室で保持しているのを、かなり広がっていったものではなくて、社会的にそういう証拠としての証明書が出せるとか、そういう認められたもの、例えば特許寄託なんかもまさにそういうところでありまして、そのレベルまで持っていかないと、多分その機能は、確かにおっしゃるとおり、ないと思います。

ですから、その部分は、そういう役割を持つところを、もう少しこの流れに乗って確立すべきという話に持って行っていただければ、全ての、いわゆる微生物に限らず、生物資源を持っている人全部についてを対象にするつもりはなかったのですけども、その辺もちょっと、自分の書かせていただいたのと、ここに書いていただいたのとのあたりでも、またちょっと整合をとる必要があるかもしれません。

**炭田委員** 私は鈴木委員の考え方とコンセプトを支持します。特に、26ページの17行目に、「科学技術基盤の一部として利用者に対する支援措置を整備」とありますね。科学技術基盤というのは、日本は科学技術立国だから、研究者が使っているシステムそのものが多様性条約や名古屋議定書に準拠したシステムになっておれば、研究者は安心して使えるわけですね。それは広い意味です。今、鈴木委員が言われた27ページのコレクション等の件は、その一つの例ですよ。それで、鈴木さんは、ご専門が微生物だから、それを中心に言われたけど、別に微生物に限らず、公的サービスコレクションというか、この言葉が正しいかどうか知らないですけど、いろいろコレクションがありますね。生物資源、遺伝資源にはいろいろ種類があるから。「公的サービスコレクション間での」とかね。それでずっと来て、「円滑な移動を可能とする制度」、「制度」の前に「先導的の制度」とか、あるいは、「名古屋議定書に準拠した制度」とか、そういう形容詞を入れる。そして、広く、小幡委員のご意見も反映するような表現にして、その17行の修正した文章を、一番上の「利用者支援の中の一つの段落に加えると。三つ目の新しい枠組みはつくらないで、それに加える、そういうのはどうでしょうかね。

**磯崎座長** 今、炭田さんが説明したように、27ページで13行目～17行目までのところについて、小幡さんから指摘があったように、「カルチャーコレクション」という言葉だけだと広過ぎて、全部入ってしまうということなので、鈴木さんが触れていたようなBRCを念頭に置くような形での活用のあり方ですね。ここは、ですから既にBRCが行っているということで、それが活用される。この点では、26ページの30行目からにあるような、既に行われているものがあって、それが活用できるということと同じような位置づけで、その中にそうした活用の可能性と、それから、それを受けて、こうした一般的なカルチャーコレクションでの利用の仕方、それが利用者支援につながるという形で整理をして、その後、現在の26ページ、36行目からの相談窓口の話という、そういう提案が出ていますが、その点については。

**小幡委員** 既に26ページの30行目に「コレクションの活用等」と入っていますよね。ですからもうそこで十分であって、検討事項のことはあまりぐだぐだ言うつもりはないのですけれども、13～16は、繰り返しますが、少し幅広過ぎると思いますので、修文をお願いしたいと思います。

**磯崎座長** 今、小幡さんからの指摘ですが、27ページの分を26ページへ持っていく必要がない、あるいはのところへ入れる必要がなくて、既に30行目のところで書かれているというので、先ほどか

ら問題になっているような一般的過ぎるということについては、27 ページのままで一部文章を修正という提案です。

鈴木さん、それで……。

**鈴木委員** 書いてある場所と配置についてはそういうことで、修文も含めていいのですが、やっぱりヨーロッパのほうでも、ユニオン・トラステッド・コレクションというようなはっきりした位置づけというものを捉えようとしたところもありますので、それなりの、いわゆるその存在が貢献できるという意味は、せっかくですので、ぜひどこかに入れていただければと思います。

**炭田委員** 私も、鈴木さんの言われた 27 ページ、13 行目～17 行目、この修文をして、小幡委員の納得されるような文章にして、 の利用者支援のところの本文のほうに移すというのがいいと思います。

理由は、私は学術の人間ではないけども、私がしている仕事は、学術と産業が連携しながら科学技術を推進するというミッションで動いていますけど、実は ABS の話で一番心配になるのが、大学の先生方なんです。ここにおられる委員の方々のような大きな組織におられる先生方もあれば、地方とか、それぞれいろいろありますから、その人たちがどうなっているか、私たち、よく知らないのですが、ただ、政府がルールをつくって、非常に財源の少ない研究室の人たちにそのルールだけを押しつけて、やれないんですよ。やれないけどやれと言ったら、じゃ、そもそもそういう研究はやめましょうという選択肢しか残らない。そういう方が、おそらくこの世の中には沢山おられると思います。

だから、そのような事態を克服する方法は、結局、文科省等が科学技術基盤を徐々に改良していく、例えばいろいろなコレクション等を多様性条約あるいは名古屋議定書の時代になじむように一步一步改善していくしかないと思うんですね。鈴木さんが言われていることはそのことだと思います。日本はそういうコンセプトをつくり、実際にそういう制度もつくって、もう 10 年ぐらい運用してきたという意味では、世界のリーディング・カントリーなんですよ。

EU はそのこともよく検討、研究して、EU トラステッドコレクションというコンセプトを出してきたんじゃないかと、私は我田引水かもしれませんが、そう思っています。立派なことを日本はやってきたわけですよ。

だから、検討すべき事項というよりは、これは本文のところに移して、それは利用者支援、つまり政府による研究者の支援なんですよ。だから、そちらのほうに入れる。

文言に関しては、小幡委員と相談されて、いろいろ工夫したほうがいいんじゃないかと思います。

**小幡委員** カルチャーコレクションにしる、生物遺伝資源では、遺伝資源でここで対象にしているのは微生物だけではないんですよ。ですから、そこが、微生物のところは確かに NBRC、鈴木さんのところ、また、うちのセンターもきちりやっていますけども、他のたくさんある遺伝資源をどうやるかというときに、どういう表現をするのかと。利益配分まで、そういう人たちに求めるのですか、そういう話には絶対ならないと思うんですよ。

ですから、そういうところでも、大学の小さい研究室でもいろいろなことができるように、炭田さんが危惧されていることが起きないようにすることが必要であって、単にこういうものをつくったから大丈夫です、ここに任せれば大丈夫ですという議論はなかなか難しいと思いますので、私は、炭田さんの考え、鈴木さんの考えはよくわかるのですが、やはり遺伝資源の幅の広さを見ると、カルチャーコレクションもしくは微生物だけでは足りないと思いますので、その辺も考慮してつくっていただかないと、大変な片手落ちで、ほとんどの遺伝資源が抜け落ちることにならないように配慮する必要があります。

**磯崎座長** 炭田さん、それで こっちへ移さずに、27 ページのまま。

**炭田委員** そのままで、検討すべき事項でなくて、本文の上に上げる。

**磯崎座長** 上に上げる。検討すべき事項ではなくて。

**炭田委員** その上の利用者支援の中の新しい段落として移すということを言っているんです。

それから、小幡委員のことに對して、コレクションは、微生物だけ言っているのではなくて、広い意味で、それを一言で表すのであれば、「生物資源センター」という言葉が OECD の政策ガイダンスとして出ています。それは、全ての生物資源を含むセンター。それは定義された言葉ですね。そういう言葉を使うという方法があり得ると思います。

**小幡委員** 私のところもバイオリソースセンターですので、先生のおっしゃるのはよくわかっていて、でも、それで追いつかないところがあるから大変なのですと私は申し上げている。ですから、NBRC、理研バイオリソースセンター、全部生物遺伝資源センターで、模範であるべきですし、そうやってきました。しかし、そういうところでないところ、そこには資金も人材もなかなかそろっていないところが現実にあるのです。ほとんどそのほうが多いという現実をとらまえると、そう簡単にはいかないと思います。

**磯崎座長** 小幡さん、27 ページの現在の場所ではなくて、本文に移すという、そこはどうですか。

**小幡委員** 書きぶりによります。

**鈴木委員** ですから、私も、自分が微生物だからこういうカルチャーコレクションと言って、小幡先生も、自分を見ると微生物を多分連想されるのだらうと思うのですが、決してそういう意味ではなくて、生物資源センターの中で、ちょっとカルチャーコレクションという、まさにサービスコレクションですね、それを典型的な、実際にずっと長くやってきたものというのは、むしろ微生物が代表して、むしろほかの生物資源がそれを、真似という言い方は悪いですけど、そこにだんだんその考え方が集約されてきているような気がするのです、多分我々が考えているところは同じだし、大学の研究者のコレクションというのは、すごい研究レベルの高い、いいものを持っているのは確かですけど、今ここで議論しているのは、むしろ生物資源の確保しているもの、そのユーザーが実際取得してきたところを証明できるまでのレベルを持っている資源センターというのは、本当にもう今おっしゃられた限られたところにそれを集約されるべきで、我々が感じるのは、大学の研究利用だけでなく、特に感じるのは、企業の人たちというのは、大学よりはるかに慎重に、よほどそこら辺が、提供するときに、証明ですとか、そういうところもはっきりしなければ動かないくらい慎重ですから、それをちゃんと担保できるくらいのレベルを持った資源センターというのをむしろしっかりつくっていただいて、ここが出した証明書をつけて、この資源を使えばここまでのことはできるとか、海外に対して説明できるとか、そこまで持っていくのができたらいいなという意味です。

**小幡委員** 遺伝資源は集約できません。さまざまな遺伝資源があり、それぞれの専門家がなくて、そのために大学にいろいろな先生がいることが必要で、集約できるものと、集約できないものがある。集約できるものは、バイオリソースセンターなり生物遺伝資源センターなり、OECD の定義にのっとってやればいい。しかし、そういうところでないところが多くて、そういうところを大事にしないと、とんでもないことになるということは申し上げておく必要があると思います。

鈴木さんが、集約すればと言うけども、そう簡単じゃないです。まさに生物材料の遺伝資源の多様性である。それを 1 カ所でやるのはほとんど不可能です。

**鈴木委員** だから、そこはネットワークが結局きいてくるんじゃないんですか。つまり、病原菌は我々はどちらも持っていないのを、誰が最初に……。

**小幡委員** ちょっと話がずれている。

**鈴木委員** ずれますか。そうじゃないですか。

**小幡委員** はい。

**炭田委員** ちゃんと制度が整っていて、お金もそれなりにあるし、人材もあってというところは非常に数少ないです。そうでないところが多い。そうでないところも日本を支えているんですね。これは産業界だって同じですよ。大手の企業も日本を支えているけど、その10倍あるいは100倍の数の小さなところも日本を支えているんですね。その人たちが、国内措置の犠牲になって、そんなことに従えないから研究開発をやめるということがどんどん進めば、日本は衰退しますよ。そこを懸念しているんですよ。

じゃ、どうしたらいいかは、もっと時間のあるときに、いろいろ知恵を絞ったらいいと思うんですね。ネットワークとか、いろいろなことがある。それをしないとイケない。そのときに、政府の支援がないとできないんですよ。政府は、財政上のいろいろ問題があって節約が必要だとかいうようなときに、真っ先にそのやり玉に上げられるのは、こういう地味だけど非常に重要なことをしているコレクションとか、生物資源センターとかです。それはご経験されたでしょう。

だから、ここは声を大にして、我々が実は訴えたいのは霞が関の方々に対してなんですよ。だから、そこは今、ちゃんと言わないと、あとと言える機会というのはあまりないですよ。

**磯崎座長** 今、カルチャーコレクションの、あるいは微生物のところでも専門的な分野の方々のところで話が行ったり来たりしています。整理の仕方として、の中の本文に、小幡さんからの指摘のあったような、誤解を招くようなところは文章を直す形で、このカルチャーコレクションの分野の既に行っていることで、それを活用できることは活用していき、将来的に遺伝資源、微生物だけではなくて、ほかの分野も含めた方向がどうあるべきなのか、そちらの検討へ進むことができるようにという書き方にするということです。微生物、カルチャーコレクション以外の委員の方で異論が異論というのは、のところへ持っていくべきではない、今のままに残すということですが、へ、本文へ移動して直す、それでよろしいでしょうか。細かなところは、鈴木さん、小幡さん、それからそのほか関係の方のところで文章については確実にしたいと思います。

**小原委員** そこはお任せするけど、そういうことがないように、非商業のものは緩くして、商業化するときに届けばいいというふうにやろうということなんですよ。微生物は凍結できるから、ある意味、乾燥もできるから、いいかもしれない。それ以外のものは不可能ですよ。特にやっぱり選んで、これは大事だから預かるわけですから、研究者はみんな自分が大事だと思ってやりますから、それを全部証明しろなんて言われたって、これは無理ですよ。

だから、本当にたくさんのをやりとりしないといけないところは緩くしてほしいというのは、逆に証明されたじゃないですか。

**炭田委員** 私が言おうとしているのは、私は、科学技術基盤整備の中に位置づけて、やれることから一步一步やっていく。だから、やれないことは、だんだんプライオリティを下げ、やれることをやっていくという、その姿勢をちゃんとすべきです。ルールづくりは非常に重要です。これこれをもっと簡素な国内措置の規則はしてくれと。だから規則はそうするけども、それだけでは動かないんですよ。実践ツールも同時に整備していかないと。だから支援措置というのはそういうことも意味しています。それはぜひ入れていただきたい。

**小原委員** それはいいと思います。だけど、これをそのままここで全部やるということは、実際には無理だから、方向はいいと思うんですけども、あまりこれがひとり歩きするとまずいかなと。

**小幡委員** 炭田さんが最後におっしゃった、政府の支援が必要であるということはぜひ入れて、修文

を期待しております。

**磯崎座長** はい。ここは支援措置の段落ですので。

**文部科学省** カルチャーコレクションの件と、その前に、炭田委員から、大学の先生方が全然知らないという話がありましたので、我々のほうで、最近いろんなことをしましたので、簡単にご紹介をしたいなと思っております。

カルチャーコレクションの件は、皆さん、もうご存じのとおり、ナショナルバイオリソースプロジェクトというのを文部科学省でやっておりまして、これは今第3期、もう12年目なんですけど、29のリソースについて、それぞれの大学とか研究機関を中核機関として、そこにリソースを集めて配分をするということを、基本的には大学、あと民間の方も、リクエストをすれば提供するというようなプロジェクトを、過去何年かにわたって行っております。

29種なんですけど、マウスやラット、線虫、ショウジョウバエといった基本的なものから、メダカ、ゼブラフィッシュ、あとニホンザルとか、あとは植物でいえばシロナズナ、イネ、小麦、大麦など。あとトマトとか。あと、最近、細胞性粘菌とか病原微生物。あと、微生物に関しても、理研のバイオセンターでも行っております。

そういったリソースに関して整備をしております、やはりABSの支援ということでも、このプロジェクトは非常に大事だと思っておりますので、今後も、ABSのためだけではありませんが、国としてきちっと整備をしていきたいというふうに思っています。

二つ目が、大学の方が本当に知らないということで、我々もこの秋、9月、10月、11月にかけて、実際にこういった海外からの遺伝資源を入手して研究をされている方を何とか見つけ出しまして、面会をしたり、こちらから出向いたり、電話で話をしたり、30名ぐらいの方とは話をしました。分野も、理学、農学、薬学に分けて、大体おおよそのところがわかってきましたし、あと環境省の方が準主要な業界ということで、分類学と生薬の分野に行かれましたので、一緒に行って、現状などを聞いたというところがあります。

さらに、11月26日に、学術関係の意見交換会ということで、東京で、実際に海外からの遺伝資源を使っている人ということで行いましたところ、もう150人ということで、満席になってしまったんですけど、お集まりいただいて、名古屋議定書の紹介と、あと、こちらのあり方懇の議論の紹介をしました。

いろいろと会場でも意見が出たり、その後いろんなメールとか、紙で意見を提出していただいたのですが、その30名のヒアリングとか、意見交換会全体を見まして、これは多分これまで文部科学省とかがちょっと怠慢だったと思うんですけど、本当に皆さん知らないんですね。名古屋議定書そのものもだし、自分の研究に影響があるということも本当に知らないですね。それで、かつ、当然、今後の対策というのほとんど考えていなくて、我々としては、まずはこの名古屋議定書のあり方懇の議論にキャッチアップをしていただきたいというところから始め、かつ、各大学とか各学会レベルで、まずは紹介をしていただきたいという話をしております。

ただ、研究者だけでは動かない話なので、次の段階としては、大学の事務局というか、組織としてやはり対応しないといけないと思っておりますので、そういう大学の知財部なのか産連部なのかわかりませんが、そういったところに担当の組織とか委員会とかをつくっていただいて、組織として対応をしていくというような体制が、やはり発効の前には必要だと思っております、これ、大学といっても、私立も入れれば1,000を超えますので、そこにゼロから周知していくというのは非常に困難ではあるのですが、いろんな状況を見まして、本当に急ピッチにそのあたりを進めて、まずは普及ということで進めていきたいというふうに思っております。

**磯崎座長** ありがとうございます。

そうしましたら、この4のセクションですが、さっきの整理のような形で、一部、文章のブラッシュアップが残っていますが、まとめたいと思いますが、4.について、それでよろしいでしょうか。

**丸山委員** 私も炭田さんの意見に賛成でして、やはり遺伝資源を有効に利用して産業を振興したり、経済を活性化していくためには、科学技術の基盤整備というのが一番重要だと思います。中でも民間企業が有効に遺伝資源を活用できる基盤を整備することが最も必要なことだと思いますので、それに向かって、政府の積極的な支援というものが必要であるという文言はぜひとも入れていただきたいと思います。

**浅間委員** ちょっと議論が少し戻るのですが、先ほど Q&A という話があったのですが、実は通知文だとか、そういう文章だけではわからないので、Q&A というのは絶対必要なのですが、さりとて Q&A というのは、できてしまうと、当然それに従っていかなきゃいけないという性格がございまして、つくるに当たっては非常に慎重でなければならない点もあるということを考えますと、ここに、最後に活用などの「等」という言葉が入っていますので、できればこの中に含めていただければなと思っています。Q&A の必要性は十分に感じているところです。

**藤井委員** 私も、カルチャーコレクションは利用者支援に挙げていただき、産業界としてはカルチャーコレクションというのぜひ活用させていただきたいと思っています。もちろん、きちりとした対応ができるカルチャーコレクションというのは非常に数が少ないと同時に、多分国が認定するような形をとらなきゃいけないのだろうなと思うのですが、そういうのは活用していきたいと思います。あと、同時に、欧州あたりでもトラステッドカルチャーコレクションというのは検討されているわけですね。ですから、ぜひ、日欧の2国間協議でもいいのですが、我々が欧州のトラステッドコレクションから遺伝資源を取得した場合と、日本のトラステッドカルチャーコレクションから取得した場合、全く同じように取得できて、効力も全く同じような、できたらグローバルにそういうシステムも考慮に入れてつくっていただけたらと思っています。

**磯崎座長** そのほか、よろしいでしょうか。

今、最後に出た、そういえば寺田さんから、Q&A についてというのが出ていたのですが、どうでしょうか。どうでしょうかというのは、27ページの検討すべき事項のところに、Q&A のような形での資料をつくることというのを入れるかどうかなんですね。最後黒丸で、もう一つつけ加えるかどうかなんですが、「等」というので、のほうのいくつかの事例の中に入っているから、既に言われていると読むか、27ページの検討すべき事項の最後に Q&A のような形でというのをつけ加えるかどうかなんですが、寺田さんはどうでしょう。

**寺田委員** 私が思ったのは、先ほどの の普及啓発のところのバイオパイラシーとされた事例とか、留意点とか、わりと抽象的な話ではなくて、このところが Q&A みたいな具体的なもののほうがいいなと思ったのですが、そういう形で書かないということになれば、検討すべき事項のほうに積極的に書いていただくと、そういうのがいずれできるんだなということは思えると思うのですが。

**磯崎座長** いや、いずれできるかどうかではなくて、資料や支援、普及啓発のときに Q&A のような資料もつくるかどうかを検討事項になるということですよ。

**寺田委員** それが望ましいと思います。

**磯崎座長** そうしましたら、27ページ、検討すべき事項の最後に黒丸を追加して、Q&A のような資料の作成という、そういう趣旨の言葉を加える。

そのほか、4.では、ほかに。

(なし)

**磯崎座長** そうしましたら、ちょっと時間を過ぎましたけれども、午前中ここで、午後は5番から進めたいと思います。

1時15分から午後のセッションを始めたいと思います。

(午後0時15分 休憩)

(午後1時15分 再開)

**磯崎座長** 午後の会議を再開いたします。

それでは、続きのところで、セクションの5番からですが、説明をお願いいたします。

**辻田係長** それでは、資料1-1の27ページ、22行目の「5. 国内措置に係るその他の事項」について、概要をご説明します。

は、「利用者が自らとるべき対応」としておりました、その概要としましては、まず25行目から、「他者から他国由来の遺伝資源等を譲り受ける際には、PICが取得され、MATが設定されていることを書面で確認することが最も基本かつ重要なことである」という内容。そして33行目からの「また、利益配分を行うことを提供国に対して示していくことで提供国にとって日本への遺伝資源の提供を魅力あるものとし、利用可能な遺伝資源を拡大していく必要がある」というような内容となっています。

37行目からの「その他」では、38行目からの、「遵守措置の検討に当たっては、国際的な相場観を把握しつつ、日本が不利にならないように配慮するべきである」という内容。そして、次のページの5行目の、「産官学が一体となってABSを円滑に実施するために取り組む必要がある」というような内容となっております。

**磯崎座長** これより前の全体を受けた形で、その他の事項というので2点ですね。利用者自身がとるべき、それから、のその他です。次の6番と実はちょっと似ているのですけれども、もう少し広く6番の場合はちょっと狭くなる場所があるんですが、もう少し広めに、どのような形で準備をすべきかということを書いています。この5.の、これについていかがでしょうか。

**小原委員** の31行目、「提供国の意図を正確に理解した上で」というのは、まあ、わかるんですが、これは必ずどこかに書いてあるんですよね。意図というのは、この意図が何かという。ちょっと不親切といえますか、こう言われても、書いてあるものはもちろん遵守すべきだし、当然なんです、これはどういう意味なんでしょう。

**磯崎座長** 整理表だと、14ページの真ん中辺の4番ですね。西澤さんの。

**小原委員** これは提供国、国じゃなくて相手ですか。

**磯崎座長** そこが……。提供者……。

**小原委員** MATは、国は関与しないですね。

**磯崎座長** ええ。西澤さんと話をしていたときも、あるいは意見書の中でも、PICとMATはちょっと重なっているところもあって、ここも、今指摘を受けて、国が契約の枠組みをある程度法律の中で決める場合もあるんですが、この文章を読むと、「提供者」のほうの方がわかりやすいかと思います。

この5なんです、4番とは違って、利用者自身のところに焦点を当ててというので、短いですが、独立させたセクションにしています。

5番について、そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

**磯崎座長** そうしましたら、6番について説明をお願いします。

**辻田係長** 28 ページ 7 行目からの 6. の「国内措置の検討の今後の進め方」について概要をご説明します。

まず 8 行目から、「本報告を踏まえて、関係省庁が一丸となり・・・国内措置の検討を進める必要がある。・・・その際には、・・・産業界や学術研究者等も交え、・・・遺伝資源等の利用実態を把握した上で・・・日本の国益にも資するような議論が重要である」と。この部分の代案をご提案いただいております、それが 13 行目のスラッシュの先の内容になります。「本検討会の・・・次のステップにおいても、・・・オールジャパンの体制での議論が必要である。学术界と産業界は、・・・実態を踏まえた意見を述べることにより能動的に貢献をすべきである」という内容となっています。

前半部分は 13 回のご議論を踏まえて事務局で作成したものに、委員からのご意見をいただいて黄色部分を追記したものになります。後半部分は、同様の内容になりますが、ちょっと表現が違うということです。事務局としては、どちらかという前半部分は行為をする者が関係省庁という視点で書かれていて、後半部分は、産業界、学术界の方からの視点で書かれているというような印象を受けております。

続きをご説明しますと、16 行目の真ん中から、「現状では、・・・日本の国内措置の対象範囲が明確になっておらず、また影響を受ける学術分野、産業界等を正確に把握することも容易ではない。他国の・・・動向も見据えつつ、日本の・・・検討を進めるべきである。この状況下での具体策としては、特定分野の実態調査と関係者の意向把握を優先課題として取り上げ、・・・検討の取組みを効率化すべきである」と。

21 行目からの文では、「日本政府が国際交渉の対応を検討する際にも、・・・オールジャパンの体制で臨むべきである」ことが書かれています。

最後、24 行目からは、「将来、議定書を巡る国内外の情勢に顕著な変化があった場合には、その変化に応じた国内措置の検討のため、学术界と産業界を含めた体制で臨むことが必要である」、という内容となっております。

説明は以上です。

**磯崎座長** これも委員会の場で何度か議論になっていました。報告書がまとまった後、次の段階についてです。

この 28 ページについて、いかがでしょう。

**吉田委員** 6 のところのブラケットの中は、私はスラッシュの前半側のほうがいいんじゃないかなと思うのですが、「オールジャパン」という言葉をもし使うのであれば、ちょっと、「オールジャパン」が 2 回も出てくるのは違和感がありますけど、学术界と産業界だけでは困るので、学术界と産業界、NGO を入れていただきたいと思います。

**炭田委員** この黄色のかなりの部分は私も意見を申し上げた部分です。ちょっと趣旨を申し上げます。

私が申し上げた意見の趣旨の骨子は、4 点ありますが、1 点目は、本検討会の終了後の次のステップにおいても、これこれこれで学术界、産業界も入れて、これこれをする必要があるし、学术と産業は能動的に貢献すべきである、というのが一つ目のポイントです。特に、上と、趣旨は非常に似ているんだけど、文言がちょっと違うところがありますね。「本検討会終了後の次のステップにおいて」という言葉が入っていますね、下のほうは、これは、第 8 回のときに、当時の星野審議官、今の星野局長ですね、から、我々がいろいろお願いして、ご返答をいただいたときの言葉で、「次のステップの検討会」等々で、我々も非常にそれでハッピーに思ったことがあります。これは、8 回の議事録の 37 ページをご覧くださいと思えますけど、ということを反映しています。

だから、「本検討会の終了後」というのがある。それで、「能動的に貢献すべきである」というところ

で一つの段落になりまして、それから次の段落は、「現状では」ということになっています。これは、我々産業界とか学界にいる者は、「実態を踏まえて」というのを非常に重要視してしまっていて、というのは、我々は実態の中で生きていますから、何らかのルールができれば、実態の中で影響を受けるので、実態を踏まえた上での国内措置というのが重要です。特に、その範囲とか、そういうこと。それから、影響を受ける学術分野、産業分野等々も、これは実態を踏まえて把握しながら、過大な規制にならないように、一步一步適正に進めていくということを強調しております。

その具体策としては、分野としては、実態調査と、それを確実にするというのは、一挙にして全部を同時にできないから、優先順位をつけて、重要と思われる特定分野から順番にやっていくほうが実効があるし、効率的であるという、そういう趣旨ですね。それは、上の中の言葉としては具体的にはない。今のほうがより具体的に申し上げたと思います。

それから次は、21行目の「加えて」ということが三つ目の段落ですが、だからこの中に、「日本政府が国際交渉の対応をする際」、国際交渉をするときにも、学界、産業界を含めてやってほしいと思います。だから、そういう点をつけ加えました。

は、これは見直しのときですけど、このときも学界とか産業界を含めた体制で臨んでいただきたいと、そういうふうに言ったわけです。

ですから、13行目の「本検討会では」というところから一つの段落、それから16行目の「現状では」というのが次の段落、あと21行目～24行目は今までのとおりの段落で、言葉を少し修正する、そういうことにしていただきたいなと思います。

すると、8行目～13行目の中ほどは、大体意味としては下のほうでもカバーされるので、これは削除してもいいかなというふうに考えます。

以上です。

**磯崎座長** そのほかの方ではいかがでしょうか。

今の段階では、8行目～13行目の前半を取るという意見と、それから13行目後半～16行目の中ほどまでを取ると、その両方が並列しているような状況です。

**外務省** 28ページ目につきまして、今後の検討については、学术界、産業界とオールジャパンの体制で議論が必要ということで、13行目周辺にありますけども、おそらく今後国内措置の検討をしていくに当たっては、当然、事務局の環境省さんのほうでも環境審議会等、そういった学識者とか、産業界が入られた検討の場などでもいろいろ議論がされていくんだらうということで、そういうものも含んだ意味であろうかなというふうに思った点が1点と、あと、22行目の国際交渉の対応の検討につきましてもオールジャパンの体制で臨むということですが、国際交渉の検討の場において、学术界、産業界を含めた、いろいろな多くのステークホルダーがいらっしゃるような、非常に幅広くなるというのは現実的でないと思われまして。一方で、当然、学术界を担当される文部科学省さんや、産業界を担当される経済産業省さんもございますので、そういった各省庁さん每でも、各産業界とか学术界との議論を踏まえて国際交渉に臨んでいく場も検討しながらとか、各省庁が集まって検討していくとか、いろんな意味でのオールジャパンの検討体制があるなというふうに認識したということでございます。

念のために申し上げます。

**磯崎座長** ここの書き方は、ほかの委員の方はどうでしょうか。

**寺田委員** ここは、検討事項ではなくて本文なのですが、「貢献すべきである」という、黄色いほうの後のほうのブラケットですけど、次のステップにもみんなが貢献すべきだということが主な意見なのではないでしょうか。私としては、今回のところで終わって、あとは省庁間の話にしてもいいような気がする

のですけど、これがコンセンサスなのか、私はわからないのですけど。

**炭田委員** 第8回のときにかなり突っ込んだ議論があって、星野現局長、それから亀澤課長からもいいお言葉をいただきました。我々産業界、あるいは学術の方もそうだと思いますが、一番懸念しているのは、行政担当官の政策立案というのは、書齋の中でもやろうと思えばできるのでないか、ということです。政策というのは必ず国民全体のところにも影響していきますから、実態を踏まえないと、予期せざるようないろいろな困ったことも起き得る。だから、実態を踏まえてやっていただきたいなと。特に政策関係の方といろいろな意見を交換しますと、ますますその思いを強くしてきて、今後も参加させていただきたいなという思いを申し上げて、それでご了解いただいたと。だから、これは非常に強い思いがあります。

ただ、お忙しい方にはそう毎回遠いところから来るのも大変だから、それはそれなりのフレキシビリティはあっていいと思うんですけど、でも、学術界、産業界が参加するということは外せないなと思います。

それから、能動的にやるという、これは我々も真剣によりよい日本を目指してという、そういう意味ですね。受け身ではなくて能動的にという意味です。

ということで、特に関西とか、遠いところから来られている方は、業務と両立させるのは大変だと思いますが、それはよく私にもわかりますけど、産業界、学界はぜひ参加して、建設的な貢献をするべきだと思います。

**小原委員** この二つが対立しているようにはちょっと読み取れないのですが、今、炭田委員がおっしゃったことは、白いほうですね、前半の「また、その際には」とありますから、議論をする際には、産業界や学術研究者等も交え、と、これ、点がついていますから、何とかした上で、議論が重要であるというので、やっぱり入るんですよ。

**炭田委員** そうですね。

**小原委員** だから、同じことかなと思いましたけど。

**磯崎座長** いや、対立ではなくて、要するに前半を取るか、後半を取るか。前半、後半はほとんど同じようなことを言っている。どちらの文章のほうを選ぶかという、そういう意味です。両方が対立しているんじゃなくて、同じようなことを言っている文章のどちらの組み合わせを取るか。

**小原委員** 組み合わせというのは、「現状では」という、その後ろも含めてという意味ですか。ブラケットの中だけ。

**磯崎座長** はい、そうです。

**小原委員** 8～16行目あたり。

**磯崎座長** はい、そうです。

**炭田委員** すみません、ちょっとご説明させてください。

まず、8行目の最初の2～3行ぐらいですね。それと、13行目のところの違いは、13行目は、「本検討会の終了後の次のステップにおいて」ということを、具体的に言っています。だから、これが終わったら、はい、ご苦労さまでした、バイバイといって、あとは政府だけですとよということはありませんというふうに、星野現局長から言っていた。だから、この「本検討会終了後の次のステップにおいても」という、これは局長自身のお言葉ですから、これは非常に具体的に言っている。ここが入っているのが上のほうとの違いですね。

**藤井委員** あまり意見にならないんですけど、正直言って、どちらでも、私自身は、いいかなというような意見しか言えないですね。ただ、間違いなく、これが終わってからも、我々の立場としては、産

業界が関与しなくていいなどということは全く思っていないので、もちろん我々は協力していきますし、議論には参加していきたいと思っています。

多数決でもとるのでしょいかね、これは。どうするのでしょうか。

**炭田委員** 私の信念はかなりかたくて、これは報告書になりますから、明示すれば、そういうことははっきりします。明示しなければ、まあ、その後いろいろやるから、そのうち適当な会議には参加してくださいねという解釈だって不可能ではないですね。だから私が言いたいのは、明示することです。だから、「本検討会終了後の次のステップ」と、そこまで明示しています。これは星野局長が言われた言葉に基づいています。

**辻田係長** 事務局より補足させていただきます。前半部分と後半部分をブラケットに置いた理由として、9行目の最後～11行目の初めまで、黄色で塗りつぶしている部分がございます。この部分は丸山委員（及び小幡委員）からのご意見を受けて追記したのですが、こうしたご意見を追記しなければいけなかったという状況があって、それであえて前半部分と後半部分に分けて、2案という形にしています。丸山委員（及び小幡委員）からいただいたご意見の「関係する主要な分野の具体的な課題をイメージできる程度まで・・利用実態を把握した上で」という内容を、後ろの内容と一緒にできるのであれば、これまでのご議論を聞いていると、一つにまとめてもいいのかなという気がしております。

あとは、吉田委員からのご意見の、オールジャパンのところに NGO についてもしっかり言及をするという方向でいいのかなという印象を持っているんですが。

**炭田委員** 9行目～11行目の黄色い部分ですね、丸山委員が言われたところ。私は、これは18行目、「・・容易ではない。」の次に、「関係する主要な学術分野・・具体的にイメージできる程度まで・・を把握した上で」というふうに、このあたりに入れ込んだら、うまく文章として流れるんじゃないかなと思います。イメージできるくらいまで実態を踏まえているいろいろしたほうがいいということだと思います。

それから、吉田委員の言われた、私の提案した「学术界と産業界を含めて」という表現になっていきますので、決して NGO の方を除外しているわけではないですね。だから、それは吉田委員の表現を吉田委員は、タイトルは、筑波大学教授ですからね。

**吉田委員** IUCN もちゃんと書いております。

**炭田委員** それはタイトルだけど、だから、大体そういうタイトルがあったから、そういうふうにしたんですけども、吉田委員が、自分はどうかという旗印を掲げておられるわけじゃないし。だから、私は、広くみんなが意見を闘わせて、いいものが出てくる体制が一番いいと思います。

**磯崎座長** そうすると、簡単なほうですが、今の学术界、産業界、NGO を含めたオールジャパンという言葉が14行目、23行目、25行目で、おそらく同じ趣旨のことが出てきます。ここのフレーズは統一をしたほうがいいと思いますので、3カ所について、NGO を含めて、同じ言い方で、25行目は、「オールジャパン」が入っていないんですが、内容的には同じなので、それぞれ同じで繰り返していいかと思います。そうすると、8行目～16行目で、スラッシュの前と後、どちらを取るかなんですが、辻田さんからの説明もあったように、うまく両方を一緒にできればと思います。炭田さんが強調している13行目、スラッシュのすぐ後のフレーズが重要で、それが特に前半と違うのであれば、「本検討会終了後の次のステップにおいて」というので始まれば、8行目の最初のところがそれで始まればいいのかどうか。そこを含めて、内容的にかなり重複をしているので、一つの文章にできればと思いますが、どうでしょうか。

そうしましたら、そのほかの箇所でも括弧がついているところがあって、それについての検討を個々に行いますので、今のところはちょっと考えておいてもらってもいいですかね。括弧をずっと外して検

討をしていくときに、もう一度、この28ページに戻る形にしたいと思います。

そうしましたら、これで、今日、の中身のところについて、とりあえず一度目、終えました。今日の最初にスケジュールをお話ししましたように、この報告書の構成、整理の仕方というところで残っていましたが「まえがき」についてですが、それではこれについて説明をお願いします。

**辻田係長** 表紙の裏になります「まえがき」の部分をご覧ください。

こちらは、この検討会報告書の背景ですとか性格について説明する文章となっています。この文章は、自然局長にこの報告書を提出いただいた時点での検討会としての文章という形で記載しております。

内容は、まず1段落目は、議定書がCOP10において採択されて、日本は23年5月に議定書に署名をしたということ。

第2段落では、関係省庁連絡会議においては、可能な限り早期に議定書を締結することを目指して検討を進めることが合意されていて、その連絡会議のもとにある作業部会において検討作業が進められているということ。

3段落目は、その作業部会の取りまとめ役である環境省では、23年度に懇談会を設置、開催しているということ。

4段落目は、本検討会は、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討をすることを目的として、24年9月に環境省が設置したということ。

そして、以下に論点として書いている内容を中心に検討するため、何回かこの検討会を開催してご議論をいただいて、パブリックコメントを実施したということ。

論点のところを飛ばしまして、その下の段落では、本検討会での検討結果を本報告書にとりまとめ、局長に提出をしたということ。なお、章の部分は各委員の意見を具体的に反映したものであり、委員間で意見の一致を見なかった部分についてはその旨記載しているということ。

最後に、本報告を踏まえて議定書の国内措置の具体的な検討作業が進められることを期待する、という内容としております。

**磯崎座長** というような形で、一番前の部分、ページを開くと、この説明があって、これまでの国内の状況と、それから、この検討会の前にどんなことが行われていて、この検討会の位置づけと、検討会が何をしてきたか、それを書いています。

この「まえがき」について、どうでしょうか。

**炭田委員** 「まえがき」の段落、第1、第2は、主語が必ずしもないわけですけど、第3段落、「同作業部会の取りまとめを行う環境省では」と、「環境省は」にしても同じことだから、主語は環境省ですね。環境省はこれこれをこうしたというのが第3段落ですね。

その次、「本検討会は」という、これは本検討会が主語ですね。それでずっと下に来て、「回にわたり議論を行い」があるんですが、その次、「パブリックコメントを実施した」とある。パブリックコメントを実施したという主語は、これは環境省なんですよ。本検討会がパブリックコメントを実施したのではない。ですから私の提案は、主語を明確にするべきであるということですよ。

だから、「本検討会は」で始まったところは、下の3行目の「回にわたり議論を行った。」で切って、段落を変えて、「環境省ではパブリックコメントを実施した」だけど、もう少し補足して、環境省では、アンケート調査とパブリックコメントを実施したというような意味を、次の段落に入れるというふうにしたほうがいいと思います。それによって主語が明確になります。

**小原委員** 最初の「議定書に署名」というところですね、これ、私も最初知らなかったんですけども、これを最初から読む方は、署名し、賛同ということで、その後、「可能な限り早期に議定書を締結す

ることを目指している」ということで、この関係がわかりにくいんですね。だから、署名したことは、まだ当然批准でもないし、これからですし、批准するためには、我が国としては、この国内措置もちゃんとやっていかないといけないということで、前もちょっと、あまりいい案がなかったんですけども、そこは何かつなぎのことが要るのかなと思うんですけども、どうなんでしょう。これで一般国民の方はわかるのでしょうか。今がどういう段階であるかということ。

「署名」というのは、私は個人的には要らないんじゃないかなと思って、一番最初の修正案としては、「採択された」というところで終わっていいんじゃないかと言ったんですけど、しかし、これは事実は事実だからということが入っているんですけども、逆に、署名したら、もう批准したような受け取り方もするし、そうでない、まだそれに至るいろんな作業があるんだということが、ちょっとわかりにくいと思うんですが、いかがでしょうか。

「署名」というところがなかったら、別に何でもないことなんですが、署名というのがあるから、逆に今の段階が、この文章だけから見たらわかりにくい。

**中澤補佐** 「まえがき」の1パラ目で、署名をしたということ。それで、今の小原先生のご意見というのは、それが批准したことではないということを確認にということであると、2パラ目に、「可能な限り早期に議定書を締結することを目指して」ということで、署名したけど締結はこれからの話で、そのために今国内措置を検討していますと、そういうことがわかるように記述しているつもりです。

**磯崎座長** 批准というのと、この締結というのが同じ意味なので、ここですね。小原さんの懸念は、その両方の違いというか、議定書が日本に効力を持つためには締結、批准が必要なんだという、そういう文章がこの間に必要ということですか。

**小原委員** 私は、最初、全く素人で誤解していたんですけども、この委員会に入る前だったら、議定書に署名したというのは、もう批准したのかなというふうに受け取りました。そこはまだ違って、作業がいろいろあるというところのためにやってわけですね。

**磯崎座長** はい。

**小原委員** それで、今おっしゃったように、この「締結することを目指して」ということで、私は今はわかりますけど、もうちょっと丁寧に書かないとわかりにくい。逆に、「署名」というのがなかったら、採択されたことは事実だし、「採択された。」で終わっておれば、何の問題もなかったと思うんですけど。ただ、署名というのは、環境省の人たちが事務局だから書きたいとおっしゃるんだしたら、それはそれでいいんですけど。

**中澤補佐** 署名の意味として、議定書の趣旨や目的への賛意を国際的に示した、ということ、その趣旨がわかるようにしたということですか。

**小原委員** これでわかるんですか。

**小幡委員** わからないと思うよ。

**小原委員** 私たちとしては、議定書の意義も含めて、随分議論をしているわけですから、これを我が国の国益に合うようにつくりたいということですから、それが既にもう決まっているんだという感じが、最初に受け取れるので、どうでしょう。もうちょっと工夫がないですかね。

**磯崎座長** この1段落目と2段落目の間に、次の手続きとして、批准とか締結とか、それがないと法的効果は生じないというのがあって、そのために締結の話が2段落目で、ですね。

**小原委員** そのほうがいいかなと。

**磯崎座長** そうですね。条約だと、採択、署名、批准・締結という三つのステップがあって、当たり前のようにここで書いていたのですが、その三つのステップの違いというのがわかるようにですね。こ

の1段落目の終わりにでも、今のような、その後に批准、締結という手続きが必要なんだというのを書き加えればいいかと思います。

**炭田委員** ちょっと質問です。署名という行為に関して、磯崎先生からご説明願いたいんですけど、署名というのは、私、二通りの意味を聞いたことがあるんです。一つは、署名したということは、行政府として、政治的にこれをやっていくという意味を示したと。

アメリカは、多様性条約に加盟はしていないけど、クリントン時代に大統領は署名したんですよね。だから、当時は行政府としてそういう意思を示した。しかし、議会へ送ったら、議会は「うん」と言わなかったから、いまだに加盟国ではない。

だから、一つ目の意味は、署名というのは、行政府として、そういう意思を示したというふうな理解です。それから、二つ目の理解は、今や通信手段が発達しているけども、大昔の国際交渉は紙で書いてあって、ワープロも何もないし、だから紙で書かれたものが来たときに、ある国の者はそれを持って帰って、一回ちゃんと読んで、確かにあそこで採択された文面と、ここに書いてある文面とは同じですねということを確認したというのが、そもそも署名という意味だと。その二つの理解と聞いたことがあるんですけど、現時点では署名とはどういう意味なのか、ちょっと磯崎先生に言ってほしいんですけど。

**磯崎座長** 採択された文書が、それを、ある国全体で考えて、妥当であるという判断をする場合、それが署名です。今、炭田さんが触れたように、以前は通信がなくてというような経緯がありましたけど、現在はすぐにできますけども、その場での会議の流れとか、その場の状況だけではなくて、全体として判断をして、最終的に国としてこの内容で交渉してきた内容と同一であることを確認することです。署名の持っている効果は、この黄色い部分で書いてあるように、あえてその内容を害するような行為をとらないという、そういう責務が生じます。

**炭田委員** だから、政治的意思を示したという理解でよろしいですね。

**磯崎座長** はい。

そのほかのところはいかがですか。

**丸山委員** パブリックコメントについてなのですが、参考資料3のほうを拝見しますと、結果については、最終報告における参考資料として添付するというふうに書かれているので、これから考えると、この報告書にはパブリックコメントというのは反映させないということによろしいのでしょうか。

**磯崎座長** パブリックコメントの後ですが、この検討会が、パブリックコメントが整理されたところに予定をされています。そこで出てきた、これは前も何回か触れたんですけど、ここのメンバーには入っていない方の、その意見というのを、この委員会としてどう捉えるか。これまでも何回か行われた専門家の方の意見と同じように、パブリックコメントで出された意見で、この委員会では必ずしも出ていなかったり、または、この委員会ではごく少数の意見だったりしたもの、それが何か出てきたときに、それはこの委員個々に、それをどう考えて、検討会、この場の結論の中にそれぞれの委員が反映させる必要があると思うかどうかです。そのような形でどうするかという会合を、パブリックコメントの後に開きます。その際に、どうするかは各委員に考えていただく。そうすると、そこを通じて反映されるものもあるかもしれません。

**丸山委員** わかりました。そうしましたら、ここに、パブリックコメントを実施したという文章を残しても問題ということですね。

**炭田委員** 私、ちょっと出かけます。すぐ帰ってきますけど、その前に、進行したらいけないからちょっと申し上げておきます。こういう報告書の形式の問題ですけど、私が経験してきた報告書の形式は、事業の推進者、例えばこの検討会は環境省が推進していますが、普通、「まえがき」はそういう推進主

体が書く。委員の意見は目次のところ以下に書く、ということです。

だから、私が頭の整理としては、「まえがき」は環境省が書き、目次以下のところは委員が主体となって書くとして理解してきました。ただし、これは私の限られた経験をもとにして言っています。皆さんの議論をお聞きして、私の理解を深めたいと思います。

ただし、先ほど既に申し上げるように、段落の主語は明確にしていきたい。例えば、パブリックコメントの実施とか、アンケート調査は環境省がやられたので、「環境省では」という新しい段落にして、本検討会がやったのではないということを区別する必要がありますね。

**磯崎座長** ですから、今、丸山さんからの意見の、ここに残すかどうかではなくて、これの誰がやったかという、そこを区別せよというのが炭田さんの意見だということです。

事務局は、ここは。

**中澤補佐** 「まえがき」を誰が書いたかということですが、今炭田さんがおっしゃったように、主語を明確化して、ただし、検討会の報告書であることから、委員の方々におまとめいただいた、そういう性格と理解しています。

**磯崎座長** 今のパブリックコメントの実施者として、この段落だと、主語が検討会なので、検討会はパブリックコメントを実施した、というつながりになっている、そこを区別してほしいということなんです。

**中澤補佐** この検討の一つとして、環境省で実施して、委員の方にお諮りしながら、報告書に反映するものはする、しないものはしないという、そういう整理をしていくものと理解しています。

**小原委員** ちょっと手続的に、今日、これ、まとまるかどうか知らないけど、まとめて、環境省に出して、環境省がそれをもとにパブコメをするんですか。まだ報告書はできていないですね。

**中澤補佐** まだ素案、案の段階です。

**小原委員** 事務作業はもちろん環境省にやっていただきますけど、検討会でもいいような気がいたしますけどね。パブコメをするのは一応ルールになっているとしたら、検討会としてパブコメをするということでも構わないような気がしますが。まだ報告書を出していないわけですから、主語として、主体としては、やっぱり検討会ではないんでしょうか。どっちでもいいけど、「環境省が」と書くのも変な感じがする。

**吉田委員** 私の理解で、環境省のホームページを使ってパブコメをするわけですから、これはあくまで、今回までの案ということで、最終報告をするわけじゃないですけども、一旦それを環境省が預かってパブコメをして、その答えをまた委員会に戻すということで、おかしくはないんじゃないかなと思います。

**炭田委員** すみません、いなかったので、ちょっとご説明いただきたい。

**小原委員** 私は、これはまだ途中で、一旦パブコメをした上で、最終的に報告書にまとめて、局長に出すということだったと思うので、まだ検討会の範囲だろうなど。ただ、事務作業としては、ホームページも全部環境省のものをを使うから、環境省がやっているような感じですが、やっぱりこれは私たちの文書なんでしょう、基本的には。

**炭田委員** 私は違った考えです。私が理解している通常のパブリックコメントとは、例えば、法案みたいなものをつくるときに、委員会で案ができて終わるわけですね。その後、もっと広く意見を聞く。それがパブリックコメントというふうに理解しています。

たしか、このパブリックコメントのこの説明資料にも、行政措置法には基づかないけど、それに準ずるようなという文章が入っていたと思います。だから、行政府の中にパブリックコメントをするという

規定がおそらくあるんだと思います。だから、ここのパブリックコメントは、委員会がやるんじゃないんですよ。環境省がやる行為であって、委員会ではない。もし委員会がやるのであれば、いろいろな意見が出てきたときに、それを勘案して、次のステップでやるんだから、こんな一番最後の段階になって、どさくさまぎれ、と言ったらおかしいけど、最後になってパブリックコメントをやって、あと1回の会合のときに委員会の意見を反映するなんていうことはできないと思います。

我々の委員の意見というのは、いろいろ勘案して意見を出しているわけで、急にパブリックコメントで別の意見が出てきても、我々の意見がすぐには変えられるものではない。ただし、パブリックコメントがちゃんとした報告書が出てきたときには、じっくり読んで、次に何か検討する機会には、十分そこも勘案させていただいて、我々のこれまで言ってきた意見を、よりよい意見にするという心構えは十分に持ちます。しかし、最後の詰め段階で、パブリックコメントの結果が来たから、すぐに何か報告書に書いて、その会議はこれで終わりという、そういう性質のものではないと思います。

だから、パブリックコメントは環境省が当然、政府としてやられるべきことです。それは問題ありません。それはそれでちゃんとまとめて、どこからどんな意見があったと、いろいろな意見を別途、知って十分に勘案させていただくけれども、それは次の機会のときに反映されるのであって、今この段階で反映されるものではない。

だから、そういう意味では、小原委員の言われている、パブリックコメントが本検討会の活動の一部であるとは私は思わないですね。アンケート調査も同様だと思います。

**磯崎座長** 今まで、意見の方向としては同じなので、この段落で、主語、そのあたり、技術的に整合性のあるような形にしてもらえればと思いますが、今すぐは難しいですか。

**農林水産省** 関連して……。

**磯崎座長** はい、どうぞ。

**農林水産省** 今、炭田委員のご意見を聞いていて、また、あと、今日用意されている参考資料3を見まして、ちょっとずれがあるのかなというふう感じたところがございます。といいますのは、炭田委員からは、パブリックコメントは出てきても、それは将来、今後の参考にはするけれども、この検討会に反映というのはなかなか難しいんじゃないかというご意見だったのですが、この参考資料3で提案されているものは、真ん中よりちょっと下のところの「意見の取り扱い」のところの ですが、「委員が新しい視点等を見だし、取り入れた方がよいと考えた場合は報告書に反映」ということで、この検討会で使うことを目的としているというような位置づけになっておりまして、ちょっと炭田委員のイメージと違う形になっているのかなというふうに思います。

あと、私ども、行政側からしましても、パブリックコメントは種類が大きく分けて二つぐらいございまして、例えば法律案のようなものを決めていって、最後に確認をするというようなことで、国民の意見を問うというようなときに使う場合と、幅広く国民の意見を聞くというような場合、二つ使い分けをしております。今回のものは、幅広く国民の意見を聞くというような扱いのものなのかなと。そういう中で、この件について、幅広く国民の意見を聞いて、検討会でそれを反映していくという位置づけなのかなと思っておりますので、その流れであれば、参考資料3の流れになってくると。

また、そうであれば、「まえがき」のところも、先ほどから議論になっておりますところも、「また、パブリックコメント」というところも、主語を明確にして、「また、環境省は、そして後に、例えば、「検討会の議論に資する幅広い意見を募集するためパブリックコメントを実施する」とか、誰が何のためにパブリックコメントを実施するというようなことは明示していただいたほうが、読む方にとっては明らかになるのかなというふうに思います。

ただ、炭田委員から、パブリックコメントの位置づけがちょっと違うんじゃないかというご意見もありましたので、そこは皆様の意思といえますか、考えは統一しておいたほうがよろしいのではないかなというふうに感じたところでございます。

**丸山委員** 私も、今の農水省からの説明のような話であれば、わかると思います。

**磯崎座長** 最初に丸山さんと私の間でこの意見交換をしたところにありましたように、この委員会で結果について、それは各委員個人で反映する必要があると思うかどうか考えてほしいということで、今、作田さんから指摘された参考資料3の真ん中辺の の、それを反映しています。

「まえがき」の4段落目の最後の書き方も、今、作田さんから事例がありましたので、そのような形で環境省が広く意見のために実施したという書き方で整理をしたいと思います。

**炭田委員** 私の言っていることは、この会議の相当初め、今年の6月ぐらいから同じことを一貫して言っているつもりですけどね。だから、作田さんの言われるとことと私の言うことは、そんなに違いはないと思います。アンケート調査が出てきたときも、同じことを私は申し上げました。だから、アンケート調査の位置づけも、この中での資料の位置づけは、各委員の位置づけよりももう一段距離を置いた位置づけになっていますね。だから、パブリックコメントも、アンケートのようなものであって、環境省が実施したけど、それは検討会の参考のために供したと。しかし、委員がつくったものでもないし、委員が企画したものではないということは明確にしておく必要があると思いますね。

作田さんもそういう意味ですよ。だから、そういった点では私は同じです。

それから、まだ私が理解していないところがあるんですけど、この参考資料3の3番目……。

**磯崎座長** それはまた後で。

**炭田委員** つまり、「行政手続法に基づかないが、準じて実施するパブリックコメント」という言葉がありまして、私、全く無知で、行政手続法がどうなっているのかわからないから、とにかくパブリックコメントはそういった行政上の手続きの一環としてなされるのであって、この検討会の委員が企画して、この検討会が実施したという位置づけとは違うということは明記する必要があると思いますね。そういった点をはっきりさせていただきたい。

それから、私の経験では、「まえがき」にそういうようなことを書くのならば、環境省がその文は全部書いて、環境省の自然環境局という書き方をするほうが一番据わりがいいように思ったんですけども、そこはまだ議論されてないんですね。というのは、この報告書素案は、どこが主体で、どう出して、何か質問があるときはどこに聞くとか、そういうのが今のところは何もないから、それはどのようにされるのかなというのは、また後で伺います。

**堀上室長** 報告書ですけども、この報告書は検討会としておまとめいただいて、出していただくということですね。その検討会の事務局として環境省、私どもがやっていると。パブリックコメントに関しては、その検討会で検討をしていただくための一つの資料としてお出しするために、広く国民の方々のご意見を得るということで環境省がやるという理解ですので、今お話ししていることは、あまり齟齬は生じていないと思いますので、そういう意味でよろしくお願いしたいと思います。

**炭田委員** 私が申し上げたいのは、パブリックコメントの結果を、まだ委員がディスカスして、反映するか、させないとか、そういう議論がちょっとあったように思うんですけど、最終回でしょう、パブリックコメントの説明が委員になされるのは、我々も一生懸命、ない知恵を絞って考えて、我々の意見を言っているわけで、ぱっと出てきたパブリックコメントに対して、我々の意見を、頭を整理して考えるには時間が必要なんですね。

だから、パブリックコメントをして、その結果はこの報告書に反映されたというような位置づけの仕

方は、私はちょっと違うと思いますね。それだけはちょっと申し上げたい。

**堀上室長** パブリックコメントの取りまとめをまずこちらでします。どんな意見が出てきたかということをもとめて、あらかじめ、検討会を行う前に皆さんにお配りをします。パブリックコメントの意見を踏まえて最初からこちらで何か手直しをして、この報告書の案を直した形でお示するというようなことは、それはしないです。

**炭田委員** しないですね。

**堀上室長** はい。検討会の場で議論をして、必要であれば取り込んでいただく、そういう形にしたいと思います。

**炭田委員** ですから、もちろん最後の会議も議事録は出るはずだから、委員がどう思ったかというのは、少なくとも議事録には記録されますよね。だから、それが、この報告書の中に反映されるかどうかはわからなくても、議事録には完全にそのときのことは記録されますよね。

**吉田委員** 炭田委員のパブリックコメントの反映というものが、ほとんどあり得ないようなおっしゃり方をされるのですけれども、今、事務局のほうで説明したように、事前に整理した形で委員には事前に配られて、それで、委員で気づかない意見もあるかもしれないわけですから、その中で、これはぜひ入れたらどうだろうと思ったら、どなたか、誰か一人の委員が、これは入れたほうがいいだろうという意見を言って、そこで入れるということになれば反映できるんじゃないでしょうか。最初からもう、時間的に無理だから反映できないというふうにしてしまうのはちょっとおかしいと思います。

**炭田委員** 私は、反映できる場合もあるかもしれないけど、できない場合もあるし、基本的には、反映できるはずだという期待値は高めないほうがいいなと考えます。というのは、普通、事務局から資料をいただくのは、我々は2週間前にいただきたいというふうに昔、言ったことがあるんですけど、事務局もお忙しいのはわかりますけど、ほんの直前に来るんですよ。皆さん忙しいのに、その間にどれだけ読めるか。委員の意見が、この日本のこの分野における将来を左右するんだというふうに認識すれば、そうかうかと言えないんですよ。

私に言わせると、ショートノティスの場合が多いわけだから、パブリックコメントをこの検討会の最後の前の直前にやって、それがこの報告書素案の中に反映されるんだという期待値を上げると、それは現実的でないなと、そういうことを申し上げているのです。私は決してそういうことは不可能であるという言い方はしていませんが、そういう期待値を上げるような現実的な時間配分なり、スケジューリングではないなということを申し上げています。

**磯崎座長** 今のところは、右から言うか、左から言うかのところで、内容的には、できるのであれば、できる範囲で反映がされるという、まさにそういう理解でいいかと思います。

「まえがき」、そのほかは、

**小幡委員** 「まえがき」の「論点」というところですけど、四つほどポツがありますが、「他の議定書締結国の取得」ということで、ここに「遺産資源の」が抜けているのではないのでしょうか。

**磯崎座長** はい。アクセスだけが、取得の機会というのがすぐ出ちゃうので、そこは通常どおりの言い方で。

「まえがき」のところは、そうしましたら、このような形でいいでしょうか。

炭田さんが触れていた、この下に誰が書いたかを書けということがありますか。

**炭田委員** ありますね。いや、それは最後に決めればいいわけだけど、私はむちゃなことを言っているのではなくて、おそらく、こういう報告書は誰かがコピーしたらひとり歩きしはじめますね。だから、この報告書というのは、どこが誰が何をしてこれができたかということを明確でないと、ひとり歩き

たときに怪文書になる可能性がある。だから、そういうことを書く必要はあると思います。

今後、おそらく環境省さんは、ある製本とかいろいろな処理をして、報告書にされることを念頭に置いておられるんだと思いますけども、そのこともちょっと説明していただきたいですね。

だから、私が言おうとしているのは、私の経験した報告書では、何々省と書くか、何々省がどこか別のところに委託したら、委託先がちゃんと表紙に書いて、その事業の責任者とか実施者が明確になるわけだけど、そのファイナルな形はどういう形を想定しておられるのか、ちょっと説明していただきたいのです。

**堀上室長** 最終的にこの報告書をどういうふうにするか、大体環境省のホームページには載っていますが、そうすれば環境省が出しているというのは明らかなんですけれども、本にするかどうかということに関して、これは特に本にして広く配布するという予定はないです。基本的には、ホームページ上で見ていただくことにしています。

どこが出しているかわからないという、今までそういう経験が、むしろ私どものほうになくて、大体環境省としてはこういう形で検討会の報告書というのを取りまとめてきています。

**炭田委員** 私が想定しているのは、これは皆さん一生懸命やってきて、非常に重みのある報告書だから、コピーが配られないのであれば、我々がコピーするだろうし、誰かが、日本はどうなっているんですかと聞かれたら、公表されたものだから、渡すかもしれないしね。だからある意味ではひとり歩きするわけですよ。そのために、そこはきちとしたほうがいいんじゃないかなということを申し上げている。

これは例えば日本語で書いてあっても、日本の近所の国は日本の動きは関心を持っているだろうし。

だから、この報告書はひとり歩きするという前提できちとしたほうがよい。誰かが問い合わせしたいとき、誰に問い合わせをしたらいいとかね。そういうことが起こり得ると思うんですね。

**堀上室長** ご懸念があるということであれば、この検討会の名簿の下に、事務局・環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室というのをに入れておきたいと思います。

**磯崎座長** そうしますと、今のところですが、表紙で、検討会であるということで、その報告書というのが書かれています。今指摘がありましたように、ページがついてないですが、名簿があって、名簿の下に事務局を入れて、環境省のどこの部局が事務局をしていたかを記す、それでどうかということですが。そのような、表紙に検討会の名前があり、その検討会がどこの省庁の、どこの部局なのかというのが、名簿の下に事務局を入れることでわかって、その素性がはっきりするだろうということですが、その書き方で……。

**吉田委員** 事務局を明示するということで、どこが発行したのか、問い合わせ先とかいうのがわかるという意味で、それでいいんですけども、表紙のところは、下に、今のところは平成 25 年 12 月 10 日版という日付が書いているだけですけども、つまり、著者は誰なのかというのを、これはだから、検討会なのか、環境省なのか。検討会なら検討会と、ここの部分に書いておいていただかないと、引用するときに困るんですね。引用するときの、ちゃんと著者と年号がわかるようにしていただきたいですね。

**磯崎座長** おそらくですが、事務局で、表題が「検討会報告書」なので、そこは省いたのだと思うんですけど、確かに何か引用するとき、著者名と表題というのでダブルでも必要ですね。全く同じになるんですけど、「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」というのが日付の下に入って、表題はダブルでも、その検討会の報告書というので、仕方がないという、そういう趣旨です。では、事務局も、ちょっとダブルですけども、下に書いて。

**炭田委員** 1点だけ確認。これは、予算をとって事業としてやっておられるわけですね。だから、事業名がつかますよね。事業名がついて、書類が出るときは、普通、政府のどこかのリストに載って、情報開示が可能なようにするはずだから、自動的にそういう形が決まるじゃないですか。発行者とかなんとかは。

**中澤補佐** この検討会の報告書は、これはこれでいただいて、事業としては国内措置のあり方に関する調査業務としての委託事業でやっているものですから、その事業全体の報告書としては、業者から我々に納入されます。報告書はこの検討会でおまとめいただいたものとして、環境省のホームページにアップするとか、説明用に使うとか、そのような使い分けになると思います。

**炭田委員** わかりました。ちょっと質問ですけど、環境省のホームページで報告されたら、いわば公的な機関が発行したものだから、著作権とかはなくて、必要な人が必要のように引用したりして、あるいは翻訳したりしてもいいとか、そういうふうな位置づけになるんですね。

**中澤補佐** 翻訳をそのまま自由にできるかどうか、私どものほうで確認したいと思いますけれども、基本は、先ほど吉田先生がおっしゃったように、著者と年を書いて引用する扱いではないかなと思います。自由に翻訳していいかどうかというところは確認します。

**磯崎座長** それでは、今のその著作権や何かにかかわるところは確認をしてもらいます。

そうしましたら、「まえがき」それから表紙、その他の書き方について、今確認が終わりました。

その次のところなんですけど、先ほどもちょっと触れましたように、四角い括弧が残っていて、それを検討する必要があります。具体的には、8ページの 章からなんですけど、それでは事務局のほうで説明をお願いします。

**辻田係長** 8ページの8行目から、第13回でのご議論を踏まえて、 章のあり方に係る意見のまとめの内容がどういった経緯で作成されたのかという説明を書いております。

まず、本検討会での検討は、環境省が主要な論点を設定して、それをもとに議論を進めていただいたこと。第1回～第12回までは、論点について、二度にわたる議論を行い、論点表をまとめたこと。その間に、環境省ではアンケート調査を実施して、その結果を検討会に紹介したこと。そして12回以降は、報告書案をまとめる作業を進めていただいたこと。それを受けてパブリックコメントを実施して、パブリックコメントの結果も踏まえて、検討会としての意見を取りまとめた、という内容を書いています。第13回での議論では、こうした内容をこの場所に、ということでご議論いただきましたが、この内容について、途中、ブラケットで、「目次の後に「はじめに」を追加し移動」ですとか、「「まえがき」に移動」と書いておりますように、一部の内容を別の場所に移してはどうかというご提案をいただいています。内容についてこう変えるべきというようなご意見ではなくて、記載場所について、ここではなくてほかの場所もあり得るんじゃないかということです。どこにこういった内容を置くべきかという点についてご意見をいただければと思います。

**磯崎座長** この8行目～20行目で、既にほかのところに移ったり、一部で書かれていたりというところがあります。このような整理の仕方ですね。そちらへ移動するというのが多いですが、ここはどうでしょうか。

**炭田委員** この中で、12行目の終わりのほう、「環境省では企業及び研究者に対するアンケート調査を実施し、紹介した」とありますね。これは、さっきの「まえがき」で、「環境省ではアンケート調査とかパブリックコメント」という、そういう段落があるから、そこに移したほうがいいと思いますね。だから、「環境省では、パブリックコメント及び企業や研究者に対するアンケート調査を実施し」云々、それをそのまま「まえがき」のところに移して、ここはなくなる、ということだと思います。

それから、17行目にまたパブリックコメントが出ていますから、これも「まえがき」のところで統合されると思います。

以上です。

**磯崎座長** アンケート調査に関する部分、それからパブリックコメントに関する部分について、さっきの「まえがき」のところに移して統合するということです。

ただ、その場合は、今の部分で、18行目～19行目、あるいは20行目の、そのあたりが、これまで前へ持っていったら、ここでの、「本検討会の意見は以下のとおりである。」というのが、ここをどうするか。

今、18行目～20行目までのところを、どのような形でここに残しておくかがまだはっきりしていませんが、そのほかのところでもいいですけども、どうでしょうか。

**炭田委員** そのほかのところは、12行目の後ろに、「目次の後に「はじめに」を追加し移動」というのがあります。それから、16行目にも、「目次の後に「はじめに」を追加し移動」というのがあります。一応、暫定的に、「はじめに」というところにざっと手続き上の概要を述べたような、あり方に関する意見のまとめというところの概要がわかるように、「はじめに」というのを短い文章です。だから、そこに移動したほうがいいということを提案します。

**磯崎座長** ここにある黄色いマーカーがされている、この移動するというのをずっと採用していくと、この委員会が何回開いて、10行目の、この検討会で何回から何回で、最終的に、19行目で「以下のとおりである。」という、3行ぐらいだけが残るのでですけども、それはそれでいいのですかね。で意見のまとめ、この検討会は、このように何回開いて、このように以下のとおりである。ここは短い文章でもいい。

**小原委員** 私は、次のページの「基本的な考え方」からスタートしてもいいという意見を出していました。意義のところはちょっと議論があると思いますが、ここは、本来は「まえがき」に書いてあるし、細かい、いついつやったというのは、それは付録にありますよね。だから、二重になるから、これはほとんど要らないと思います。むしろ、基本的な考え方をずばっと。まあ、短い「まえがき」はあったとしても。

**磯崎座長** 今、小原さんの意見も、極端な場合は、「以下のとおりである。」的な短い文章がまずあれば、それでいいと。

**吉田委員** 私もいくつかは「まえがき」に移動していいと思うのですが、ちょっと全部移動しちゃうと違和感があるのは、「別紙1のとおり」とか、「(別紙2参照)」とか書いてあるところは、何も始まらない前に、「まえがき」に別紙1とか別紙2とか出てくるのはおかしいので、私の考えとしては、アンケート調査の実施の部分で、12行目～14行目までのところとか、それからパブリックコメントは前にも出てきますよね。17行目～19行目のような部分というのは、もう「まえがき」でいいんじゃないかと思います。

ただし、1回～12回までの検討会で、各委員の意見を別紙1にまとめて、それから、別途意見のあった、意見書別紙に含めて議論して作業を進めたというのは、ここに残らないと、「まえがき」に持っていったら、「まえがき」に「(別紙1)」「(別紙2)」と書いてあるのはちょっとおかしいんじゃないかなと思います。

**丸山委員** 私も吉田さんと大体同じ意見なんですが、委員会で何を、いつ、何回開いて、どういう内容のことを検討してきたかということというのは、やはり記録としてとどめるべきではないかというふうに思います。その間に、アンケート調査と、情報提供があったり、あるいは外部識者の情報提供があ

ったということ、それから、今回パブリックコメントも実施するわけですが、それについては、最終的に参考意見にとどまったのか、あるいはその中の意見が一部取り入れられたのかということも含めて、やはりここに何らかの形で委員会の進め方、あるいは、どういう形で進めてきたのか。その結果、どういうふうな形にまとまり上がったのかということは、入れておくべきではないかと思います。

**磯崎座長** 今、吉田さんと丸山さんからですが、その場合、この1ページの一番上に、「はじめに」という黄色い部分がありますが、そこに今のようなことを持ってくるという。「まえがき」のほうではなくて。この検討会がどのように、この検討会が1回~12回とか、その関連で資料だったり別紙の1とかがあるという、それも含めて、この1ページの黄色い「はじめに」というのを新しくつくって、そこに、というのが炭田さんの提案なんです、その場合はどうですか。

**丸山委員** 私もそんなに多くは報告書をまとめた経験があるわけではありませんが、いくつかのパターンがあるんじゃないかと思います。一つ見られるのは、委員会のスケジュールといいますか、議事次第、日程みたいなものですかね、それだけぱっと羅列している、第1回、何月何日で、議題は何と。それがずっとこう、タイトルがつかないで、「まえがき」の後に置かれているような報告書は見たような気がします。あるいは、それを本文に入れている報告書もあったような気がします。

**炭田委員** この8ページはいろいろブラケットが入っているから、見にくいから、別の資料で申し上げます。参考資料2の委員の意見のところの8ページをご覧ください。赤でありますね。中ほどに「6.はじめに」と書いてあります。で、「挿入する文案、はじめに」と書いてあります。これは私が提出した意見なんですけども、今申し上げた「はじめに」というふうに提案したのは、ここに赤で書いた部分です。段落が二つありますけど、「本検討会での」から始まって「進めた」という、その段落、そのような文章になります。これをこのまま移動すると。

私は、「はじめに」というのをつくったらいいんじゃないかというふうに、提案申し上げたんですけど、その理由は、私の頭の中の最初の整理では、「まえがき」は環境省の事務局が書かれるから、検討会としての何かそういう「はじめに」が必要かなというので、目次の次に「はじめに」というスペースだけを書くことを提案して、中身はこういうことを考えました。

先ほどの議論から、「まえがき」に関しては環境省だけが書くというのではなくて、もう少しフレキシブルな形になったようなので、私の前提として、「はじめに」というのを設けることは絶対的な必要条件ではないですね。ですから、「はじめに」に書いてある、この参考資料2の8ページのこの赤い文章は、本文の第 章の最初に来てもいい性質のものだと思います。そういうふうに申し上げたいと思います。

**磯崎座長** そうすると、8ページの のすぐ後に入れるか、それとも報告書の の前に置くかの違いですが、炭田さんはこだわらない、どちらでもいいということですけども、どうでしょう。

**吉田委員** 炭田委員が、「まえがき」は環境省が書くもので、「はじめに」の前に委員会としてそれを入れるというふうに.....。

**炭田委員** 「はじめに」の中に。

**吉田委員** 考えられていたということなんですけども、今は、「まえがき」というのは委員会が書いたものになっているので.....。

**炭田委員** いや、そう理解はしていないけど。

**吉田委員** そうですか。私の理解としては、「まえがき」というのは、今はちょっと主語が、「本検討会」は」になっていたり、「環境省は」になっていたりするので、統一は必要かと思いますが、

「まえがき」ですね、「はじめに」ではなくて、「まえがき」です。

**炭田委員** はい。

**吉田委員** 表紙のすぐ裏の「まえがき」です。「まえがき」のところは、委員会の名前、具体的に言えば、座長名でいいと思うのですが、座長名で、この検討会の趣旨とか、あるいは検討経緯とか書いて、この一番前につくというのが、この報告書自体は、環境省が出版するわけじゃなくて、名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会が出すわけですので、「まえがき」も座長名で書いて、先ほどの8ページに書いてあるようなロジスティックな経緯はそこに含めればいいんじゃないでしょうか。

**炭田委員** あまりこういうことで時間を費やしたくないんですけど、「まえがき」を全部、これは本検討会がつくったと言うと、おかしいことが出てくるんですよ。例えば、論点というのを最初設定して、論点表の枠組みは、環境省が設定して、我々は検討会に来たばかりだったから、それに従って議論していった。だから、論点を設定したのは環境省ですよ。我々が論点を設定したのではないです。

ですから、「まえがき」をどうするかは、先ほど言った、ちょっと曖昧さが残るけども、今のような形で、2ページ目というか、そのところに事務局として環境省というのは書くということで、本検討会が「まえがき」を書くというのを明確にしているわけではないです。私の頭の整理は、もともとは環境省が書くのかなと思ったけども、そこはちょっとフレキシブルにするということで結構ですけど、本検討会が論点をそもそも設定したのでないんですから、本検討会として書くべきではないと思いますね。だから、そこがちょっと違います。

**小原委員** でも、さっきおっしゃったように、経緯を検討会として書くんですから、経緯は、論点は環境省から設定されたけど、それを受けているという経緯だけであって、それは構わないんじゃないですか。検討会の文章として、あるいは座長のおまとめでもいいんですけど。基本的に、これは全部著者が検討会なので、中身も全部検討会。付録以外はね。

**炭田委員** 座長というのはあり得るかもしれないけど。

**小原委員** まあ、どっちにしたって検討会の文章という、吉田さんの意見に僕も賛成します。

**炭田委員** そうですか。

**小原委員** ここには、経緯だから、その議論の経緯もほとんど入るとは思いますけどね。

**炭田委員** ちょっと確認させていただけますか。そもそも私は、例えばアンケートとパブリックコメントは、小原さんは、最初、検討会がやったという……。

**小原委員** それはどちらでもいいんですけど。

**炭田委員** 私はどちらでもよくないと考えます。

**小原委員** 環境省がやったと書いてあってもいいと思うけど、書く主体は検討会ですから。

**炭田委員** だから、そこには混同はないですね。

**小原委員** はい。

**炭田委員** だって、この検討会が承認した方法でアンケート調査をやっていないのに、それは明らかに環境省がやったんです。やることは決して間違ったことではない。それはいいんですよ。だけど、環境省がやったというのは事実。それから、パブリックコメントも同様です。だから、そこはコンタミないですね。

**小原委員** コンタミ……。混乱はありません。

**炭田委員** 混乱はないですね。そこは明確に違う。

**小原委員** だけど、その経緯自身は我々は承知しているので、それは検討会の文章として書くことは構わない。

**炭田委員** 経緯自身はいろいろあって、私は、そこにフレキシビリティがあるんだけど。だから、「ま

えがき」をどうするかによって、「はじめに」のところをどうするか、それから第 章の前段の部分をどうするかということは連動してくる、という話ですけどね。

小原委員 私は、第 章の最初のほとんどは「まえがき」に移せると思っています。

炭田委員 「まえがき」にね。

小原委員 経緯ですから。

炭田委員 「まえがき」に移すか。

磯崎座長 今、二つ、移さないという案もありますので、三つで、8ページのままにするか、それから1ページの の前にするか、「はじめに」として、そこにするか、それとも、「まえがき」の中に含める形にするか、ですね。吉田さん、小原さんからは、「まえがき」の中に入れていいのではないかという指摘です。

ほかの方はどうでしょうか。

要するに、「まえがき」と「はじめに」という二つが出てこなくても、「まえがき」の中で委員会の経緯ということなので、そこで書いたほうがわかりやすいのではないかということです。

鈴木委員 我々が何をどうやろうと、まず、実施しているのは環境省で、環境省はそもそもこの検討会を設置した背景と必要性は、多分「まえがき」という一番外側のところを書いていただいて、それで、むしろ頭のところに「まえがき」と「はじめに」と二つに使い分けるとなるとすれば、その「はじめに」の部分は、今度はやっぱり検討会の立場になったところでの内容になるかと思うのですが、「はじめに」と8ページの違いは、 、 、 の前にあるか、その の中に入っているか、これはやっぱり大きなところで、我々はこの検討会の検討する、我々自身が決めることじゃなく、社会的または実際の事実という前提を絶対的なものとして どこまで絶対的かとはともかくとして、 と については書いていると。

ですから、こういう前提のもとに対して、我々のやった議論は ですというような位置づけの中で、「はじめに」と、 の頭の8ページのどこに置くかの二つを考えるべきかなと思います。

そして、外側が環境省であっても、環境省からは中身については、あくまで検討会の責任として、我々の発言はちゃんと尊重して書いていただけるという前提のもとでこれが出版されるというふうを考えれば、多分、特にパブコメも通じて、読者の人たちが一番そういう意味でのわかりやすいのは、 の前に、8ページにあったほうが、本当にぎりぎり、かなりこの検討会としての主観 主観的と言うと言いは悪いんですけど、検討会としての意見を集約された前提が の頭に来るところが、むしろわかりやすいのではないかなと。

でない、と について、我々の、本当はコンセンサスを得ている前提の部分なんですけど、ちょっとまた「はじめに」の部分に来ると微妙なところが出てくるおそれがあるような気がするので、むしろ、それよりも前の「まえがき」、これはもう完全に環境省が本当に客観的に、設置目的やなんかを書いていただく部分だけにして、今までの自分の頭の中も を中心に展開しているので、8ページにあったほうが何となくわかりやすいような気がするの、私の個人的な意見です。

磯崎座長 現状維持で。

鈴木委員 場所的な話です。

磯崎座長 8ページに残したほうがいいということですね。

先ほど、「まえがき」に移したほうがいいという意見も強かったんですが、「まえがき」と、設置の趣旨とか、全体の運営とか、それは「まえがき」で、この検討会が具体的に何をしてきたか、どういう経緯だったかは、「まえがき」ではないほうで、「はじめに」という形で、 の前に置くというのも考えられるけれども、 と は、どちらかという、この検討会で議論をしてきた内容ではないことが多いの

で、そういう意味では、 の現状のところがいいというのが鈴木さんの意見ですが、どうでしょうか。

**小原委員** 重複感があっても構わないということだったら、ゼロになるよりは2のほうがいいと思いますので、構わないと思います。

**炭田委員** 私も鈴木委員の考え方でアクセプタブルです。私は、最初、「はじめに」と言っていたけど、鈴木委員の考え方でオーケーだと思います。

**磯崎座長** 丸山さん、吉田さん、それでよろしいでしょうか。

**丸山委員** はい。私も鈴木さんの意見に賛成です。

**磯崎座長** そうしましたら、ちょっと選択肢がたくさんあって、行ったり戻ったりした感がありますが、8ページのここにこのような形で経緯を書いて、特に重要な指摘がありましたけれども、その別紙とか、資料とか、関係するものがわかるようになっていないといけないという、そういう意味でもこの形でということになります。

**炭田委員** 1点だけ確認ですけど、ただし、「まえがき」に移動」と書いてある2点に関しては「まえがき」に移動すると、そういう理解でよろしいですね。単なる確認です。それは皆さん、そうっておられたと思いますから。

**小原委員** 私は、重複感があってもいいということだったら、このままでも構わない。2回出てきて、いけないことはない。

**鈴木委員** 「まえがき」に書いてある、例えばパブリックコメントをしましたというのは、環境省が書いているパブリックコメントをしましたという文章であって、 のところについては、検討会としてパブリックコメントというものの実施を受けてということなので、 というよりも、両方にあること自体は全然おかしいことじゃないと思います。

**磯崎座長** アンケート調査の実施については、現在の「まえがき」では書いていないですね。炭田さんから指摘があったように、この委員会の参考として、それを支えるために行っているというので、この部分は「まえがき」のところで、パブリックコメントだけではなくて、アンケート調査も行ったというのが入って、それを、小原さんの意見にもあったように、ダブってもいいから、8ページ、ここでももう一回書く。で、17行目の何月から何月までコメントを実施しというのは、前で書くので要らなくて、今、鈴木さんからもあったように、その結果も踏まえて、というところから残せばいい、そのような整理でよろしいでしょうか。

(はい)

**磯崎座長** それでは、そのように、アンケート調査部分を「まえがき」に追加で、ダブってもその部分は残し、下のほうの何月何日とかという、実施したというのは「まえがき」で書くので、そこは外して、それらを参考にして、その結果も踏まえて、「以下のような」という書き方で、ここに残すことにしたいと思います。

次、23行目、「議定書締結の意義」のところなんですが、ちょっと小幡さんがあと20~30分で席を外すというので、関連して発言したいということですので、それでは.....。

**小幡委員** 申し訳ありません。3時30分にはここを出ないといけない会議がありますので、ちょっとだけ。

ここに含まれていない、学術研究にとっては重要なことが書き込まれてないので、申し上げたいと思います。

学術研究にとっては、遺伝資源を利用することも大事ですけども、それを発表するというのも非常に重要であります。それは研究材料の遺伝資源の利用の一環でありまして、その件に関しては、環境省

の事務局と二、三度やりとりしました。参考資料 2-2 に 1/5 という、英語の文章のですけども、これは私だけの考えでなくて、例えば ANRRC という Asian Network of Research Resource Centers というリサーチリソースセンターが集まった、14 カ国 98 機関が集まった連盟があるのんですけども、その 1.3.Principles にも、Ensure the freedom of academic use and of publications using research resources, in compliance with the CBD etc.と書いてあるわけですけども、学术研究にとって、発表の自由というのは非常に重要なことでもあります。その辺が、どちらかというところ、この文章全体が、単に利用だけにフォーカスが当たっていた。やはり発表ということがなければ学术研究はないわけですから、そこを加えていただきたいと思います。

また、私の経験ですと、バイオリソースセンター、私のやっているセンターにリソースが寄託されたとき、検閲という重い責務が寄託者によって加えられることがあります。例えば論文発表前に、3 カ月、その論文を審査する、検閲する。それで都合の悪いことは発表させない。今までそういう要求が、我が国の機関からですけども、ありました。そういうことは学术研究の発展を阻害するものですし、また、学問の自由を阻害するものですので、そういうのは修正してきたわけです。

今回、名古屋議定書で、例えば PIC で、検閲を要求してくるような国があった場合、もしくは MAT でそういうものを要求した場合、そういう場合はやはり我が国としては、利用も含めて発表の自由ということを確認すべきであると考えているところであります。

そういうことで、私としては、先ほどの資料 2-2 にありましたように、現在の素案では 15 ページ目の 7 行目になるのんですけども、そこに、「遺伝資源等を利用して得られた学術研究成果は、利用者、利用国の検閲を経ることなしに自由に発表できることが必要である」という文言を入れていただきたいと思います。

これは、環境省さん、また磯崎先生のほうからも、それは PIC や MAT でつけられないようにすれば何とかできるのではないのかというご意見もありましたが、やはり学問の自由、それから発表の自由を確保するためには、ここに入れていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

**磯崎座長** この研究発表、研究成果の公表、その自由について、その部分を強調したいということなんですが、今、小幡さん、事務局との打ち合わせのやりとりもちょっと説明をしていたんですが、事務局からそこは.....。

**小幡委員** もう一点。特に場所にこだわるわけではないです。ですから、ほかに適当な場所があれば、利用と発表というのは学术研究上不可欠なことでありますので、別の場所があれば、そこに加筆していただいても結構です。

**辻田係長** 参考資料 2-2 のほうに青文字で書いている部分がありますが、これが小幡委員とやりとりをさせていただいたときに、事務局のほうからお返しした回答になります。小幡委員からのご提案の文章をそのまま書くということにすると、提供国に対する要望と考えられる内容になり、国内措置で対応できるものではないのかなというふうに考えております。先ほどちょっと小幡委員からもご紹介がありましたが、PIC や MAT をとるときに、利用者の方で気をつけていただくために必要な啓発などを行っていくということは考えられるんじゃないですか、というようなこともお話しさせていただいたんですが、例えば普及啓発の箇所にそうした条件を求めてくるような国、あるいは相手方があった場合に、しっかりと対応することについて啓発を進めていくべきだとか、そういう内容を書くということでは不十分でしょうか。

**小幡委員** それだと何となく国は、国内措置としては、それは利用者任せよというスタンスにしか私

には聞こえない、そう思うのです。それでもいいのかなと思うのですけれども、もう一つ、対案は、この 15 ページにあります 5 行目、非商業目的の遺伝資源の学術利用については、除外するか、緩和すべきだと、配慮すべきだと書いてありますね。「非商業目的の遺伝資源等の学術研究利用及び研究成果の発表については」と。研究目的の利用と発表は一体のものですから、ここに、「及び発表については」ということを足していただいた上で、先ほど、ほかにそのように気をつけるということを加えていただければ、それでも結構です。

**磯崎座長** これは、小原さんから何度も、議定書の第 8 条との関連で指摘されていることで、実は 15 ページの 5 行目～6 行目は、少し議定書の理解よりは強めに要望として挙げられているところです。

利用の仕方、あるいは利用ということだけではなくて、あるいは利用の中に含まれているけれども、成果発表というのを明記して、「利用と成果発表について」という書き方にするとということで、そのような配慮を求めているところです。ここは何度も指摘があったように あ、今、小幡さんも、両方ですね。PIC の場合と MAT の場合と言っていますので、そのような提供者と利用者としての契約の中で書かれる場合と、それから法律の提供国が許可するときの PIC の中で、あるいは PIC の条件として、そのような制限が加えられる場合とが違って、問題は、両方でかなり違います。法律の中で、あるいは PIC の条件で、例えばわが国の資源を使った研究の成果公表の場合には、事前にその政府の許可が必要で、その条件で資源の移動や研究利用を認めるとい、そういうときと、契約の中でこの資源を提供するけど、発表するときは提供者の許諾が必要だと書かれる場合とでは問題が全然違って、15 ページで考えている、国内措置をとらなければいけないのは、法律と PIC の条件にされた場合の話です。

それが法律で条件とされているときに、日本政府がそれを最初から除外するのは、正面から行くところちょっと難しいところがありますが、15 ページでは、そのような配慮を、この委員会としては求めるという、少し強めの形に整理をされています。

ここで、今のような研究発表というのを 5 行目のところにつけ加えることなんですが、ほかの方で、いかがでしょうか。

事務局からの整理としては、今説明をしたように、提供国の法律の効果そのものについて何かという書き方をすると難しいので、どこの国、あるいはそのような制限がかかる可能性のある、そういう法律を持っている国という情報をできるだけ正確に研究者団体にわかるようにすることで注意を促すことですね。

それから、そういう法律や PIC で条件がつけられたときに起きる、次にどういうことなのかをよく説明ができるように。それから、契約でそういう条件がつけられる場合、それについても注意の喚起とどうということなのかについて。あるいは、PIC や国内法でつけられる条件と、契約で同じことが条件づけられる場合の違いとか、その辺をわかってもらえるような普及啓発や支援をするという、そちらのほうで書くという提案をしていたということですね。

小幡さんは、いや、それは両方書いてほしいと。普及支援の部分も書いてほしいし、15 ページの 5 行目に加えてほしいという、そういう整理なんです。

**小原委員** これは PIC のほうの問題と一応限定しますと、PIC をつくるのは向こうの自由ですから、向こうのあれを使う限りは、これは従わざるを得ませんよね。ただ、そういう PIC というのは、この名古屋議定書の観点から見たら有効なのだろうか、という議論はできると思います。つまり、第 8 条に生物多様性に資するような研究をエンハンスするという、コンディションをつくらないといけないわけですね。今、小幡先生がおっしゃったことは、明らかに多分基礎研究に関しては反するものだと思います、私は。だから、そういう規定をもしつくとしたら、あれっ、8 条に違反してると、私は言いたい

と思うんです。したがって、その国に対しては、国内遵守措置はとる必要もないというのもありかなと思いましたが。ちょっとそれは議論のための議論で……。

**鈴木委員** 多分、いわゆる我々の学術活動、研究活動からすれば当然のことなんですけども、やっぱり今この話題の中でいうと、PIC、MAT という一番最初の段階でかなり確認する必要があって、特に商業化もそうなんですけど、最後、それをやる段階になって十分な議論をされてなかったというようなことに対して問題になることが多いので、先生のおっしゃることと、やっぱり今ここでは、むしろ日本の人たちへの普及啓蒙という点のほうに重点を置いて、例えば今みたいなときには、学術活動は、ですから原産国というか、相手方のほうに対する非金銭的な利益配分みたいなことも含めた形での学術活動になるようにとか、そういうことも協議の視点になって、今のようなことにならないようにするというのが多分必要なんじゃないかなと思うんです。ちょっとおかしいかもしれませんが。

**磯崎座長** あまり架空の想定でもしよがないんですが、逆に日本で、日本の富士山の上に何かで、その資源を使う場合は必ずその成果を勝手に公表してはいけない、というような立場をもし日本がとろうとしたときに、外国が、それは無視すると言われても、日本はいいかどうか。

さっき吉田さんがちょっと、ある区域でと言いましたけれども、何か、種の保存法だったり、自然環境保全法だったり対象になっている、非常に日本的な固有種で、重要な、というような、そのときに、同じような場面で、逆の立場をとっていると、もちろん日本もその方針をとることができなくなりますけれども、そういう場合があるのか、ないのか。あるいは、そういう場合を考えなくていいのかどうかを含めてなんですけど、条約上は各国ができる。で、各国がとった措置をほかの国が尊重するという前提なので、もし研究発表に条件をつける法律を外国がとったときには、日本政府としては、それ以上反論がしにくいというところですね。

ただ、ここは、小原さん、小幡さんが前から触れているように、国際的な学術団体、さっきの英文のもそうですが、そういうところを含めて、名古屋議定書の締約国会議などの場に影響力を、それから国内においてもそういう団体とのかかわりで、あるいは日本政府にも学術研究、科学研究の持っている重要性を理解した発言をいろんな場でするとか、そういうこともありますし、それから 2 国間で、NITE がやっているような、あるいはそれぞれの大学が 2 国間で協力関係を持つときに、相手国政府に対して学術研究の重要性というので、必要以上の制限を研究発表や利用につけないようにという、そういういろんな場面でやっていくことはおそらくできるだろうと思います。

**小原委員** 今は国内措置だから、どうしてもいい案がないのですけども、磯崎先生がずっとおっしゃったように、幅がありますよね。それを越した、向こうの法律だったら、これは無視はできませんが、国内措置からは除外したっていいという考え方が成り立ちますよね。そこには行けると思うんですけども。

**磯崎座長** ただ、さっきのように、8 条からはそこまでは難しいと思います。

**小原委員** 理屈としては 8 条が適当かどうか知りませんが、もし事前に、検閲ですか、というような項目が入っていたら、それはやっぱり 8 条に違反していると私は思いますけども、もしそれがぎりぎり言っていったら、その点に関しては、国内措置の対象にはしなくていいという理屈は成り立つわけでしょう。それしか僕は思いつかないです。

**磯崎座長** 自国資源を利用した学術研究の公表の事前許可条件がつけられていることが 8 条違反で、これは 8 条違反で訴えて、日本がもし訴えて勝つかというと、かなり難しいと思います。

**小原委員** ただ、精神としてはやっぱりちょっと違うなあと思うんです。

MAT はしよがないですね。これはその場で契約ですからね。PIC の問題、あくまで。

**磯崎座長** 契約なので。だから、PICの場合もMATの場合も同じ、最終的にはそうなってしまうのですが、それは、それしかないというときは、そこは契約ができない、そこは協力ができない。ただ、それではお互いに損でしょうから、何かもう少しいい方法を探る必要があるということなんですよ。

要するに小幡さんの主張としては、15ページ5行目に、「利用」の後に「成果公表」という文章をいれてほしいという提案ですね。

**小幡委員** はい。

**磯崎座長** それについて、ですからこの委員会でそれを入れるということで、合意するかどうかなんです。

**小原委員** 利用と成果発表は一体だというのはそのとおりですから、入れて何もおかしくないと思います。

**磯崎座長** ということは、特にここに成果の公表というのを入れるのに反対である、入れるべきではないという意見がありましたら、出していただければと思いますが。

15ページの5行目、真ん中辺ですが、学術研究利用及びその成果の公表。「成果公表」というのをここに入れることに異論が……、ほかの方、なさそうですね。

**小幡委員** ありがとうございます。もう一点だけ。公表のことにに関して、19ページの23行目に、研究を発表する時点における自発的な届出制度を設けること、という検討課題がありますね。これは私は大反対でありますので、これよりもっといい方法は、研究を発表する場合は、遺伝資源の入手先を明記することなんですね。そうすると、全てはトレーサブルになりますので、そちらのほうがよっぽど効力のあることで、自発的な届けは、その次は強制的な届け出になりますので、通常。ですから、この文章を削って、研究を発表する場合は遺伝資源の入手先を記入すること。これは学問の上でも、実験の再現性を確保する意味でも非常に重要なことで、どの遺伝資源が、どういう経緯で入ってきて、それは入手しようと思ったら、どこから入手できるかと、わかることなんですね。結局は登録、今は全部ゲージスカラーとか、ハイワイヤーで全部トレースできますので、そちらを記入していただいたほうがよろしいかなと。非商業利用についての監視というところでもそう思いますので、そのように提案したいと思います。

**磯崎座長** ここは、検討すべき事項に入っているのが、小幡さんの今のような意見もある一方で、届け出の制度という意見があって、反対論があるので、この検討項目に……。

**小幡委員** そうしたら、意見が分かれたところに移してほしいと思います。

**辻田係長** もともとこの記載は小幡委員のご発言に基づいて書いていたものですので……。

**小幡委員** えっ。

**辻田係長** 小幡委員が、書くべきではないとおっしゃられるのであれば、削っても問題ないかと思うんですが、研究を発表する時点に限らない形で、小原委員からも、「学術研究利用について自発的な届け出の制度があってもいい。届け出たほうが後々得だと思う人も増えてくるかもしれない」(論点整理表 P7 ち 41 参照) というようなご意見を受けて書いていたんですけども。

**小原委員** もともとは、その商業化される、あるいは特許化される場所は届けましょうということなので、それ以前にももちろん届ける人がいたって構わないんですけど。有利だと思ったらね。ただ、これは、どっちかという研究の途中というイメージがすごく強いので、これはまずいと思いますけど。そういう意味で言ったわけではないです。

**小幡委員** 私が申し上げたのだったら、趣旨が違うと思いますし、趣旨が違ってなかったら撤回しま

す。すみませんでした。

**鈴木委員** 私は、もう少し、いわゆる発表なんかの中にそういうものを入れるようなコミュニティへの指導というか、指導というよりも、何かそういう啓蒙や何かをする方向みたいなことをお願いしたことがありましたよね。もうちょっとソフトなやつがあったと思うので。だから、まさにそのことだと思いますけども。

**小原委員** これは違いますね。

**鈴木委員** これはちょっとかなりきつい表現になっていますけども。

**小原委員** 一方、特許化とかするときには、これはもともと学術研究であっても届けられないわけですから、そこまでは待ちましょうという意味です。

**鈴木委員** 特許というのはまたちょっと厳密なルールがありますけど、学術研究なんかは、それ自身も学術的な情報ですし、そういう雰囲気、自発的な届け出ではなくて、自発的な情報提供というか、自発的な発表というような表現でいいのかなと思います。

**小原委員** これってモニタリングポイントですか。

**鈴木委員** そうです。

**小原委員** チェックポイント、それとは意味が違いますか。

**鈴木委員** はい。

**辻田係長** 今のご議論を踏まえると、19ページの23行目の部分については、小幡委員がおっしゃられた、「研究発表をする場合は遺伝資源の入手先を明記すること」というふうに変えることで、小原委員としても問題ないということだと思います。

**小原委員** それをルールにしちゃうと違反したとなりますから、その方向で今一生懸命啓発をしているわけですよ。

**磯崎座長** 要するに、「自発的な」というのが入っていて、今のような書き方。

**小原委員** 要らないのではないですか。小幡先生は、要らんとおっしゃったんだから。自分が発言したものがこう書かれているのは、これは……。もしほかの方で、これは入れるべきだとおっしゃる方がおれば……。

**吉田委員** 小幡委員が、これはだから届け出ではなくて、ちゃんと明記するということで、それがはっきりするのではないかというご説明もありましたし、私は、何かそういうルールがあって、みんながちゃんと従うということがあれば、それは強制的に届けるという話ではないんだということが明記されますから、小幡委員が直されたとおりで、それはもうみんな合意であれば、別に検討すべき事項に置かなくて、上でもいいかもしれませんが、それでもいいんじゃないかなと思います。

**藤井委員** ここの「自発的な」というものの意味なんですけど、自発的なというのは、別に届け出なくたっていいという意味じゃないんですか。そうですよね。

**磯崎座長** はい。

**藤井委員** 義務じゃないですよ。これは、何でなくさなきゃいけないってあそこまでこだわるのか、ちょっとよくわからなかったんですけど。

もういらっしゃらないところですけどね。

**小原委員** 小幡先生は、ここでこう書くと、自発的が自発的でなくなるというおそれがあると。つまりルールとして外に見せないといけませんよね。ルールがあるんですかと言われたときに、届け出ないといけないというふうになるのは、それは困りますから、むしろ論文とかにちゃんと出所を書くという、今どんどん進んでいますから、それをもうちょっと明確にしていいたら、我が国はこうしていますよと

いうふうに言えると、そういう意味ですよ、吉田先生がおっしゃるのは。それはそうだと思います。

**吉田委員** 全部なくしてしまうより、やっぱり書いてあったほうが、小幡先生の趣旨には合うんじゃないでしょうか。

**藤井委員** それと、先ほどの出所を書くということは、可能であれば、「わかる範囲で」とか、そういう言葉は入れておいていただきたいと思います。でないと、出所はここじゃないかと言われたら、後で大変なことになるかもしれないので。

**炭田委員** これは一般論で、「自発的」という言葉で申し上げておきますけれども、「自発的」という言葉は、したくなければなくてよい、したければするというのが本来の意味でしょうけども、日本という国内ではちょっと意味が違うんですよ。

神風特攻隊って、あれ、志願制なんですよ。あれ、自発的だけど、そのときの日本の空気では、拒否することはできないですね。今は時代が違うけども、少しは残ってしまっていて、例えば経済産業省とバイオインダストリー協会がやった「アクセス手引」、これはボン・ガイドラインに基づいて、自発的なんですよ。だけど、利用者の反応から我々が経験上わかることは、役所が勧めていますよと言ったら、日本では役所はやはり権威があるから、皆さんは従うんですよ。欧米人はボン・ガイドラインというのは自発的なものだから弱いとか言うけど、日本では、何々省のガイドラインだ、手引だ、というと、人は従うんですよ。

だから、日本では、自発的とすれば対応は自由なんだとは、私は、必ずしも考えない。だから、必要でないなら、そういうことは書かないほうがいい。書かないでいて、省の人に必要が生じたときに、「自発的でいいから、皆さん、何か教えてください」と言えば、そこで目的は達せられる。こういった国内措置の文書の中に「自発的」と書いてしまうと、日本ではかなり権威がついて、従わざるを得なくなるんですね。だから、それはちょっと別のケースのときに、私はそういう発言をすると思いますから、念のために申し上げます。

**磯崎座長** では、ここですが、研究発表の中に、その出所を明示するようにという、そのような形にしていきたいと思います。

ここで10分ほど休憩いたします。

(午後3時35分 休憩)

(午後3時45分 再開)

**磯崎座長** それでは再開いたします。

先ほど小幡さんが先に帰られるので話題を飛ばしましたけれども、もとのところへ戻ります。

ブラケットで残っているところがありますので、それでは事務局のほうから説明をお願いします。

**辻田係長** ちょっと時間も押してきていますので、章で今日ご議論を済ませていただきたいブラケットが残っている箇所などについて、まとめてご説明させていただきます。

まず、8ページの23行目からの「1. 議定書締結の意義」のところになります。ここは、第12回、第13回とご議論をいただいているんですが、いろんなご意見があってブラケットがとれていません。なかには全部削除してもいいんじゃないかというご意見もあります。これについては、例えば27行目からの遺伝資源の利用を促進し、産業及び研究活動の進展に資するというような意義は、次の9ページの「基本的な考え方」の「遺伝資源等の適正な利用の促進への貢献」などとの重複が見られるためというような理由をいただいています。また、31行目からの「条約の締約国として」という内容については、ほかの場所に移してもいいんじゃないかというようなご意見をいただいています。

このため、1. 全体について、こうした内容をどこに置くことがふさわしいのか、この場所に置いて

おくという選択肢も含めて、ご議論いただければと思っております。

次のブラケットが残っている箇所は、9ページ、35行目から36行目の「検討の前提となった国内外の状況」の部分です。この内容は、今は遵守措置の中に入れてあります。これについても、記載場所についてのご意見でして、章の冒頭、1.として記載したほうがいいんじゃないのかとか、「はじめに」が追加された場合には、これまでのご議論で、「はじめに」を追加するという事はなくなったんですが、この内容も「はじめに」に持っていったほうがいいんじゃないかというようなご意見もいただいております。

もともとここに置いていた意図ですが、この内容は、第13回のご議論で、このあたりのどこかふさわしいところに置くべきだというようなご意見をいただいて、事務局で勘案した結果、ここに置いてあります。その心としては、この検討の前提となった国内外の状況の内容が、具体的には10ページに四つポツで書いてありますが、国内措置全般、例えば国内PICなどにもかかわるような内容ではなくて、遵守措置の検討だけにかかわる内容であったことを考慮して、2.の遵守措置の中の(2)としたものです。これについても後ほどご議論いただければと思います。

次に、13ページの7行目から8行目に1カ所ブラケットがあります。これは「緊急性を有する病原体の扱い」という項目の中の記載です。この記載は、議定書第8条(b)の、ヒトや動植物の健康への妥当な考慮を払うという規定は、提供国の法令の対象から病原体を除外することを求めるものではない。それゆえ、遵守措置の対象から病原体を除外する根拠にもならず、遵守措置の対象から病原体を除外する根拠となる規定は議定書上存在しないという内容を書いているものです。この内容自体は、第13回でのご議論を踏まえて書いていたんですが、わざわざここまで書かなくてもいいんじゃないかというようなご意見が出ています。

その次の部分は17ページ32行目のアの「効果的な監視の方法」です。ちなみに、このタイトルは前回まで「効果的な確認の方法」とさせていただいていましたが、事務局のほうで、中身により即したタイトルになるようにと考えて、「監視 (monitoring)」とさせていただいております。この内容については、前回結構ご議論いただいたんですが、今回もう一度見直すという約束をしていましたので、ご議論をいただければと思っています。

ご意見を受けて追記した部分もありますので、ご説明させていただきます。33行目からの段落の主な内容としては、37行目からの黄色部分の「組織内における全ての遺伝資源の利用を直接監視することは実際的ではない」、「学術研究においては、むしろ、論文発表における遺伝資源の分離源等の情報の重要性に対する利用者や関係者・団体の意識を高めていくべきである。他方、商業的利用については、最終的には開発した商品の販売益を得ることを目的とすることを考慮すれば、効果的な監視の方法としては、製品化に着目すればよいと考えられる」と。

5行目からは、「遵守措置は、こうしたことを踏まえて、・・遺伝資源等へのアクセス時や利用の最中ではなく、製品の販売承認を求める際などに相当な注意義務の履行について申告を求めることとしているEUの規則案の考え方を取り入れたものとすべきである」。

10行目からの部分は、「利用の監視については、議定書17条の助動詞の意味の違いに応じたものとするべきである」というふうに記載しています。

ご意見を受けて追記した部分というのは、まず、18ページの2行目の真ん中、「他方」のところからの部分になります。これは西澤委員からのご意見で、こうした内容は前にもちょっと違う表現で書いていました。西澤委員のご意見の意図としては、EUの商業化前の申告というやり方が適切だということの理由として、こうした記載を残してほしいというものでしたので、事務局のほうで次の5行目からの

内容につながるような形で記載しております。また、10行目～12行目までの黄色い部分については、炭田委員から、この内容については全体的に反論もなかったと思われるので、本文に持ち上げてほしいというご意見をいただいて、載せているものです。

「検討すべき事項」のほうは、もうちょっと数があったんですが、個別の調整などをさせていただいた結果として3点、そして本日冒頭でご紹介しましたように、「意見の分かれた事項」として1点残っているという状況でございます。

本日ご議論を済ませていただきたいものとしては、もう一点ございまして、22ページ、15行目～17行目になります。ここはチェックポイントの指定についての記載なんですが、「遵守の確認は、特許出願や品種登録出願、製品の製造販売の承認等に係る審査や、その結果付与される権利や承認等の有効性とは関連させるべきではない」という内容について、藤井委員から、特許出願や品種登録出願については、あえて記載せずとも、「製品の製造販売の承認等に係る審査」などとする事で済むのではないかと、というようなご意見をいただいております。残すべきか、削除すべきか、ご意見をいただければと考えております。

事務局からは以上です。

**磯崎座長** 今の5カ所くらいの括弧の残っているところ、それから monitoring のセクションです。

それでは、最初の8ページ、ここの残っているかぎ括弧ですが、ここはいかがでしょうか。

**小原委員** まず、その前のところは、「本検討会の意見は以下のとおりである」となった後に、意義が出るのはいいと思うんですが、これは文章としてつながらないので、もともたここにやってきたわけですが、据わりが非常に悪い、ポツの二つは後ろのほうにも書いてあることだと思いますので、私は要らないという意見を出したんですが、どうでしょう。

二つ目のポツはちょっと違うことだし、その次の「基本的な考え方」の中はかなり反映もされておりますよね。

**磯崎座長** 特に最初の二つは、後ろの本文の中に出てきている。それを含めて、削除ですね。

**炭田委員** 私も小原委員のご意見をサポートします。それで三つ目のほうですけど、これ、「まえがき」にいろいろありますけど、国家戦略に関しては、「まえがき」にそういうことはなかったかもしれないから、必要だったらそれも「まえがき」のほうで反映させるべきで、ここはなくてもいいと思います。

**磯崎座長** そのほかの方ではどうでしょうか。

「議定書の意義」という項目そのものですが、この1番がなくてもいい。今の三つ目については削除というのもありますし、あるいは、「まえがき」のところに記すというのでいいのではないかとということですね。

**吉田委員** 三つ目の愛知目標及び国家戦略のところは私が提案したところだと思いますので、これは例えば「まえがき」に移動するんでもいいですけども、こういうことは非常にちゃんと国家戦略に書いてあることだし、我が国として早期批准を目指すということはちゃんと書いてあることから、これは、何らかの形で残していただきたいなと思います。

**磯崎座長** そうすると、文章のつながりがまだはっきりしてないですが、「まえがき」で、二つ目の段落ですかね、この二つ目の段落に国家戦略にかかわる愛知目標、それにかかわる形で入れる。これは時間の前後でいいのかもしれないですね。戦略の採択と合意、関係省庁連絡会議の合意とで、そこを時間的につないで書けば書けるのかなと思います。

そうすると、残った二つの黒ポイントですね、これについて、後ろでも同じ趣旨が本文の中でも書か

れているので、そうすると、わざわざこの1番のセクションを置かなくてもいいということですけども、これも先ほどと同じような聞き方ですが、削除ではなくて、残すべきであるという意見があれば、ですが。

削除すべきではないという意見がないということですので、そしたら、三つ目を「まえがき」へ移し、それから、ここは1.そのものを削除して、現行の2.が1.になるという、番号を繰り下げる形でお願いします。

そうしましたら、次、9ページの下で、提案部分では、「はじめに」という場所ができることも前提としての提案だったんですが、現在の最初に「はじめに」に相当する部分が残った形になっています。そうすると、これを、この(2)としてこの位置に置くのか、それとも、現在の8ページの8行目~20行目ぐらいというか、ここは入れかわっていますが、その部分に持っていきかんですが、さっき事務局から説明がありましたように、この10ページに挙がっている項目は、外国法令とのかかわりでの遵守のための国内措置に限定されているので、8ページの全体の場所よりは、この位置に(2)として置いたほうがいいのではないかとということです。

**炭田委員** これは私が提案させていただいたんですけど、「はじめに」というのは、全体構成から消えたというか、だから、それは移動しなくてもいいと思います。

それから、の1に変更・移動と。つまり8ページのほうですね。それも別の選択肢として提案させていただいていたんですけど、事務局のご説明だと、これは遵守措置に関することだと。の下にする両方にかかるから、ということになると、の2.のほうになるわけですけど、内容としては、2.の最初の3行の段落がありますね。「~ように考える」という38行目。その次の段落として移すということをご提案します。内容に関してはそうです。

それから、黄色のことが次のページにちょっと増えたので、そこは、その意見は、今言いましょうか。そこへ来たときに言いましょうか。

**磯崎座長** もう一度。移動すべき場所……。

**炭田委員** 移動すべき場所は、ここに書いてある、の2.というのが8ページ、35行目にありますね。一番下の38行目の次の段落に移す。だから、「基本的な考え方」の前に行くわけですね。そういうふうにしたら据わりが一番いいのではないかと思います。

**磯崎座長** 現在ある9ページの35行目から、10ページの14行目ですが、これを8ページの38行目の次、そこに新しい段落として移すという、場所を移すということですね。

ですから、「遵守に関する国内措置」の最初のところで、「基本的な考え方」の前に移すということです。

**吉田委員** 先ほど、「議定書締結の意義」のところ、重複しているところを取り去って、それで「基本的な考え方」が一番トップに出てきてわかりやすいようにしたわけですので、その前に入れてしまうと、「基本的な考え方」という、その意義の部分を消して柱を入れたわけですから、そこが薄まってしまっているので、この場所はやっぱり「基本的な考え方」のほうを先にしたほうがいいと思います。

**炭田委員** では、私からちょっと内容を申し上げますね。この「検討の前提となった国内外の状況」というのは、基本的な考え方よりももっと基本的なんです。この内容はね。非常に簡単な事実だけ述べます。10ページを見てください。ポイントは四つあります。一つ目は、「世界的にも議定書に基づく国内措置の整備が進展しておらず、特に、遵守措置を検討する上で参考とできる提供国のABS法令等の情報が明らかになっていない」、これは事実ですよ。そこで終わりで、あと黄色く書いてあるのは、私は、本来のこの趣旨としては削除すべきです。

二つ目は、「遺伝資源」とか「遺伝資源の利用」という用語が、これは限りなく広くもなり得るし、これは実際、遵守措置を実施する上での明確性と確実性を確保するために、これらについてもっと検討していくべき状況にあること、これも事実です。

それから三つ目は、利用者というのが多様な分野とか規模で存在するというのも事実。

四つ目が、「政府から議定書の関係規定に係る統一的理解が示されていない状況である」。

この4点だけです。これは、遵守措置の内容の基本的な考え方ではなくて、もっと広い観点から、国内外ではこういう状況にあるんですよ。こういう状況にあるという、そういう大局観に立った上で、以下のことが議論されたらと、そういう位置づけになるんですね。こういう状況にあるという前提を知らなければ、何でもっと早くこの検討会が進められなかったのかと。何でそんな長いこと時間がかかったのかと、誰かに言われるかもしれない。もっと政府のヒエラルキーの上のほうの人にね。しかし、実際に規制される学術とか産業界から見れば、こういう条件で、いろいろな情報が非常に不足している中では、あり方に関してもいくつか選択肢があって、なかなか定まらないというのが実態なので、基本的な考え方よりも、それよりもっと根本的な国の内外の状況というので、前に出すべきだというふうに考えます。

私は、本来は、 のすぐ後ろを提案させていただいたんですね。最初はそうであった。ただし、この中にちょっと無駄なこともあったので、それは削除させていただいて、すっきりした形になった。本来は、この章の初めに來るべきだと考えました。

先ほどの議論で、 の前文というのはそういう形で残ることになったから、その次のヒエラルキーとして、この検討の前提条件を入れたらいいと思いました。ただし、内容を精査すると、遵守措置と主権的権利の実施と、その二つがその下に來るので、ここは遵守措置のことを主に書いていますねという事務局の指摘があったので、 の2.のところの「基本的な考え方」の前に置くというのが一番据わりがいいと思います。

先ほど申し上げましたとき、10ページの上のほうの最初のポツは、3行で終わりで、あとの何行か書いてある、この黄色いのは、これは事実を述べたのではなくて、じゃ、そういう状況ならこういう方策がありますねという、方策のうちの一つを例として書いてあるわけで、ここはそういう趣旨ではなくて、非常に客観的な、こういう状況ですよという事実だけを簡潔に書くというのが目的だから、これは、10ページの4行目~8行目までは削除したほうがいいと思います。

**磯崎座長** 今のように、9ページの「基本的な考え方」というのを考える、さらにその前提としての国際的な状況であるので、その前がふさわしいということですね。

あと、ついでに、10ページのほうですが、黒丸の最初、これは最初の2行目、3行目……。

**炭田委員** 3行目の最初ですね。ほぼ2行です。

**磯崎座長** はい。そこでとめて、簡潔にするということですが、移動、それから10ページのほうは簡潔にするということですが、その考えでどうでしょうか。

**小原委員** 書かれていることは一緒だから、どこに置いてもいいと思うんですが、私は、さっき吉田先生がおっしゃったように、基本的な考え方というのは、その後のいろいろ現状があるなしにかかわらず、これは基本的なものだと思うので、その上で、こういう国際情勢をもとにして、適用の範囲とか、いろんな検討すべき状況がずらっと検討したという形でもよいのかなと。そのほうが、私的にはすっきりするんですけども、どうでしょう。ただ、内容はあるんだからどっちでもいいと思いますが。

**磯崎座長** わかりました。二つありますね。要するに、そういう国内外の状況にかかわらず、この基本的考え方というのは譲れないものとして出てくると。で、具体的な国内措置を、この基本的考え方に

基づいて検討するときに考慮すべき事実とか現状というのが次に出たほうがわかりやすいと。

二つの意見が出ていますが、どちらのほうが 要するに、内容的にはどちらでも同じなんです、  
「基本的考え方」の前に置いたほうがいいか、後ろに置いたほうがいいのかの違いです。

**炭田委員** 非常に近いんですけど、私の提案した趣旨は、報告者は局長に行って、最終的には、政府のヒエラルキーの高い方も検討されるはずですね。その際、事実の詳細よりは、行政官が大局観を説明される。だから、途中のところ置くと、そこまで行く前に説明が終わってしまう。

そういう観点から、大局を言うためにできるだけ前のほうに置いたほうがいい、そういう意図です。

**中澤補佐** 炭田委員には我々が受け取った後のことまで心配していただいたのですけれども、基本的に、受け取った後、我々はこれをもとにして、説明が必要なところに説明いたしますので、特段我々のことを慮っていただかなくても構わないと思います。

**炭田委員** ヒエラルキーの上の方はもちろんだけど、パブコメに出すにしても、ABSのことなど日ごろあまり考えておらない方もいっぱいおられるわけだから、こういう大局の考え方というのは、そういう人たちのためにも、最初のところに書いたほうが、さっと頭の整理ができて、あと詳細を読んでいける、そういうメリットがあると思います。

**辻田係長** 補足をさせていただきますが、今の場所に置いておく場合は、9ページの37行目～38行目の部分の、この検討の前提となった国内外の状況としてどういうものを書いているかという説明を残しておこうと思っています。その説明は、読み上げますと、「(3)～(5)では遵守措置に係る具体的な論点についてのあり方を記載しているが、本検討会では以下のような状況下で検討を進めていたことに留意する必要がある」というふうに書いておりますが、こうした説明を残しておけば、ここに書かれてある内容は、その後の10ページの16行目から始まる内容にかかわってくるんだなということをご理解いただけるようにと思っています。

**磯崎座長** 二つの案ですね。要するに、基本的な考え方で、この委員会が重視したこの五つという、それがあって、国内外の状況を、この基本的な考え方をベースにして状況を見て、それで具体的な項目が出てくるか、ABSに関する国内外状況というのがあって、それから基本的な考え方が出るのか、ですね。どっちがわかりやすいか。

**小原委員** 議長一任。

**磯崎座長** 個人的には、この「基本的な考え方」は必ずしも国内外の状況に基づいて基本的な考え方ができているわけではなくて、というイメージなので、私個人的には、この順番ですね。まず、基本的な考え方というのが出されていて、で、国内外の状況を見たらこうなっていて、具体的項目ですが、炭田さん、どうでしょうか。

**炭田委員** 個人的な選択の問題だと思いますけど、私は、いたずらに時間を長引かせる意図はありません。議長に一任します。

**磯崎座長** そうしましたら、大きく意見が両方分かれてはいたんですが、この9ページは現行の位置で、10ページのほうですが、炭田さんから指摘があったように、最初の2行だけで、後ろを外して、要するに整備が進展していないという状況、それだけを最初の黒丸では書くということです。この後ろの、特にこの黄色く塗ってある最初の黒丸の黄色ですね、3行目～8行目、ここを外すべきではないという意見がありますか。

現行のまま維持すべきだというのがなければ、じゃ、炭田さんの提案のとおり、最初の2行だけにし、て、短く書くということですが、事務局では、この部分の提案者は……。

**中澤補佐** この部分の提案者は北村先生なので、北村先生にも確認をして、対応を考えたいと思いま

す。

**小原委員** 黒ポツの四つ目ですけども、10 ページの 14 行目、「政府から関係規定に対する統一的理解が示されていない」というのは、先ほど第 8 条のことで、もしかしたらあるのかもしれませんが、これ、やるとしたら政府なんですけど、私は、「国際的に」というふうに主張しておったんですけど、いや、これは政府がやることだということで、今こうなっていますが、国内外でないという 全てない分けじゃないですが、これは政府だけじゃなくて、国内外で、ということじゃないですか。

**炭田委員** 確かに、この前のバージョンは「国内外」であった。最初に私が提案したときは「国内」だったんですね。その次に「国内外」という言葉をいただいて。

**小原委員** 「外」でも、統一的に、いろんな解釈をしているわけですけど、という状況であるという前提でやるというのが大事なことだと……。

**炭田委員** ええ。で、その次に、この直前にね、事務局との個別の話し合いのときに……。

**小原委員** 私も、これは別に間違っていないのだけれども。

**炭田委員** 間違っていない。私が言っていた意図は、つまり事務局からもご説明があったけど、国外でいろいろな意見の違いがあるというのは、これはいつもそういう状況で、特にそれは普通の状態です。それは議定書が発効して、締約国会議とかしないとうにもならないことだけど、それは当たり前のことであるという整理で、私がここに、国内のほうを重視して、結局国内のほうというふうに、私、提案させていただいたのは、この検討会が始まってからでも、オブザーバーの方で、それは違うなあという意見を言われる方、政府かもしれないけど、一応政府という看板をしてオブザーバーだから、個人の意見である可能性もあるんですけど、例えば MAT の中身まで入っていくというふうなね、これは議定書の 18 条とは違うような意見を持っていたし、とにかく違うところがあったので、国内措置を定める上では、政府の省庁内の調和というかな、そういうことが必要だなという思いから、「国内」のほうを残したということです。

**小原委員** わかりました。いいのかなあ。

**磯崎座長** 小原さんも疑問にしていた、要するに議定書ではかなり広い、そのうちのどこを日本政府がとるのか、それがはっきりしていないという指摘がいくつか今までもありましたので、今、炭田さんも説明したように、国内でという、それがはっきりしていないという、その指摘ですね。

ここの整理の仕方は今の形でよろしいですか。

(はい)

**磯崎座長** そうしたら、次が 13 ページ。

**経済産業省** すみません、11 ページのところの 27 行目以降の「「遺伝資源」の利用の考え方の例」について、少し我々の見方についてお話をさせていただきたいと思っております。

この事例については、「検討すべき事項」の中の考え方の例として書かれているんですけども、29 行目以降にあります「メバスタチンですとかメバコールを糸状菌から抽出しコレステロール低下薬として製品化することは、糸状菌という「遺伝資源の利用」に該当すると考える」という記述がございます。この部分につきましては、名古屋議定書上の遺伝資源の利用に該当するかどうかということについては、我々、ちょっと今の段階で確証が持てませんので、今後、関係省庁と検討を詳細に加えた上で、また正確に決定したという必要があるのではないかと考えておりますので、ご紹介させていただきます。

その理由として、一つご説明しておきたいことにつきましては、お手元に「名古屋議定書あり方検討会第 13 回以降」というようなことでファイルがあるかと思いますが、その名古屋議定書の和訳の部

分の2枚目の裏側に、8ページに第5条があるかと思いますが、この中に、第5条第1項に「遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益」というふうに書かれています。ですから、この中では、「利用並びにその後の応用及び商業化」、その後の応用と商業化は利用ではないというふうに定義づけられているというふうに解釈できるのではないかというふうに、私なりに考えているところがございます。この中の「製品化」という言葉がどこを指しているのかということがちょっと不明なんですけれども、仮に研究開発 名古屋議定書の定義上は、利用は研究開発というふうに書かれています。それ以降の応用ですとか商業化ということになるのであれば、例えば遺伝資源の利用という範疇から外れるのではないかということも考えられるかと思えますし、また、このメバスタチンですとかメバコールに遺伝的な機能が入っていなければ遺伝資源にも該当しないということになるかとも思えますので、すみません、私ここで技術的に判断する能力は持ち合わせておりませんが、今後政府内できちんと検討していくことが必要になるかというふうに考えております。

以上です。

**辻田係長** すみません。休憩時間が終わって冒頭に事務局から、最初に今日ご議論を済ませていただきたい箇所を5点ご説明させていただきましたが、その議論を優先して行っていただきたいと考えております。それ以外の部分については、その5点のご議論が終わった後に、さらに言い足りないことがないかなどお尋ねするような時間を設けたいと思っておりますので、その際にご意見をいただければと思います。

**磯崎座長** そうでしたら、11ページ、具体事例、考え方のところは後でまた戻ってきます。

13ページの病原体のところですね。7行目の初めのところから8行目の最初のところまで括弧に入っていて、これを削除して、「求めるものではないが」と短くするという案と、両方出ていますが、どうでしょうか。

**藤井委員** 削除に賛成いたします。多少屁理屈かもしれませんが、CBDの条約を見ている限りにおいては、病原体が、CBDの対象ではないというような解釈も、その目的から考え得るのかなとも思っていますので、全くないということはないんじゃないかなと思っていますので。

**磯崎座長** これ、6行目で、わざわざまた7行目で同じことを繰り返して、限定的に断定しなくてもいいという、そういう趣旨ですね。「ものではないが」という短いバージョンですが、それでよろしいでしょうか。

(はい)

**磯崎座長** そうでしたら、次のところが、これで先ほどの17ページの monitoring ですね。このチェックポイント、それから monitoring のあり方について、17ページの30行目から次のページにかけてですが、今日の初めで、検討すべき事項と、それから意見が分かれた事項について、ちょっとだけ議論をしています。その前の部分、18ページの12行目までの、ここの本文のところでもまずご意見を伺いたいと思います。

**炭田委員** 非常に細かい、18ページの1行目、「論文発表における遺伝資源の分離源等の情報の重要性に対する」というのがありますね。似たような文章が、19ページの31行目、「論文発表を視野にその出所等に係る情報をやりとりした」、「出所」とあるわけですね。これ、同じようなことを言っていると思うんです。それで、分離源というと、どうも微生物学者が使う言葉かなと。出所というのはもう少し広いから、統一して、18ページを提案された方にお伺いしたいんですけど、分離源というところを「出所」にしたほうが、対象範囲も広がるし、統一性も出てくるからいいんじゃないかなと思うんですけど。そういうコメントです。

**鈴木委員** よろしいかと思います。自分は、だから、あまり国のイメージが出ないようにというのは心がけているつもりなんですけども、おっしゃることであれば、同じ考え方ですよ。むしろそういう広いところで捉えていただければ。

**磯崎座長** はい。じゃ、19ページと言い回しを同じにするということですね。

そのほか、どうでしょう。17ページ~18ページにかけて。

**吉田委員** 12行目までじゃなくて、そこから先でもいいですか。

**磯崎座長** そのほか、12行目までのところは、すぐにはないですか。

(はい)

**磯崎座長** はい。じゃ、次の「検討すべき事項」以降ですね。

**吉田委員** 今日が一番最初のところに戻りますが、「意見が分かれた事項」のところなんですけども、炭田委員がなぜ意見が分かれた事項に入れるというご意見なのかよくわかりませんが、チェックポイントの機能を書いていることで、それほど問題にならないんじゃないかと思うんですが。ただ、私、この18ページの30行目と、それから19ページの5行目のところは、両方とも私が提案しているところなんですけど、つまり、こういった会議は、日本が批准して国内措置ができたとしても、それは変わらないというんじゃないかと、やっぱりある程度期間が経過した後で、そのやり方を見直していくということが、特に第1回目の見直しについては絶対必要になってくるわけで、そういった面でチェックポイントはそういうことをちゃんと把握していなきゃいけないと意味で言っています。

それがもし、例えば19ページのほうで書いてあるから十分なんだったら、例えば18ページの30行目のところは、収集した情報を云々かんぬん念頭に置きというところは削除してもいいと思うんですけども、そういうのでこれは別に意見が分かれたというふうに書かなくてもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**炭田委員** この件は、最初のころに、事務局、辻田さんのほうからご説明があったように、意見が分かれたという言い方は、私、していないんですね。ちょっと違う感じでしているんですけど。それで、私の理由は、だから、「収集した・念頭におき」というのはなしに、それで結構なんですけど、もう一つのポイントは、31行目で、チェックポイントに「PIC取得やMAT設定の状況を把握する機能を持たせること」と書いてありますね。

チェックポイントというのは、17条に書いてあるように、PIC取得やMAT設定を monitoring することなんです。Monitoringというのは、私の理解では、日本語ではそもそも、「状況を把握すること」です。だから、17条に書いてあることと同じことを言っているんです。何も言わなくても、チェックポイントとはそういう機能をもっていることは自明であり、書くまでもないというのが趣旨です。書くまでもないのに書きちゃうと、深読みする人が出てくる懸念がある。だから書く必要はないと、そういう趣旨です。

**小原委員** 追加でいいでしょうか。把握というのは、さっと読めば、別に把握でいいんですけど、把握するというのはいろんな方法がありまして、強制的に集めるということも入ってきますよね。その前のところは、自発的とか、いろんな意味で、この効果が上がるように、かつ簡便にというバランスをとっていると思うんですが、ここでわざわざ「把握する機能」と言うのは、私はちょっとかちんと来るんですけど、もうちょっと、書くんだったら、うまく書いたほうがいいかなと。

**炭田委員** 私は削除すべきだと思います。

**小原委員** 私も、これは要らないなと思いますが、もうちょっと積極的な意見があったらお聞きしたいなと思います。

**磯崎座長** ここはどうでしょうか。18ページの真ん中以降ですが。

今の31行目のところなんですけど、今、小原さんが触れたようなニュアンスで、自発的なものだけではなくて、必要な場面において、その把握するという、そういう役割も必要であるという指摘は、何人かからそれも出されていまして、そちらもおそらく反映しているんだろうと思うんですが。

**小原委員** 悪人に対してちゃんとやるという機能がありますね。それは何らかの形でやらないといけないんですが、ここはむしろ改善のためといいますか、やってみてどうなのかというくだりですから、そのために、また把握のために これ、把握と書くと、要するに大学にばっとアンケート調査が回ってということが起こるんです。そういうイメージを持ちますので、ちょっと違うかなと思います。

**吉田委員** もしそういうご意見があるんでしたら、このまま「意見が分かれた事項」というふうを書いて、何が意見が分かれているのかはわかりません。ですから、この「収集した情報を・・・もたせること」ということに関して、これを報告書に入れるべきという意見と削除すべきという意見の二つがあったと書いてください。

**磯崎座長** これは、北村さんの意見でも同じような趣旨のことが言われていたかと思います。それからオブザーバーの指摘の中にも同じようなのがあったかと思いますので、そうしましたら、そのチェックポイントがある程度能動的に把握するという、それについて意見が分かれているということですので、ここは、この現状の黄色いマーカーがついている形で、意見が分かれているとして残すということですが、そのような整理でよろしいでしょうか。

**小原委員** その能動的というのはある意味大事なことでありますけど、一方弊害もありますので、そこをずっと議論してきたわけですよ。それなしにばっと書くということはいかがなものかと思いますが。つまり、載せるべきだという、分かれるのは構わないんだけど、なぜ載せないといけないのか、私にはわからない。

意見が分かれて、両論があったということを書けというふうに吉田委員がおっしゃったのですけれども、今のところ、私、なぜこれを載せないといけないかが、ちゃんと聞いていないんですけども。

**炭田委員** そうですね。吉田委員がこれを提案されたんですね。

**吉田委員** はい。

**炭田委員** じゃ、ちょっと説明してくれますか。何を目的としてこう書いたのか。

**吉田委員** 私、説明しましたよ。つまり、これは、この国内制度、まだできていませんけれども、できたとして、それは一定期間後には絶対見直さなくちゃいけないだろうと。そういったときに、誰がその全体的な履行状況を把握しているのかといったら、チェックポイントがちゃんと把握しなければいけない。見直しもできないですよ。ですから、そういった把握する機能を持たせなくてはいけないと、そういう理由です。つまり、こういった制度の順応的な運用をするために必要だということです。

**炭田委員** そこがわからない。

**小原委員** チェックポイントが機能しているかどうかの監視になるんでしょうか。

**吉田委員** 監視するわけじゃなくて、「おい、こら」と監視するためにそういう機能を持たせるというんではなくて、順応的にこの制度を見直していくために、それも、例えば何年後かにこういう会議を開きますよね。でも、チェックポイントの担当者が、実態を把握しておりませんと返事をしなくてはいけないような状態では、順応的な見直しはできませんよね。ですから、これは残しておくべきだというのが私の意見です。

**炭田委員** すみません、わからないな。私の頭では理解できない。チェックポイントをつくるときに、国内措置というのがだんだん決まっていく過程で、チェックポイントの具体的な任務はそのうち明確に

されますね。今の時点ではわかっていないけど。だから、国内措置ができた時点で、それは当然明確化されているはずですよ。今の時点で確実なことは、PIC 取得や MAT 設定の状況を把握する機能、私はこれが monitoring という意味だというふうに理解しますけど。だからそれはもう、名古屋議定書 17 条に明記されているんですよ。これは自明のことだから不要だと思いますね。

**中澤補佐** 事務局としてお二方のご意見を伺いまして、私が理解した中身なんですけども、炭田委員のほうで自明だとおっしゃられたのは、17 条をもとにしたチェックポイントの機能は自明であるということ、要するにそれはもう条文のとおりだから自明であると、そういうことだと思いますが、吉田委員のほうでおっしゃったのは、この制度全体についてということを考えるならば、チェックポイントの機能の中に、制度全体を見直すための機能も組み込んでおくべきだろうと、そういうご趣旨で言ったので、そのところは 17 条で自明ではなくて、あらかじめそういったものを組み込んでおかないと、17 条だけでは読めないのではないかと、そういうような整理になると理解したんですけども。

**炭田委員** もしそれがメインならば、19 ページの 5 行目、6 行目のところに書いているから、そのポイントについてはここでカバーされていると、そう思います。

**吉田委員** それは MAT についての確認の項目ですよ。これはチェックポイントの機能のところなので、チェックポイントの機能のところに必要なだと私は思います。私は、だから、理由は説明しているんですから、今日も時間も限られていますし、意見が分かれているんだったら分かれているということをやちゃんと国民に示して、パブコメをすればいいんじゃないですか。

**炭田委員** わかりました。すると、私の提案は、さっき言ったように、意見が分かれているというより、なぜこういう、私にとっては自明なことがあるかどうか分からないという意味で意見が違うんだけど、すると、19 ページの 5 行目、6 行目の文章を、これをコピーして、必要な修正を行って、そして、この 18 ページの 30~31 行目に置き換えると、そういう趣旨なんでしょう。19 ページの 5 行目、6 行目というような趣旨なんでしょう。その趣旨ならそれで明確になりますから。

**中澤補佐** 私のほうでまた整理させていただくと、19 ページに書いてあるものは、先ほど炭田委員もおっしゃっていた MAT の内容についてのこととかということであれば、それはまだ政府の見解が分かれているというような話もありましたけども、そういったものについては、当然踏み込むべきではないということで、チェックポイントの中には入れることはできないのではないかととも思います。

**炭田委員** そういう意味ではありません。19 ページは MAT についての確認というセクションのもとに書かれているんですけども、吉田委員の言われていることは、そうではなくて、PIC というか、monitoring のことで、「施行後一定期間経過後に遵守措置の内容を変更する必要性について検討する際の参考とすることを念頭に置いて・・・する」と、その文章は共通のはずだから、そこをコピーして、適切な修正を行った上で、18 ページの 30~32 行目のところに入れると、そういう趣旨です。MAT のこととは関係ありません。

**吉田委員** 今の炭田委員のご意見は、「施行後一定期間経過後に・・・念頭に置いて」という部分を、18 ページ、30 行目の最初の部分、「収集した情報を・・・念頭におき」というところに、この上にかぶせて、それでチェックポイントに国内における ABS に関する動向や、PIC、MAT の把握機能をもたせること、ということであれば明確になると、そういうご意見ですか。

**炭田委員** 違います。私は、その後半、チェックポイントにこういうことを機能を持たせるべきというのは、言う必要がない。なぜなら、もう議定書 17 条に明記されていますから。必要がないことをもう一回言うということは、また別の意味があるんじゃないかなというふうに考える人が出てきます。だから、そういうことを意図しているんでないんだから、書くべきではないというのが私の意見です。

だから、何年後かに見直しをしたいなということが主たる狙いだということだから、その部分だけ書けばいいんだと思います。

**吉田委員** わかりました。要するに、後ろのほうを書くかどうかが違うと思うんですけども、私は、だから、PIC、MATの状況を把握するというのは、もう書かれているんですけども、それをきちっと施行後一定期間後の見直しということに役に立たせるためにそれが必要だということがありますので、削除するということなら、それをむしろちゃんとはっきり明記する形で残してほしいというのが私の意見です。

**磯崎座長** この状況の把握というのが、個々の状況の把握ではなくて、PIC取得、MAT設定の全体的な状況の把握というニュアンスですかね、吉田さんが触れているのは。

**吉田委員** そうです。

**磯崎座長** おそらく炭田さんが、17条との関係で言っているのは、個々のケースについての状況把握という、その違いかなと私は思ったんですが。

**小原委員** 全体的な把握というのは、当然、活動していけばたまっていくので、それは実は全体ではないんじゃないかという疑いなんではないでしょうか。何をおっしゃられるのがちょっとよくわからなくて。その状況把握するということの中身。意味は、改良のためにということではいいんですけど、これは何をやる、余分のことをするということですか。例えば本当にどうなのかということをやるとしたら、サーベイをしないといけないし、強制的にやらないといけないんだけど、そういうことをするという意味だったら、私は絶対反対です。そうではなくて、チェックポイントに当然集まってくるわけだから、それを分析するなりということ、当然チェックポイントでおやりになるのかなと。できることですし。そこがわからないんですよ。

**炭田委員** そうですね。そこがわからない。

**磯崎座長** いや、そこで意見が分かれているのかなと思うんです。

**炭田委員** じゃ、私の提案があります。例として、文章を申し上げます。19ページの5行目あたりをモデルにした文章ですけども、その主語は、「チェックポイントの」と入れる。「チェックポイントの施行後一定期間経過後に遵守措置の内容を変更する必要性について検討する際の参考とすることを念頭に置いて、チェックポイントの運用実態を把握すること」と、そういう意味ですね。そうすれば明確です。それでいかがですか。

**吉田委員** まず、一番最初、チェックポイントの施行後ではなくて、「国内措置の施行後」です。「チェックポイントの運用実態」というのが、ちょっと中身がよくわからないです。

**炭田委員** 私もチェックポイントの内容はわかりません。現時点ではね。だけど、国内措置ができるころには、チェックポイントはこういうふうにして運用するというのは決まっているはずですよ。だから、今の時点ではわからないですね。

**吉田委員** チェックポイントがチェックポイントの運用実態を知っていることは、それこそ当たり前なんじゃないんですか。自分の組織なんだから。そうではなくて、国内におけるABSの動向とか、PIC、MATの状況をきちっと把握して、それを一定期間経過後に、この国内制度の改良に役立てるという趣旨で私は申し上げているので、そういう面でなくしてしまうということではなくて、残していただきたいということを申し上げているんです。

**炭田委員** わかりました。その意見が違いますね。チェックポイントが何をチェックするかというのはいずれ決まるんだけど、今の時点でチェックポイントが 私が以前に言いましたけど、非常に心配性の人にとっては、麻薬捜査官みたいに、あるいは国内のCIAみたいに、何もかも見張っている。そ

ういうことをしたいなと思っているんじゃないかなと思う人もいますよ。だから、ここにもう一回、そういう人にそういう懸念をもよおさせるようなことをわざわざ書く必要はないと言っているんです。それはいずれ決まりますよ。でも、今はそういうことは検討している段階ではない。

**磯崎座長** ということでの意見の違いなんだと思いますので。

**小原委員** 設定の状況の把握というのは何をするのかというのが、ちょっとはっきりしてほしいんですけどね。設定の状況の把握というのが、具体的にチェックポイントは当然情報を集められるわけだから、そのリストはありますよね。それではなくて、さらに国内の設定状況を把握するというのは、どういうことをするのかがわからないんですよ。だから、わからないから、意見が分かれるも何もないのですけども。

**吉田委員** 基本的に、チェックポイントというか、お役所を信用するか信用しないかの違いだと思うんですけども、制度を変えていくときに、私たちは、チェックポイントはここまでしか権限がありませんから、これ以上わかりませんというような、そういう形では、何年か後に再検討する場ができたとしてもわからないので、やっぱりそういった委員からの質問に答えられるように、的確に状況を把握しておく、そういうことが必要だということで申し上げているんです。

**炭田委員** 今のは、むしろお役所を信用するかどうかではなくて、日本人なら、一生懸命仕事するから、ちゃんとそういうガバナンスといいますか、やっているはずですよ。それが常識です。だから、引き継ぐときには、これまでどうだったかという、しょっちゅうレポートも書かされるだろうし、そういうのは通常やっていっているというのが常識ですわ。それを、そうやっていないんじゃないか、お役所がサボるんじゃないかなという猜疑心からこれを書けと、そういう意味ですか。

**辻田係長** 事務局から一つ提案ですけれども、18ページの31行目の「状況を把握する」という、この書き方が、残しておくには差し障りがあるということであれば、議定書の条文と同じような書き方、「PIC取得やMAT設定に関する関連情報を収集する機能」というような形にしてはどうかなと思うんですが。

**小原委員** それは意見の分かれようがないというか、決まりなのではないですか。

**中澤補佐** ほかの場所でも、議定書をそのまま使って書ける箇所があります。

**小原委員** だから、意見が分れることでもないわけでしょう。そもそも書く必要もないということじゃないか。

**中澤補佐** そうすると上に上げられるということでしょうか。

**小原委員** いや、だから、そこをちょっと、本当に何をされるのかがはっきりしないと、反対のしようもないし、賛成のしようもないところなんですけど。かなり根幹にかかわることだと思います。

**磯崎座長** 今のところ、この状況把握でも、それから関連情報収集でも、炭田さんの指摘だと、議定書と同じことだったらここに書く必要がないという趣旨ですね。ただ、ほかのところで議定書の言い回しを使っている部分もあります。ここの30行目~32行目のところなんですけど、要するに、それを含めて意見が分れたという見方なのかなと思います。議定書と同じ文章を使って、あるいは使う必要がないという意味での意見の分かれなのかもしれませんし、あるいは、この文章では内容が不明確であるので、という意味で意見が分かれています。文章としては、議定書に書かれていない事柄であったり、明確な文章にということですが、提案者のほうとして、逆に、そこを必要以上に明確にするということまで行かないということですので、この場面では、要するにこの提案について意見が分れているということだと思いますけれども、どうでしょうか。

**小原委員** 提案が提案になっていないと思うんです、私は。何をするのかということがある程度明確

にならないと、提案ではないでしょう。

**磯崎座長** ただ、それは、その提案の具体的に何かというのが明確になっていないという。明確になっていないと、違う意見として認められないというわけではないですよ。

**小原委員** ここになぜそれを書かないといけないのかということになりますから。何を言ってもいいんだったら、みんな勝手なことを言ったら、全部載っけないといけないことになりますから、そこはやはり、ちょっと、具体的にこれは何を表現しようとしているのか、私、わからない。皆さん、わかっているんですか。だったら教えてください。

**炭田委員** いやいや、私もわからない。

**小原委員** わかっている人がほかにはいないんだったら、やっぱり説明するべきですよ。

**吉田委員** 今の段階で、例えば5年後とか、見直しをしなければいけないときに、どういう情報が必要かということは全部は予見できませんけれども、例えばの話、MATの内容だったら、通常は知らせる必要はありませんけど、MATがあるということだけ、存在がわかればいいですけども、見直すときには、その中身の実態とか、利益配分の状況とか、どういうものだとか、そういったことも、少なくとも初回見直すときには実態がわかっている必要があると思うんですね。ですから、私としては、常々全部見張っているという、そういう意味ではなくて、見直しに向けて、義務的でない情報もある程度はチェックポイントがわかっているという状況が欲しいと、そういう意味です。

**小原委員** それなら、先ほどからの議論、19ページの二つ目のポツと全く一緒じゃないですか。吉田委員がおっしゃったことは。

**炭田委員** それは、私が先ほど提案させていただいた、19ページ、5行目、6行目の文章を少しモディファイしていただくことで意味が通じますよ。そういう文章に置き換えたほうがいいと思います。

それから、すみません、この議論を別の観点から参考までに申し上げます。

PIC取得とかMATを既に設定したという情報は、名古屋議定書が正常に作動すれば、ABSクリアリングハウスに登録されて、記録されているんですよ。それで皆に公表されますから。だから、わざわざ日本のチェックポイントがそれを書類にしなくても、条約事務局がそれを維持・管理しているんですよ。だから、それを見れば、まず一つはわかる。それからもう一つ、我々が議論していないことを、吉田さんは前提に置いておられる。それは、義務化されていない情報、つまり自発的に出させた情報もわかるようにというんだけど、ほかの箇所でもたまたま申し上げますけど、企業は機密情報を政府の根拠のない権限で、「契約書を見せろ」と言われたって、見せないですよ。契約書というのは企業の生命線だから。何か強い理由があって呼びつけられて言われたときに、その部分だけ見せるということは、それはその企業の自主的判断によりあり得るけども、チェックポイントが契約書を開示させる機能を持たせることはこれは産業界はおそらく最も強い意味で絶対に反対するでしょうね。それでは企業は成り立たないんですよ。だから、名古屋議定書の中にも、confidential informationはそういうことを、without prejudice to云々というのが何カ所かに書かれていますからね、企業は機密情報は決して見せない。だから、それを見させるようなチェックポイントをつくらせるんだということが心の中に、前提としてあって、それを踏まえた上で、そういうことを言うておられるんだとしたら、それは企業は決して受け入れないと思います。

**吉田委員** それは誤解があると思うんですけども、チェックポイントというものは、そういう捜査機関のような役割としてそういう機能を持つというのではなくて、あくまでもこの制度をよくしていくために、そういう情報を把握すべきだと。

**炭田委員** そういう情報とはどういう情報ですか。

**吉田委員** ですから、企業の、例えば相手方とどういうふうにして利益配分をしたら、相手方としても満足しているかという、そういうものも含めですね。

**炭田委員** すみません、吉田さんが利益配分に関心を持っておられるというのは、もういろいろなところでわかっています。それは吉田さんが歩いてこられた職業上とかで、そういうことが可能であろうと心のどこかで思っておられるんだろうけれども、私のささやかな経験だけど、どういう利益配分をしたかとかというのは、企業の生命線となる機密情報なんです。それは決して出さないですよ。そういう情報を、チェックポイントが管理するんだということを頭の中で想定されているんだとしたら、そういう状況は起こらないです。企業は出さないですよ。

**吉田委員** 先ほどから何度も申し上げているように、私は、監視的な、そういうチェックポイントになるのではなくて、だから、企業に強制的に出せというような権限を持たせると言っているわけではなくて、制度をよくするために情報が集められるような、強制的じゃなくていいですよ、そういったものが必要なのではないかと。そこは無理だと、最初からあり得ないとおっしゃるんであれば……。

**炭田委員** あり得ない。

**寺田委員** あり得ない。

**吉田委員** そうすると、制度の見直しもあり得ないことになるんですよ。

**炭田委員** いやいや、制度の見直しと言う必要はない。初めから制度にそういうようなものは組み込ませないというふうに経済界は頑張るでしょうね。だから、そういった点では、見直しのときというより、そういうことは入らないと思います。

**吉田委員** そうすると、今度できる国内措置というのは、国民からすれば、そういう PIC、MAT があるということはわかるけど、それ以上のことは一切わからないという制度になるわけですね。

**炭田委員** そうでしょうね。基本的にはそうです。それは議定書の中にもそう書かれております。機密情報は公開しない。それは明記されています。これは交渉時から非常に強い要望が世界的にもありました。だから、その情報は国民にはわからないですね。

**中澤補佐** 炭田委員と吉田委員のご意見をお伺いして、意見が分れた論点が大分整理されてきたような気がするのですが、炭田さんのほうでおっしゃられた、MAT の内容まで把握するということの強制的にはどうかというところが一つの論点という気がいたしました。吉田委員は、強制的ではないが、内容がわかっていないと、国民に対して、その制度全体の説明として、見直しの根拠が説明できないのではないかとというふうに私は理解したのですが、一つのご提案としては、ご議論が分れているポイントが大分整理されたと思いますので、それをもとにして事務局で再度ここに書いてみるというのではいかがでしょうか。

**磯崎座長** 私も先ほどから触れているところなんです、強制的に情報を提出させるとか、あるいは、全体像を完全に把握するような形で、そういう機能をチェックポイントに持たせる。あるいは、何か問題点が指摘されたというときに、その個別ケースについて、細かな情報を取得する、そういう機能を持たせるとかですね。この検討会の場でも、いくつか懸念が言われてきています。吉田さんも、そこまで行かないようにというところでセーブして発言、それからこの文章も書いているので、かえって逆に具体的中身がわからないことになっているような、そんな感じがします。

今、中澤さんから触れられたような、その辺ちょっとニュアンスを生かしながら文章をつくって、大きく分かれているのが、自発的に提供される情報だけを受け取っているというのと、それから、必ずしもそれに限定されずというところで意見が違って、意見が違っていても、強制的に非常に強く何かを出させるというところまでは行っていないけど、ということですので、そのニュアンスがわ

かるような文言をと思います。

**炭田委員** 座長の今の表現で、ちょっと私なりに修正したい。「自発的に」という言葉も入れないようにしてください。私、言いましたように、神風特攻隊は、あれ、自発的にやったということになっているんですよ。だけど、日本の政府と民間との間のカルチャーは アメリカとかとは違う。だから、政府が自発的にやっってくださいよと言ったら、一種の命令と受け取られかねないですよ。だから、「自発的」という言葉は使わないでいただきたい。

それで、例えば刑事事件になって警察が入ってきたら、見せさせられるでしょうね。それは命令できるでしょう。そういう場合は別だけど、そういう方式を導入しようとしているのではないと思いますね。だから、「自発的」という言葉は使わないでください。役人の方は気をつけてくださいね。日本人って非常に律儀で遵守の精神も旺盛だから、そこは注意してください。

**磯崎座長** そうすると何ていう言葉を使えばいい。

**炭田委員** それはちょっと工夫するんですね。

**磯崎座長** そうしましたら、この 18、19 ページのところ、次が 22 ページの 15 行目～17 行目、特許その他の関連のところ、要するに、「特許」という言葉をここで使わずにという、そういう修正提案です。ここはいかがでしょうか。

**寺田委員** 私も賛成します。別に特許とか品種登録とか限定しなくても、こういうふうに「承認等に係る審査」と言えばわかると思いますので、削除ということでよろしいかと思います。

**磯崎座長** そのほか、よろしいでしょうか。ここについては、特許、品種登録という具体的な場面を削除してということです。

そうしましたら、次が、さっき触れた 26 ページにあります。ここは「バイオパイラシー」という言葉を使わないで、「優良事例 (best practice)」という、括弧を使ってということです。それから 27 ページのカルチャーコレクションのところですが、これも先ほどのように修正をするという、そのような形で、26 ページ、27 ページはさっき合意ができています。次、最後のページ、28 ページで、これも、もう一度後でここへ戻りますと触れた内容です。8 行目～13 行目ですね。それから、13 行目後半～16 行目で、実はこの「本検討会の終了後の次のステップにおいて」という、このフレーズが加されると、8 行目の最初をこれにかえても、それで成り立つのかどうかということなんですが、ここについてはどうでしょうか。

これは事務局からも説明があったところですが、9 行目の一番後ろ～11 行目に黄色いマーカーのついているところですが、その下の分野でも同じようなところがちょっと触れている。それも含めて、8 行目～13 行目か、それとも 13 行目～16 行目か、どちらをとるかということなんですけれども。

**吉田委員** これは、先ほど両方合わせたような文を事務局がつくるという話じゃなかったんですか。

**磯崎座長** その最終確認をもう一度。これ以外のさっきの「オールジャパン」のフレーズであるとかについては合意がされていて、例えばというので、13 行目の後半の「本検討会の終了後の次のステップにおいても」というのを、8 行目の「本報告を踏まえて」、そこに入れかえたら、8 行目～13 行目まででいいのか、ですね。

**炭田委員** 私が提案させていただいたので、13 行目の「本検討会の終了後の次のステップにおいても」というのがキーポイントですね。それ以外のところで、8 行目～13 行目と 14 行目～16 行目あたりでダブルしているところは、それはフレキシブルに変えていただいて結構ですけど、キーは、本検討会の終了後の次のステップにおいても、学术界、産業界等々が参加して、オールジャパンの体制で、実態を踏まえた上での議論に貢献したいと、そういうことですね。

**磯崎座長** そうすると、今のような理解で大丈夫ですかね。この「本検討会の終了後の次のステップにおいても」というのを生かして、ですから、炭田さん、ベースは 8 行目～13 行目をベースにして、最初の「本報告を踏まえて」を、「終了後の次のステップにおいても」に入れかえて、重複を考えながら整理をする。

**炭田委員** 16 行目の中ほどまでをね。で、「現状では」という 16 行目の、それは改行して、独立した形にする。

**磯崎座長** 次の段落ですね。そうしたら、28 ページは今のような整理でよろしいですか。

(はい)

**磯崎座長** これで、ですから先ほどの 11 ページのところ、この利用の考え方なんですが、これは製薬関連のところ、こういう考え方というのが出されている。ただし、経産省としては、ここについて、これを含めて、今後検討をしたいということですが、この場所の書き方としてはどうかということなんですけれども、藤井さんのほうでは、ここはどうでしょうか。

**藤井委員** 前回の文章と少し、利用している場合、利用していない場合、より明確になるような事例に変えたつもりではいます。我々は、前半部分は、一応これは利用という考え方ではいるんですけども、先ほど、経産省さんのほうから、これは利益配分の対象ではないというふうに考え得るんじゃないかというふうに言っていて、そういうご提案は、我々としては非常にウエルカムなところではあるんですが、そうすると、前半は削ったほうがいいんでしょうかね。

先ほどのような提案をいただくことをあまり想定してなかった。要は、前半部分は利用じゃない、利益配分の対象ではないという考え方があり得るのではないかということだったと思うんですけども。

**経済産業省** すみません、非常に技術的な話で、この場ではちょっとなじみにくい議論をしてしまったので少し反省しているところなんです。話は二つありまして、一つは、メバスタチンですとかメバコールの中に遺伝的機能が含まれるかどうか。これは多分含まれていないんだろうというふうに思うんですけども、仮に含まれていないのであれば、遺伝資源に該当しないということで、そもそも遺伝資源の利用に該当しないのではないかという議論が一つ。そこはまた今後いろいろ検討しないといけないところがあるなということで申し上げたということですね。

それから、もう一つ私のほうからお話させていただいたのは、ここの「製品化」という言葉の中にあるような意味が含まれているのではないかと。私のほうから名古屋議定書を紹介する形で、遺伝資源の利用とその後の応用と商品化ということをお話ししましたが、遺伝資源の利用とその後の応用と商業化は違うというふうに名古屋議定書では整理されていますが、利益配分自体は商業化もするという事になっていますので、そこは一体どういう違いがあるのかということは今後詰めていかなければならないだろうという、そういう二つのお話をさせていただきました。

**藤井委員** 確かに、ここのメバスタチンやメバコールは間違いなく遺伝資源ではないです。この名古屋議定書のちょっと面倒くさいところは、遺伝資源を括弧した「「遺伝資源」の利用」と、「遺伝資源の利用」の全体を括弧にしたものと、意味が違うと私は理解しています。「遺伝資源の利用」のほうがやっぱり広い概念だろうと。その概念にはこれは入ってしまうだろうというふうに考えてはいます。先程のような考え方が本当にとり得るのであれば、それはそれで我々としてはウエルカムなところではあるんですけども、いかがでしょうか。

**磯崎座長** 確かに名古屋議定書でこの遺伝資源の利用の定義がされていて、その中には、派生物で遺伝的機能単位を含まないものも、という形なので、ここではそういう理解で書いているわけですね。で

すから、遺伝的機能単位を持たないものであっても、利用であって、その利用の利益配分の対象になるという書き方をしているので、このような事例としてここに書かれているんだろうと思います。

細かなところで具体的な問題が、あるいは整理を今後しなければいけないことは残っているのかもしれないです。この 11 ページのところ、今、藤井さんも触れたように、この事例があったほうがわかりやすいのか、あるいは、別の問題を起こしてしまうのかです。これも一般の人が読んだりするときに、事例がないとわかりにくいということ、そちらを優先するか、それが細かな点ではっきりしていないのを含んでいる、そういう事例を出すことの問題点と、どちらなのかということだと思えます。

24 行目～26 行目の説明、それが、27 行目から下がないとわからないかどうかなんですが。

**中澤補佐** 11 ページの 27 行目以降の考え方の例を出していただいたのが、そもそも、その前段のところ、実はこれは 22 行目のところからつながっていて、これは藤井委員から、遺伝資源の利用については特許で使っているような権利の考え方が参考になるのではないかとということから源が発して、その特許発明 A とか B とか事例を具体的に示していただいたものを、遺伝資源の利用の中に当てはめて、その考え方の例を 27 行目以降で記述していただいていると、そういう構造でございます。

この考え方の例を落とすというと、上のところから全体に影響を及ぼしてくるので、その辺をどういうふうに判断されるか、整理が必要なのではないかなと思います。

**磯崎座長** どうでしょうか。ほかの方で、この考え方の例、あったほうがわかりやすい、あるいはなくてもいいというかなんですが。

**藤井委員** 私がこれを書いた一番の理由というのは、この会でも何度も言いましたけども、とにかく法的安定性というものを我々は求めたい。何かしら PIC、MAT を結ぶときに、お互いに考えていることがまるっきり違っている状況で PIC、MAT なんかは結べないわけですから、ある程度コンセンサスが得られたような考え方というのは絶対必要ですし、将来争い事になったときに、その争い事の終結、結果が大体見えてくるような形、予想できるような形にしておかないと、我々は事業を継続するなんていうことができなくなっちゃうわけですから、そういう意味で、法的安定性というのは非常に重要で、その意味が通じれば、いいのかもしれないです。あと、かえって混乱するというのであれば、その法的安定性ということを考えていかなきゃいけないということだけ残すというのも手かなという思いはしますけども。

**辻田係長** ということであれば、今おっしゃっていただいた法的安定性を有する考え方が必要ということは、11 ページの 18 行目の「また、」以降、22 行目の最初までにわたって書いておりますので、22 行目の途中の「これに関して、」以降の特許についての例示をなくしてしまって、さらに小さなフォントで書いている「特許発明の利用の考え方を参考にした「遺伝資源の利用」の考え方の例」も削除するという方向でいいということでしょうか。

**藤井委員** 我々からすると、この考えは非常に明確で、この考え方はやっぱり通してほしいなと思いますし、そんなにおかしな考え方ではないですし、少なくとも知財に携わっている人間であれば、確立した考え方なわけですから。ただ、それは知財をやっている人間からすればわかりやすい話であったとしても、一般の人が非常にわかりにくいということで、何だこれとは、かえって誤解を生むと皆さんが思われるのであれば、というところですね。

**寺田委員** 私としては、こういうふうにちゃんと書いていただいて、例があったほうが議論がしやすくなると思いますので、非常にわかりやすくていいと思います。

**辻田係長** 補足しますと、西澤委員からは、書くのであれば具体例を置いてもらわないとちょっと理解が難しいというご意見をいただいております。

**鈴木委員** 自分は素人なので伺いたいんですけど、つまり、特許のほうは、多分この考え方は特許としてずっと定着しているなという理解があるんですね。だけどこれを、同じ考え方を、この生物遺伝資源に適用するとこういう考え方が成り立ちますということで、それで、最後に必ず「考え方」と書いてありますよね。この考え方が、これは事実として、これは大丈夫なんですと断言しているわけじゃなくて、こういう考え方があるということで、例えばパブコメに出したときに、こういう考え方はもう受け入れられているものなのかと思うのか、いや、これは、むしろそういう外から意見を出してくる人が、これは違うんじゃないかと言ってくるかもしれないという幅でこれを見せているのか。多分、これをこうやって我々の委員会の一つの報告の中に入っていると、こういう考え方が成り立つという解釈で我々は進めますと、そういうことですよね。

**藤井委員** 私としては、こういう考えで、ここに書いてあるような例であれば、まず知財をやっている人から見れば、間違いなく受け入れていただけるぐらいの考え方だとは思いますが。ひょっとしたら先進国だけというような理屈があり得るのかもしれませんが、知財をある程度やっている人であれば、疑義は起きない考え方だろうと思います。

もし、こういうところにも、やっぱり遺伝資源も一つの権利なわけですから、知財とは違う考え方というのを提案してくることも考えられなくはないんですけども、そんなことになったら、本当に我々からすると先行き不透明、何もわからないような状況になってしまうので、やっぱりできれば積極的にこういう提案をしたいなというふうに考えているところです。

**鈴木委員** 我々は、いわゆるこういう議論をしている対象となる事例の典型的なものとして、これは間違いありません。けども、我々日本のほうではどうであっても、例えばこれと同じ遺伝資源を提供する側の国内措置によってこの考え方には幅が出ますよという話が、これからしなきゃいけないのかどうかちょっとわからないんですけど、そういうことはないんですか。

**藤井委員** 幅があるかないかと聞かれてしまうと、ないとは言えないですね。ただ、今ここに挙げたような考え方は、ある程度メジャーな、例えば発展途上国であったとしても、通じる考え方だろうと思います。後段の、これは利用ではないと断言しているこの例を、いや、利用だと言うような国はまず存在しないんじゃないかと思えますけど。

**鈴木委員** はい、わかりました。ありがとうございました。

**磯崎座長** 今のところなんですが、第5条で、MATで行うという形になっていますので、利益配分は契約書の中で、先ほどちょっと触れたんですが、派生物で、遺伝的機能単位を持っていないものも含めてとなっているんですが、それは議定書の対象、議定書そのものの対象というよりは、利益配分の対象として、契約の中でどこまで含めるかという話なので、内容的にはMATの中身の話になっていきます。

**経済産業省** いろいろ議論をお伺いしていたんですけども、この事例というのは、上の特許権のA、Bの関係について説明をするものというようなことで使われているのかと思えますが、私のほうで、この表現について後々問題を起こすのではないかというふうに懸念しておりますのは、29行目の「糸状菌から抽出し・・製品化することは、・・「遺伝資源の利用」に該当すると考える」というふうに整理されていることなんですね。これだけ見ると、例えば報告書を見られた方は、何かを抽出して製品化をすれば遺伝資源の利用に即該当するというふうに考えられるのではないかというふうに懸念したものですから、意見を申し述べたということですので、そのAとBの関係について、私のほうから特段コメントはしていないというようなことでご理解いただければと思います。

それから、もう一つは、ここは「対象とする遺伝資源」というタイトルがついていますので、より、

そういうおそれがあるのではないかと懸念しております。

**磯崎座長** ですから、今のところは繰り返しなんですが、該当すると考えるというような契約書を結ぶことは可能であって、その契約書の中で、その薬から上がる利益を配分対象に加えるという契約書を結ぶことはできるという、そういう趣旨です。表題は、今指摘があったように、対象とする遺伝資源という内容の説明のこの中で、契約書によって何を対象にするかという話とがちょっと一緒になっているという面は、下の実例のところがあるかと思います。

藤井さんが指摘をしていたように、開発途上国側は、先ほどからの遺伝的機能単位を持たない派生物、化学物質に対しても対象にすべきであるということを主張していて、大手の製薬会社も、ここに整理してある範囲内のところまでは利益配分対象として考えてもいいと。ただし、それもやはり法律のレベルではなくて、利益配分契約のレベルでここまでは、ただし、この発明 B に該当するものまでは受け入れられないという、そういう立場だということですよ。

**藤井委員** はい。

**磯崎座長** ですから、法令のレベルと契約書のレベルが下のほうでちょっと一緒になっているような感じはあります。

**藤井委員** おっしゃるとおり、遺伝資源そのものを製品にするということは非常に稀ですので、製品の例を挙げていると、どうしても遺伝資源には該当しないものになってしまうので、こういう例にどうしてもならざるを得なかったという事情はあります。

**磯崎座長** そうすると、どっちがいいでしょうね。わかりやすいというので、あったほうがいいのかというのもあるんですが、この事例を読んでもらうときには、名古屋議定書の第 5 条、あるいは条約の 15 条の 7 項の、MAT で契約書の中でそこまでは書くことができるけど、という、それを前提にして、この 22~23 行目から後が書かれているというのがはっきり出るといいんですが、そうでない場合は外してもいいのかなと。あるいは、どこか利用に関するその参考資料とかのほうで、という手もあるかと思うんですが、どうでしょうか。

寺田さんはあったほうがいいのかということですが。

**寺田委員** 遺伝資源そのものだったら、植物などの場合は遺伝資源から遺伝資源をつくるので、そういう意味ではわかりやすいのかもしれませんが、ただ、ここでは、製薬の話をしなさいといけませんよ。であれば、こういう例を、先ほど言ったような前提を書いて、やったほうがわかりやすいと思うんですけど。記載の場所は変えてもいいとは思いますが。

**磯崎座長** その前提をはっきりして書くか、あるいは、本文でこれだけのスペースというのを考えたときに、参考資料のような、ほかでも実は同じようなことがあります。議定書や条約の正確な理解と事例というので、スペースの関連で、出してないところもありますので、どっちがいいでしょうね、ここは。

特にこれという強い主張がない場合は、ここを、藤井さんがさっき触れていた安定性についてという 18 行目くらいまでで、その後を外してということですが、どうでしょう。

さっき藤井さんは、どこまで。安定性を……。

**藤井委員** すみません、先ほど具体的に何行とかお伝えしなかったんですけど、とにかく、この法的安定性ということが一番の目的ですので、その趣旨が通れば、それ以降は、むしろあると混乱するということであれば削除していただいてもということなんですけど、そうするとどこくらいまででしょうか。

**寺田委員** 22 行くらいの「留意すること。」で切ったら。

**磯崎座長** そうしましたら、ここ、22 行目の「留意すること。」で、その後の事例については、それ

をどこかで参考事例として、これは交渉の場でも、タミフルの例も出されたりして議論されてきていますので、その辺、何か事例とかでわかりやすいので、どこかでまとめるという手もあるかと思いますが。

**中澤補佐** 目次の一番下に書いてございますが、参考資料でいくつか書いている中に、考え方の一つの例として位置づけて、もしくは参考資料の3.の「遺伝資源等の利用状況」ただ、ちょっとこれは状況ではないので、またこちらのほうで考えて、参考資料の中に入れ込むことで整理したいと思います。

**磯崎座長** そうしましたら、今のような形で。本文が半分ぐらい、このセクションは短くなります。今日、議論されてきたところ、あるいは途中で出された論点など、とりあえず見てきましたけれども、今日触れなかったとか含めてですが はい、どうぞ。

**炭田委員** 今の章ですけど、22ページの5行目～12行目、「検討すべき事項」と書いてありますね。これは、「意見が分かれた事項」に変更してください。というのは、先ほど、契約書とか、利益配分を公開する云々の話でかなり吉田委員と長い議論しましたのでわかりますように、ここの検討すべき事項に書いてあること自身は、産業界が受け入れるとはとても考えられないので、「検討すべき事項」というのを「意見が分かれた事項」に変えてください。これ以上ここで、もうあまり時間がないから。だから、それはよろしく願います。それが一つ目です。

それから21ページ、36行目、「チェックポイントでは利用者から秘密情報の提供を受けた場合には、秘密を保持する必要がある。」と書いてありますけど、これは、秘密情報を公務員が受けた場合は、私の理解では、公務員法によってこれを保持する義務を負うと。だから、秘密を保持する必要があるのではなくて、「秘密を保持する義務を負う」というふうに変えてください。もしも守らなければ、私は、これは処罰されるんだと思いますから、「必要がある」のではない。「義務を負う」ということですね。

それから、もう一点ですが、23ページ、「検討すべき事項」、不履行のことですけれども、21行目～23行目にかけて黄色で塗りつぶされたところですけども、ちょっと挿入語があります。

21行目から読みます。「遵守措置への信頼性を保つ観点からも、遵守措置への不履行（non-compliance）が疑われる案件について調査する機能」とありますね。この「疑われる案件」というところに、括弧をして「（議定書15条の3.及び16条の3.）」というふうに入れてください。つまり、疑われる可能性があるというのは、相手国の政府から日本の当局に、これこれの理由で、あなたの国のこれこれの人が、我が国のABS国内法を守らなかったというふうな通報があった場合、これは15条3.と16条3.ですから、それを括弧して入れてください。

あとはもっと細かいことですけど、とりあえず以上です。

**吉田委員** 炭田委員の22ページの「意見が分かれた事項」にするというのは、そういうご意見であればいいんですけども、パブリックコメントを見た人が、どういう提案なのかというのがわからないので、もし意見が分かれた事項に入れるものがあれば、それは、例えばこれを削除すべきだという意見と、検討すべき事項として残すべき意見という、二つがあったとか、どういう意見が分かれたのかをちゃんと書いておいていただかないと、パブリックコメントで見た人がわからない。だから、意見が分かれたという項目にするのであれば、そこははっきり書いてください。

**炭田委員** それは、意見が分かれた、つまり、以下のことに関しては賛否両論があったということですね。

**吉田委員** 賛否両論があったのでは提案内容がわかりませんので、動議として、削除という動議なのか、検討すべき事項として残すという動議なのか、私は言っていないんですけど、本文に入れるという動議なのかがわからないじゃないですか。だから、意見が分かれたというのであれば、どういう意見とどう

という意見があったというのを、最後に括弧書きで、まあ、私の意見は「検討すべき事項」として入れてくださいという意見ですね。炭田委員の意見は、削除すべきという意見ですか。

**炭田委員** そうですね。意見が分かれたという理由は、MAT の内容について、チェックポイントに任意の情報を求めるということは、産業界等では受け入れがたいことであるので、検討すべき事項から外すべきだという意見であったと、そういう意味です。

**吉田委員** 意見が分かれたというふうに書くのであれば、それを明記してくださいというのが私の意見です。

**炭田委員** では、以上のように明記してください。

**磯崎座長** この黒丸全部をとということでしょうか。それとも、この黒丸で文章が三つなんですけど、これ三つとも全部意見が分かれているんですかね。

**炭田委員** 最初の 2 行が一番重要でしょう。最初の 2 行が、まずそもそもの前提として、そうあるべきだとは産業界は受け入れられないということだから、それ以下は全部ほとんどだめなんじゃないですか。それ以外は削除ですね。

**磯崎座長** ここは、MAT の内容なので、ということですね。

**炭田委員** そうです。MAT の内容は政府に開示することは、産業界では受け入れることはほぼ不可能だから、あとは、その場合はこうですよといろいろ言っているだけだから、最初の 2 行を全部受け入れられないとしたら、あとは別に言う必要もないような気がします。

**磯崎座長** さっきの炭田さんの「自発的」と同じなんですけど、ここで「任意」となっているので、おそらく文章がつながっていると思うんですが、任意なので、出したい企業は出してください、出たくないところは出さないで、出してきた情報に基づいて、その後ろで優良事例、さっきの best practice についての活用という、そこへつながっているんですけども、それをどうするかですね。

**炭田委員** そもそも「任意の」というのが非常に気になって、任意の情報提供を求めることというのは、これはもう非常に強く反対ですね。

行政官が、許認可される側の企業に向かって、任意ですから、あなたこれ出してくださいという言い方は、いわばパワハラのようなもので、上役の権限を行使して、嫌なのに無理やりにさせるような、だからそれはやめていただきたいということです。だから「任意の」という美名のもとに、任意だから私は何の関係もないというのは、それは日本の社会通念はそうじゃないですね。

**辻田係長** この「任意の」という言葉の追加は、西澤委員のご意見を受けたもので、この原文の元となったご意見をいただいていた吉田委員にも確認をして、ブラケットを外して置いたものになります。西澤委員としては、「任意の」という言葉がないと強制的に情報提供を求められるというような印象があって、それはちょっと議定書に照らしても行き過ぎではないかとお考えで、こうしたご提案をいただいていたと。

加えて申し上げますと、7 行目の後ろのほうの「この場合において」以降の 4~5 行の部分も、西澤委員から、任意であってもいろいろな懸念事項があるというご意見をいただいているものです。

こうした経緯も踏まえると、「任意の」という記載をいわずらに外してしまうと、かえって産業界の方にとって、より一層受け入れがたいものになってしまうのではないかなと懸念するんですが、いかがでしょうか。

**炭田委員** 例えば、「任意の」というのを外して、「チェックポイントが MAT の内容について情報を得た場合は」とかね。それは向こうが、任意で求めたのではなく、向こうから言ってきたんだったら、例えば「得た場合は」、それは任意にならないですわね。「得た場合は・・・である」と……。

中澤補佐 そうというのは「任意」ということになりませんか。

炭田委員 いやいや、私の言葉では任意とは言わない。任意というのは、特攻隊に行けというふうに間接的に言われるようなものです。チェックポイントというのは規制をする側でしょう。規制される側の人に対して任意を求めるといのは、それは酷です。

磯崎座長 ただ、受け身にしちゃうと、逆にそれがわからなくなるんですよ。「得た場合」というだけだと。「任意」と書いてあれば、嫌だったら出さなくていいというのははっきりするんですが、「チェックポイントが得た場合」だけだと、強制的なのかどうか自体が書いてないので、そのほうが危険ですね。「任意」と書いてあれば、あるいは「自発的」と書いてあれば、嫌だということが言えますけれども、任意とか自発的が書いてないと、それは求める側がどうするか決めていいということになってしまうので。

炭田委員 すると、「チェックポイントへ自発的に情報が提供された場合は」だったらよろしいんですか。

磯崎座長 はい。

炭田委員 「任意」というのは、任意出頭とかあるから、「自発的に提供された場合は」

磯崎座長 いや、そうすると、ちょっと最初に戻って、これを検討すべき事項なのか、意見が分かれたのかという、そこなんですけれども、情報提供を求める、それは任意、自発的であって、嫌だという場合は嫌だと言えるというのが、この最初の2行、6~7行目でもそれを明記しているので、明記されていないときは強制なのかもしれないという不安がありますが、これは「任意」でなくて「自発的」でもいいんですが、という言葉が入っていれば、その心配がない。そうすると、その心配がないレベルだと、意見は分れていない、そこはどうでしょう。

炭田委員 「利益配分の優良事例」があればいいだろうけど、そもそもこういうようなことをチェックポイントが期待すること自身は遠慮していただきたい。相談窓口していますが、企業のそういう立場を知っているから、我々はそういうことには触れもしないですよ。我々は行政官ではないけど、国の事業の一端を担って相談窓口をやっているから、我々の後ろに行政官がいるように感じられる方もおられるかもしれない。だから、そこは気を使って、そういうことは頼みもしないし、触れもしないですね。欧米でも利益配分に関して、これこれのパーセントだなんて出しているのは、極めて稀です。我々も実は知りたいんですね。こういう場合はどのぐらいの国際的な相場観ですか、なんて聞いてくる人もいます。企業自身も他社のことは知らないのです。

そういうことを知ろうとすること自身を、チェックポイントはしないほうがよい。少なくともこういうことに問題意識を持つこと自身も、遠慮をしてほしいなという気持ちです。だから、文言をいじるとしても、意見が分かれた、政府はこういうことから遠ざかったほうがよいという意見です。

磯崎座長 なるほど。利益配分の優良事例という事柄にチェックポイントがかかわること、それ自体について意見が分かれているという。

炭田委員 そうです。

寺田委員 反対と賛成の意見を書けということなので、任意の情報提供を求めるという意見と、求めるべきではないという、二つの意見を並立すればいいのではないのでしょうか。そう思います。

炭田委員 そうですね。

磯崎座長 あともう一つ、今、炭田さんが触れた、優良事例についてチェックポイントはかかわるべきではないということ、優良事例についての情報や、その提供をチェックポイントは考える必要があって、そうすると、そのためには情報提供を求める必要がある、につながるので、両方とも切りたいとい

うことですね。

**寺田委員** そう思いますけど。

**磯崎座長** はい、わかりました。じゃ、そこで意見の違いがあるというので、これを「意見の違い」という項目に……。

**中澤補佐** 先ほど、23ページの21行目～23行目で、炭田委員から、22行目の「案件」の後ろに、「15条3、16条3。」を挿入というご意見をいただきましたが、ここは(5)の7行目ですけど、15条2.と16条2.の項目のところなものですから……。

**炭田委員** 入っているから。

**中澤補佐** ええ。これは、15条2.と16条2.と整理させていただきたいと思います。

**炭田委員** わかりました。

**磯崎座長** そのほかの箇所はどうでしょうか。

**経済産業省** 13ページの「コモディティの扱い」という部分についてなんですけれども、前回の検討会でもお話をさせていただきましたが、コモディティについては、天然資源に対する主権的権利の対象となる範囲というものを整理すれば、多分これは全て対象外になる可能性があるのではないかというふうにも考えられるというふうにと受けております。

また、生物多様性条約の第15条第1項を拝見しておりますと、当該遺伝資源が存する国の政府に取得の機会につき定める権限は属する、ということが明記されておまして、そのあたりを総合的に勘案しますと、国内にある遺伝資源に関しては全て日本国政府にその主権的権利が属するというふうにも考えられるというふうにもみなせるということもありますので、この辺の正確な整理につきましては、今後関係省庁できちんと精査いたしまして、最終的な方針というものを固めていきたいというふうにも考えております。

**炭田委員** もう一点、いいですか。12ページ、1行目のヒト遺伝資源については、第2回締約国会議にいて、これこれ除外されていると。「第2回締約国会議及び第10回締約国会議」、特に第10回締約国会議では、名古屋議定書から除外すると書いてありますので、「第2回及び第10回締約国会議」と。ちなみに、デシジョン10-1-5ですね。それは後で資料をお渡しします。

もう一点申し上げます。二村委員が、今日言及された14ページ、9～12行目、コモディティのところでも新しくつけ加えられたんですね。14ページの9行目から行きますと、「検討すべき事項」、「例えば、コミュニティの範囲を一般に市場で入手できるものとしなければ、提供国において野外で採集した野生植物や菌類等を他者に市場で限定的に販売させ、それを自ら購入して、国内に持ち込まれたものまで、コミュニティであったとして遵守措置の対象から外れるような状況が生じる懸念があることに留意すること。」これはコモディティに関連していますけど、すこし違うんですね。これは、利用者がABS国内法を持つ国において、不法行為また脱法行為を行うことを言っているんですね。だから、その脱法か不法行為のうちのごまかしの一例を言っているのであって、これはコモディティの扱い方に関して言っているのではないですよ。

ですから、これは、そういうコメントだけ議事録に残しておいて、これをどうのこうの、二村委員がいないから、だから、これはコモディティの扱い方という本質的なこととは違います。

**磯崎座長** 「例えば」ですかね。ここは二村さんと相談ですかね。ただ、問題となる事例のその一つだけが例に挙げられているようなところですので、要するに、用語の定義が難しいと、それから、これ、言いたいことは、単に市場で流通している、市場から入手できると、こういう脱法行為をする場合があるという話なので、確かにちょっと異質な面もありますので、これは削除という……。

**炭田委員** ちょっと違うと思いますね。

**寺田委員** 植物の場合はよくあるのですが、市販品種といった場合に、我々のような種苗業者が包装して売っているのも市販品種ですが、原産国というか、発展途上国のようなところに行くと、ローカルマーケットがありますが、そこでは、地方の人が食用植物や豆、きのこなどを売っています。そういうようなものは、我々種苗業者が売っているような広く世界に広がっている種子とは違うのですが、それも販売されている限りは、市販種子というふうにも考えられる可能性もあると思われます。生物多様性条約などに疎いブリーダー（育成者）などには現状ではこのような地域市場の特殊性との差異が一般的にわからないと思われる。そのために明確に、さっき言ったクエスチョン・アンド・アンサーのような方法できちっと啓蒙し、判別し易くしないと、ローカルマーケットの植物などでも、それも売っているから大丈夫というふうに育成者などの殆どが思い続ける可能性があるかと予測されます。このことをここでは言わんとしていると推定します。

**磯崎座長** ちょっと難しいんですが、「定義するか、他の用語を用いること」という、この最初の文章と、次の「例えば」以下のは、ちょっと違うことを言っているんですね。「例えば」には、これの例えばの話ではないですね。ですので、この「例えば」というのでここに入れるのは、場所としてはふさわしくないということで、ちょっと、じゃ、これは二村さんに。

**辻田係長** 二村委員と相談します。ただ、こうした内容はぜひ入れてほしいというご意見をいただいて今回追記したという経緯がありますので、ちょっと導入部分を変えとしても、二村委員の意見を尊重して、検討すべき事項の中に残すようにできればと、事務局としては考えております。

**磯崎座長** はい。そうすると、独立の項目かもしれないですね。

そのほかはどうでしょうか。

**藤井委員** 修正とかということではなく、少し皆さんに感想をお聞きしたいという意味なんですけど、12ページの5行目～7行目、「検討すべき事項」というところに、ヒト遺伝資源の考え方の整理として、腸内細菌や病原体をヒト遺伝資源というふうに整理することの可否ですね。もともと腸内細菌をほかの委員の方が書かれていたので、もともと病原体もヒト遺伝資源という考え方をとれないかなとずっと思っていたところに、こういう腸内細菌という文章を書いていたので、これだったら病原体も入れてしまおうということで、実は入れたものなんですけども、このあたり、皆さん、どんなふうに思われるのか、ちょっとご意見を聞きたいなと思っているところなんですけれども、よろしくお願いします。

**小原委員** 私、腸内細菌に関しては発言して、ここまで書くこともないんですが、これから必ず問題になるだろうということで入れたんですが、要するに、腸内細菌にヒトのDNAも入っているんですね。そういう意味で、あれは全く個人のものなんです。便なんかにしても。病原体の場合も、血液をとって、ヒト由来の遺伝資源、あるいはヒト由来の生物資源という形でやると、血液なんかは明らかに、その中に病原体があるということであれば、単離しちゃえば違うのかもしれませんが、その過程ではやはりヒト由来資源かなと思います。

**藤井委員** あと、かなりスペシフィックな話かもしれませんが、ヒトゲノムって、やっぱりウイルスゲノムを含んでいるんですよ。間違いなく含んでいる部分があって、明確に区別できないところが存在するのは間違いないだろうなと思います。かといって、病原体をどこかで仕切るのかとかって言われるのも、それもまた面倒な話だなとは思っていますので、全部ヒト遺伝資源扱いになるのが本当は一番楽なんですけども、多少、我々にとって都合のいい屁理屈にも聞こえるだろうなと思いますので、少し皆さんのご感想を聞いてみたいなと思った次第です。

**小原委員** ヒト由来資源という形で僕らは受け取っていますけど。

**藤井委員** ヒト由来ですか。

**小原委員** ヒト由来の遺伝資源、あるいは生物資源という形で私は理解しているんですけど。つまり、ヒト遺伝資源と言うと、ヒトの細胞とか、ヒトのゲノムを持ったものですね。ヒト由来というのは、ヒトから来たものだから、当然腸内細菌全部入りますし、血液にある感染した病原体も入るだろうしというふうには思いますけれども。

**藤井委員** どうもありがとうございます。

**小原委員** あくまで一つの考えです。

**鈴木委員** 確かにヒトの遺伝子の中にあるウイルスとは多分考え方をえざるを得ないはずなんですけど、ただ、やっぱり今世の中でも、ある意味、そのヒト遺伝資源ということで、ヒトと不可分なもの的にえざるを得ないような扱いをしている人たちが多いように感じます。それがいいかどうかわからないんですけども、つまり管理し切れなくて、はっきり言って。だって、我々、無菌状態で、例えば海外から移動したりできるわけじゃありませんし。だから、遺伝についてはやっぱりそうなんですけど、ただ、ウイルスと違うのは、単独で培養できるものですから、じゃ、そういう保菌者がそれを不法に出国したとか、そういう話になるわけじゃないので。ただ、今現在では、特に糞便ですね、あれが一番、今の考えの中では、やっぱりヒト遺伝資源という考え方で動いているように感じていますけど。

ですから、今、分離、場所なんかを議論して情報をもらおうとしていますけども、多分もうそれは限界があって、同じ人が移動する、前の国とこっち、どっちでも同じものがとれたときに、実際、情報はもらっていますけど、管理できていないものだと思います。

**磯崎座長** 難しいですね。そうですね、病原体だけだと WHO で整理してもらってというようなものあるんですけど、病原体ではなくて、ほかのものも入ってくると、WHO だけではないですね。

そのほか、いかがでしょうか。全体的に。

**経済産業省** 先ほど、コモディティの話させていただいたんですけども、そのほか、経済産業省としてもいろいろ、コモディティも含めて、今後もさまざまな意見を各省連絡会、あるいは各省の作業部会などで述べていきたいというふうに考えておりますので、その旨をお伝えしておきます。

**外務省** 報告書の素案の内容の話ではないんですけども、パブリックコメントにつきまして、参考資料 3 をちょっと拝見しましたところ、本報告書案をもって、パブリックコメントとともに、地方説明会も環境省さんのほうで行うということが示されているところでございますけども、今日のお話がありましたが、幅広く、さまざまな関係者の意見を聞くために実施されるということでございますが、また、本日のご議論の中でも、パブリックコメントに際して、紙がひとり歩きするというご懸念もあるというご指摘もあったところでございますけども、本報告書の位置づけにつきましては、これまでの委員会の場でも、有識者の委員の先生方からの考えを整理されて、事務局の環境省さんのほうにご提出されるということが、この検討会の場でも、委員の皆様方でお話しされたというふうに認識しております。

これまでも、当省から、議定書国内実施を適正にする観点から、いろいろ疑問点について意見をさせていただいたり、あるいは事務局のほうにも紙で意見を提出させていただいているところでございましたけども、報告書案の位置づけから、当省の主な意見というのは反映されていないという状況です。これは当然ながら、当省を含め、関係省庁はオブザーバーでこの場は出席していますが、この報告書案というのは今後の検討事項一般をご教示いただけるというものでございまして、関係省庁で合意したという内容ではないものです。

他方で、パブリックコメントと地方説明会では、事務局の環境省さんのほうで行われるということで、実際にそれを受けられる方々は、もしかしたら、この報告書案の中で主要な部分について、政府の見解

とか、方針も一部含んでいるのではないかというような誤解を持つ方も中にはいらっしゃる場合もあり得るのかなというちょっと心配も含めて、そのような誤解が生じないように、事務局にご対応いただきたいというふうに考えています、ということ念のために申し上げます。

**炭田委員** 「ディスクレーマー」というものがありますよね。組織の意見ではなくて、私人の意見である、とかの。だから、政府がああいうふうなディスクレーマーを書けばいいわけですね。

別件として、私から意見ですけど、このパブリックコメントで「意見の取り扱い」というのがありますけど、「委員が新しい視点等を見だし、取り入れた方がよいと考えた場合は報告書に反映」と書いてありますけど、冒頭でも申し上げたように、最終回で急に新しい視点が出てきても、すぐには我々は意見を言えないと思います。ただ、出てきた意見は熟読させていただいて、別の機会があるときに、もちろんいいところは取り入れさせていただきます。

だから、パブリックコメントの結果が、次の第 16 回のときに出されたときに、取り入れたほうがよいと考えた場合は報告書に反映というのは、もう少しきちっと書かないといけない。これは、コンセンサスで委員みんながそうだと思ったときのみ書いて、それ以外は別の機会に検討する、というふうにしていただきたいと思います。いろいろ意見が出てきたのを、皆、「検討すべき事項」へどんどん入れられたら、今まで必死になってこういう議論をしたのは何のことかわからなくなる。コンセンサスにより、これいいなということが得られたことのみを反映して、それ以外は、今回のこのシリーズからは流して、別の機会に生かすというふうにしていただきたいと思います、お願いします。

**磯崎座長** 参考資料 3、今のパブリックコメントですが、検討の中でも何回か、この参考資料 3 を見えていますけれども、ほかにどうでしょうか。

**炭田委員** 参考資料 3 の上から三つ目の丸で、「行政手続法に基づかないが、準じて実施する」という、その行政手続法というのはどういうことを言っているのですか。

**中澤補佐** 通常、新たな規制を課すときには、パブリックコメントを実施することが行政手続法にありまして、法律の場合は、国会で議論するのでパブリックコメントは実施しないのですが、例えば新たな規則とかを設定するときには、パブリックコメントを実施することがあります。

ただし、先ほど農水省の作田室長からありましたけど、検討会の報告書ですとか、審議会の報告書に対しても、幅広く一般からご意見を伺うとの趣旨で、行政手続法の手続きに準じて実施するものがあります。

**炭田委員** わかりました。

**磯崎座長** パブリックコメントに関しては、今指摘がありましたように、どのような範囲で行うかについて、それから、意見の取り扱いのところ、これも取り入れたほうが良いという、その位置づけですね、それについてコンセンサスが得られたものについてという、条件つきで考えておくという。

そのほかでは特によろしいでしょうか。

(はい)

**磯崎座長** そうしましたら、報告書の素案について、それから、この後の、特にパブリックコメントとの関係でのスケジュールについて議論をしていただきました。パブリックコメント前の段階で、それから、そこへ提出する報告書としては、今回の議論で確定ができる。ただ、いくつかの項目については、この後も技術的な修正を行って、ということで、それに関してはメールベースで最終確認をするという、そういう手続きになるかと思えます。年明けですが、第 16 回ですね、この参考資料 3 にも書いてありますけれども、最終的な報告書の前にもう一回検討会を予定しています。とりあえず今日のところで素案が合意の方向に向かったということで、ご協力ありがとうございました。

それでは、事務局へ。

**中澤補佐** 磯崎座長のほうから今後の進め方について整理していただいたとおりでございます。本日いただいたご意見につきましては、今後、メールで情報交換、意見交換をさせていただいて最終案を確定し、報告書素案から「素案」をとって「報告書案」として最終的に座長にご確認いただいた上でパブリックコメントを実施したい考えです。先ほど、資料3については大分読み込んでいただいて、ご議論もいただいたところで、炭田委員のほうから、コンセンサスを得られたものについての反映ということでございましたので、そういった面についても、私どものほうで対応を検討したいと思います。

それから、先ほど座長のほうから整理していただきましたが、年内にパブリックコメントを開始しまして、その結果を取りまとめて、第16回の検討会の資料としてお出しし、その場で新たな知見として、こういうものは反映したほうが良いというようなことございましたら、それを反映していただくことを考えております。

また、パブリックコメントの期間中に、全国数カ所で、この案をもとにした地方説明会、今こういった検討状況でありますといったことを、名古屋議定書の普及啓発の趣旨も含めて、また、現場でのいろんな実態把握も含めて、私どものほうで主催して対応をしたいと考えております。

第16回の検討会は、このパブリックコメントの実施、それからその取りまとめ作業を踏まえますと、おそらく2月になるのではないかと考えております。また日程につきましては、委員の皆様には照会をさせていただいて、おそらく次回は最終回になると思いますので、なるべく全員の方が出られるような日程でと考えております、たくさんの委員の方が出られる日に設定したいと考えております。

以上でございます。

**亀澤課長** 今日は午前中から、予定の5時間を超えて7時間以上にわたってご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

いろいろ意見が出たところもありますけれども、おかげさまでパブリックコメントをかけるということまでは持ってこれたと思います。今後、パブコメを経て、年明けの第16回の検討会で最終的にまとめていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上